

衆議院 文 教 委 員 会 議 録 第 十 一 号

昭和五十九年四月二十七日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 愛野典一郎君

理事 大塚 雄司君

理事 船田 元君

理事 有島 重武君

理事 青木 正久君

理事 稲葉 修君

理事 榎本 和平君

理事 河野 洋平君

理事 二階 俊博君

理事 町村 信孝君

理事 小川 仁一君

理事 佐藤 徳雄君

理事 中西 績介君

理事 山中 末治君

理事 池田 克也君

理事 滝沢 幸助君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文部 大臣 森 喜朗君

出席政府委員

文部政務次官 中村 靖君

文部大臣官房長 而崎 清久君

文化庁長官 鈴木 勲君

文化庁次長 加戸 守行君

委員外の出席者

参 考 人

(日本音楽著作権協会理事長)

参 考 人

(日本芸能実演家団体協議会常任理事)

小泉 博君

博君

参 考 人
(日本レコード協会会長) 高宮 昇君

参 考 人
(日本レコード・レンタル商業組合理事長) 牛久保洋次君

参 考 人
(日本書籍出版協会理事長) 服部 敏幸君

参 考 人
(日本書籍出版協会理事) 中嶋 米夫君

文教委員会調査室長

委員の異動

四月二十七日

辞任

佐藤 徳雄君

田中 克彦君

中西 績介君

同日

辞任

小川 仁一君

湯山 勇君

細谷 昭雄君

同日

辞任

小川 仁一君

湯山 勇君

細谷 昭雄君

同日

辞任

山中 末治君

同日

補欠選任

佐藤 徳雄君

中西 績介君

山中 末治君

同日

補欠選任

田中 克彦君

本日

の会議に付した案件

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第

六二号)

○愛野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

本日は、参考人として、日本音楽著作権協会理

事長芥川也寸志君、日本芸能実演家団体協議会常

任理事小泉博君、日本レコード協会会長高宮昇君、

日本レコード・レンタル商業組合理事長牛久保洋次

君及び日本書籍出版協会理事長服部敏幸君、以上

五名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ御出席いただきまし

て、まことにありがとうございます。参考人各

位におかれましては、ただいま議題となっており

ます著作権法の一部を改正する法律案について、

それぞれの立場から忌憚のない御意見をお述べ

いただきますと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人から御意見をそれぞれ十分程度お

述べただいた後、委員の質疑に対してお答えい

ただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委

員長の許可を受けることになっております。

それでは、まず芥川参考人にお願いたします。

○芥川参考人 おはようございます。

私は芥川でございます。作曲家でございます。

同時に、作曲家、作詞家のつくりました音楽の著

作権を管理しております日本音楽著作権協会の理

事長も務めております。本日は、私どもの意見や

希望をこの場で申し述べる機会をつくっていただ

きまして、本当に喜んでおります。まず、厚くお礼

を申し上げます。

よく御存じのことだと思いますけれども、日本音

楽著作権協会、略称JASRACと申しますが、

私たちの団体は、作曲家、作詞家、音楽出版社合

せまして七千二百五十名の会員を持っております

我が国でただ一つの音楽著作権を管理する団体で

ございます。

昨年、いわゆる貸しレコード暫定措置法を成立さ

せていただきました。音楽をつくる立場にありま

す私たちは非常に喜んでおります。この場をかり

まして厚くお礼を申し上げます。ただ、

率直に申し上げさせていただきますと、貸しレ

コードの出現によりましてかなり大幅にその分配

金額の減った作家の方々がいらっしやいます。

こういう方々は一種の怨念のような気持ちを抱

ておられます。この暫定法でもなおかつ十分

であるという強い不満を持っていられしやる方が

いることも事実でございます。しかし、オール・オ

ア・ナッシングというような考え方にはなくて、

今の状態から少しでもいい方へ、半歩でも一歩で

も前の方へ歩いていく、そういう考え方に立ちま

すと、この暫定法というものは私たちに与りまし

て大変大きな励みになるわけでございまして、や

はりこの場をかりて厚くお礼を申し上げます。き

と考えております。したがって、衆議院文教

委員会小委員会におけます附帯決議の精神ある

いは趣旨というものを十分尊重をいたしまして、

これは頭にたたき込んで著作権の管理をしていか

なければいけないというふうに考えております。

そもそも、暫定法を通していただきたという

ことをお願いしましたのは私たち自身でございま

すから、私たちがその趣旨を尊重して、その精神

を尊重してやっていくということは、これは当然

り前過ぎるくらい当たり前のことだというふうに

考えております。

この原則に立ちまして、明らかに違法な高速ダ

ビング業者は別にいたしまして、許諾を求められ

たときには許諾するということを基本といたしま

して、私たちは日本レコード・レンタル商業組合の

方々と誠意を持って交渉を重ねてまいりました。

その結果、使用料の額等の大きな部分につきましては、幸いなことに完全な合意を得るに至っております。あと、運用の部分でも、小さな部分が残されておりますけれども、これは六月二日の施行期日までには十分合意が得られるというふうに確信を持っております。

そして、この暫定措置法は、あくまで緊急避難的な措置としてつくつていただいたものでありまして、必ず本法自体の改正を期待し、また願つていたわけでございますけれども、今回改正法案が提出されることになりまして、私たちは大変喜んでおります。結論的に申し上げますと、私たちはこの法案に賛成でございます。部分的には不満がございますが、結論的に申し上げますと賛成でございます。どうか十分御審議の上、一刻も早くこの改正法案を通していただきたいとお願い申し上げます。ける次等でございます。

レンタルレコードは、確かに一つの新しい音楽利用の形態であると思います。貸しレコードが出現以来繁栄に向かいましたのは、一言で言いますと大変便利であるということではないかと思ひます。しかし、幾ら便利でありましても、レンタルレコードが繁栄するためには、その母屋といひますか、もとになっておりますレコード産業の繁栄といふのがあつての上でありまして、そしてまた、そのレコード産業の繁栄といふものは、大衆から愛好される演奏者、実演者、あるいはいい曲が生まれる、ヒット曲が生まれるということが前提で、初めてレコード産業は繁栄するのでありまして、つまり、便利だからというところだけがもてはやされますと、一つの創造がまた新たな創造を生む、またその新たな創造が別の価値を持った創造をしていくという、そういう文化の最も基本的な条件といふものが壊れる結果になると思ひます。つまり、文化の基本的な条件が壊れるということとは、少し大げさに言ひますと、一國の文化といふものが衰退に向かうことになるといふふうに私は考えております。先生方を前にして大変釈迦に説法のためぐいでございますけれども、著作権法といふも

のが文化の基本法と言われる、あるいは著作権法の、著作権思想の普及の度合いというものがその国の文化の水準のパロメーターになると言われるゆえんではないかと思っております。

この意味におきましても、改正法案というのは非常に大きな意味を持っているわけでございますが、早急に成立させていただきたいと思っているが、もう一つの理由は、もし仮にもこの成立がおくればなるようなことになりまして、暫定措置法との間に時間的な間隙といいますが、空間ができるようなことになるわけであります、これは管理の業務上大混乱になることとなるわけであります、この意味からいってもぜひとも早期の成立をお願いしたいと思うわけでございます。また、本年の十一月には、世界じゅうの著作権協会でつくっておりますCISACという団体の総会を私どもJASRACの主催で東京で開催いたします。東京に世界各国の著作権団体の方々がお見えになるわけでありますけれども、世界に向けての日本の立場という点からも、この改正法案の早期の成立をぜひともお願いしたいと思うわけでございます。

先ほど、この改正法案に部分的に不満ありという表明をさしていただいたわけですが、それはただ一点でございます。最後の附則の第五条の二についてでございますけれども、「新法第三十条及び第一百九条第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製装置には、専ら文書又は図画の複製に供するものものを含まないものとする。」とありまして、この図画の中に楽譜が含まれているということとでございす。

非常に卑近な例で恐縮でございますが、私がある曲をつくつたといたしまして、パーティーの席などで演奏しますと大変楽しく気分が盛り上がるような曲ができたといたします。そして、私の友人たちが参りまして、ちょうどパーティーをするからこれを持っていくよと言って持っていくきます。そこへ集まる友人たちのために自動複写機器を持ってでもって複写をいたします。みんながそれを持ち

まして歌ったり演奏したりします。曲がうまうできていますと、それで気分が結構盛り上がり、あ、あ、いいなという気持ちにみんなをさせたといいますと、そこへ集まった人たちが、またパーティーするときにはこの曲を使おう、ぜひとも使いたいとみんなが持ち帰りまして、そしてパーティーするときにまた自動複写機で複写いたします。こういうふうになってきますと、幾何級数的にどんどん複写が行われます。著作権というのは英語でコピーライトと申しますくらいですから、こうなつてまいりますと、著作権の一番基本のところは危うくなるのではないかというふうに危惧いたします。

また一つ前の附則の第四条の二では、貸与に
関しまして、書籍または雑誌の中から主として楽
譜で構成されているものは除くというただし書き
がついておりますので、この複製の方の第五条の
二でも楽譜は除くとしないと首尾が一貫しないの
ではないかな、大変法律には不案内の私でもそう
いう気がいたします。この点につきまして御配慮
が願えれば大変幸甚でございます。

最後に、世界的な問題になっております私的録音、録画の法的対処の問題、つまり三十条問題でありますけれども、これは大変急速な技術開発に伴いまして非常に深刻な問題であると思いますので、早急な法的対応を講じていただく必要があるというふうに考えております。

以上、暫定措置法の施行についてあるいは改正法案についての私たちの意見あるいは希望を申し述べさせていただいたわけですが、改めまして申し上げますけれども、今回の改正法案に賛成であること、そして早期に成立させていただきたいということをお願い申し上げます。

本日は、私たちのためにこういう意見あるいは希望を申し述べる機会をつくっていただきましたことを本当に心から喜んでおります。厚くお礼を申し上げます。

○愛野委員長　ありがとうございます。（拍手）

次に、小泉参考人にお願いたします。

○小泉参考人 私は、社団法人日本芸能実演家団体協議会の役員をしております小泉博でございます。

私どもの団体、大変長い名前でございますので、芸団協というふうに略して言わせていただきますが、もちろん芸能人の団体でございまして、一口に芸能人と申しましてもいろいろなジャンルがございます。音楽、俳優、舞踊、それから演芸、いたしますと大体四つのジャンルに分かれるわけでございます。私たちの団体は、この四つのジャンルをつくっております全国の五十九の団体で構成されておりまして、その傘下の会員の数は五万六千名という団体で、現在、著作隣接権に関する業務の取り扱いとともに、そのほか芸能人の福祉問題にも取り組んでおります。芸能推進の活動ということを一番主な眼目として活動している団体でございます。そのように御承知おきをいただきたいと思います。

さて私たち芸能人は、芸能実演家と言うぐら
いでございまして、まずみずからがみずからの体
で演じてみせなければならぬ、そのためにはそ
の演ずる場を確保することが非常に大事なこと
でございまして、その場をいかに確保し、それ
を広げていくかということには深い関心を寄
せているわけなんです、そういう意味で申し
上げますと、録音、録画機器の発達は、一般
の国民の皆さんが喜んでいらっしゃるほどに
は私たちにとってはありがたいことではない
のであります。と申しますのは、一たん私
たちの実演がある固定物に固定されます、例
えばレコードとかテープにそれが録音、録
画されますと、たちまちあるときにはそれが
自分の敵に変身してしまふ、そして勝手に
ひとり歩きをして仕事場荒らしを始める
というような、まことに不都合なことになる
わけでございまして、平たく申しますと、
自分の影で自分が食われてしまふという
ような深刻な事態が生ずる可能性がある
わけにございまして。そのために録音、録
画機器の発達ということには非常に神経過
敏になっているのでございまして

が、何とか録音、録画物がひとり歩きをしないよう、あるいはひとり歩きがしにくいような法律をつくっていただきたいというふうに念願しているわけでございます。

しかし、御承知のように技術革新のテンポの速さは常に著作権法の対応を上回っているような状況でございます。おくれがちでございます。非常に残念なんです。今回の貸しレコードの問題というの、そういう法の盲点について新しく登場した商売とすることができると思いますが、この貸しレコードにしましては昨年議員立法で成立いたしました暫定措置法、これは非常に素早い対応をしていただいたということになりまして、私も、立法院の先生方の皆さんに大変感謝しているところでございます。そして、今回のこの改正法案もそれを受けた形で提出されたということでございます。もちろん十分な御審議を尽くしていただくことは必要と思っております。でも、できるだけスムーズに成立をさせていただきたい、組織を挙げて熱望しているところでございます。

さて、今回の改正案につきまして私どもは昨年、数回にわたりまして文化庁の方に私どもの意見とか要望を申し述べてまいりました。今回の改正案の最終案を見ましたと、その私どもの要望はほぼ全面的に貸しレコードにしましては取り入れられているわけでございます。すなわち、実演家に新たに貸与権を設けて、政令で定められた期間が過ぎた後は報酬請求権を認めているところとか、この報酬請求権による権利の行使、使用料の決定、徴収が文化庁長官が指定した団体で行うことができることと定めているところとか、また三十条の個人の複製を認めた条文に加えて、公衆の使用に供する目的で設置されている自動複製機器を用いる場合には複製を認めないということを定めている、こういうところは非常に現実に即した対応として私どもは大変ありがたく評価しているところでございます。特に百九条の二号におきまして、営利を目的として自動複製機器を設置

して権利の侵害となる複製に使用させた者に罰則を定めている点でございますけれども、これは間接的にせよ、権利の侵害行為に寄与した者には責任があるということを決めたわけでございます。これはこの後のいろいろな法改正の判断をする上に変に注目すべき点ではないかというふうに私どもは考えております。

この法改正が成立いたしますと、私どもにとつて大変頭の痛かった貸しレコード問題、高速デビング問題というのは一応決着するわけでございますけれども、成立の後、私どもは一日も早くこの貸しレコード業というものも含めたレコード産業の流通の秩序を取り戻して、誠実に話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

ところで、この改正法案が成立いたしました後でも、私ども実演家にとりましてはまだ著作権絡みの問題というのは幾つか残っております。特に次の三点にしましては先生方にぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それはまず、貸しレコード問題の論議の中から鮮明に浮かび上がってまいりました、先ほど芥川さんもおっしゃった三十条の問題、個人の録音、録画に関する問題でございます。この点にしましては、著作権審議会第一小委員会でも昨年の秋に、「家庭内における録音・録画問題についての抜本的な解決を図るため、制度面での対応が早急に必要である」という点については異論がない。というふうに出てくる点については異論がない。で、私どもとしては、この後の改正の目標を三十条に置いていただきまして、一日も早く世界的趨勢である補償金制度、いわゆる西ドイツ方式と言われているあの方式を導入していただきたいとお願いしたいと思っております。

次に、商業用レコードの貸与にしまして実演家の権利が認められたならば、当然、市販のビデオカセット、いわゆる貸しビデオにしましては実演家の権利が認められてしかるべきであるということ、私どもは実演家の立場で強く要望したいと思っております。もともと映画の著作物にしましては実

演家の権利は余りにも無視されているという感が強いのでございまして、映像に係るある芸能人にとりましては、この問題は非常に頭の痛い問題、著作権法に対する非常に深い不信感を持っているというのが実情でございます。貸しビデオにおける実演家の権利とともに、ぜひ映画の著作物における実演家の権利というものを根本的に見直しを図っていただきたいということをお願いする次第でございます。

最後にもう一つ、実演家の権利に関連して言わせていただくと、我が国がいまだに加盟していませんローマ隣接権条約、これは国際社会の一員であるという認識が余りにも欠けているのではないかと、いうふうに私も、考えております。自国の利益のみにきくうきううとしている日本という世界の認識を覆すためにも、ぜひ隣接権条約への加入を積極的に推進していただきたいと思っております。

以上三点を今回の法改正の後に控える著作権の問題として提案させていただきます。私の陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○愛野委員長 ありがとうございます。

次に、高宮参事人にお願いたしました。

○高宮参事人 日本レコード協会会長の高宮でございます。

本日、このような機会をお与えいただきましたことをまずもって厚く御礼を申し上げます。日本レコード協会は昭和十七年に設立されまして社団法人でございます。その目的といたしましては、レコード界全般の融和、協調を図り、優良なレコードの普及並びにレコードの適正利用の円滑化に努め、もって国民文化の進展向上に寄与するということを定款にも記載してございまして、その目的に向かって日夜努力している団体でございます。加盟のレコード会社は現在二十七社に及んでおります。まず、そういうことを冒頭に御紹介を申し上げます。意見を述べさせていただきます。と思うのでございます。

貸しレコード業というものが世の中に出てまいりまして以来、著作権者あるいは隣接権者あるいは流通方面を担当しておりますレコードの販売店というふうなところで摩擦が大変いろいろ出てまいりましたけれども、そういう事態に対応して、諸先生方が暫定措置法というものを昨年に、各党派一致しての御決定というふうな承っておりますけれども、そういう速やかな対応を示していただきまして、この混乱、摩擦の中に一つの秩序をお与えくださいましたことに対して、心から御礼を申し上げます。

その次に、現在著作権法の一部改正ということ政府が提案されました法案を御審議いただいておりますが、これもその相当な部分が、貸しレコードの出現に対して今後どういう秩序をつくっていくべきかという、いわば我々の業界に非常に関係の深い問題でございます。これを大変精力的に御審議いただきまして、我々にもこういう機会をお与えいただいたということに対しては、レコード業界としても深く感謝を申し上げます。同時に、法案の一日も早い原案どおりの御採決を期待申し上げます。

そういうことで、御審議の過程でもいろいろ御疑問が出たりあるいは新聞、世論その他を考えたとしても、今後新しい秩序をつくっていくかなければならぬということになります。この暫定措置法のもと、あるいは今後の著作権法改正法案の成立しました後の事態として、そういう秩序づくりに権利者三団体、JASRAC、芸団協、我々日本レコード協会というふうなところが、新しく生まれました貸しレコードの商業組合との間に、具体的に実現可能な合意を取りつけなければならぬというところがございます。これからは貸しレの商業組合の方々とその実質的な合意ということに向かいます。大いに努力をしたいと思います。と考えております。

この三点を諸先生方に申し述べまして、私の申し上げたいことの骨子とさせていただきます。と思っております。

日暫定措置法の運用をめぐる問題点に触れ、諸先生方の御理解をぜひ賜りたいと思つてゐる次第でございます。

昨年国会にて成立を見ました、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法は、来る六月二日から施行が予定されておゐり、日本レコードレンタル商業組合といつたしまして、その運用につき関係団体との間で交渉を継続してゐるところでございます。暫定措置法が成立いたしました際、衆議院では小委員長報告の形で、参議院では附帯決議の形で、それぞれ「許諾権の行使に当たっては、公正な使用料によって

許諾すること」と立法府の意思が明記されました。つまり、レコードの貸与をレコードの有力な利用形態の一つと位置づけた上で、商業用レコードの公衆への有償貸与による経済的利益についての社会的公平感を公正な報酬支払いにより排除する点に、その立法趣旨があつたと思料されます。

著作権者団体であります日本音楽著作権協会と私も日本レコードレンタル商業組合とは、この立法趣旨に基づきまして、ことし一月以来、公正な使用料の設定のため、誠意を持って、また精力的に交渉を継続してまいりまして、去る四月十三日、十回に及ぶ交渉を経まして双方基本的合意に達した次第でございます。日本音楽著作権協会と私も日本レコードレンタル商業組合とは、この基本的合意に基づきまして、今後運用細目に関する交渉を、先ほど芥川理事長様の御意見にもございましたとおり、誠意を持って継続することになっております。

月間の売り上げが百万円に満たない店舗が私どもの業界全体の六割を占めるわけでございます。音楽著作権協会との合意内容は決して容易なことではありませんが、レコードレンタル業が果たすべき役割として、また、この間、日本音楽著作権協会との間で醸成されました信頼関係を将来への布石にしたいと考え、合意を見たものでございます。

しかし一方、隣接権者でございますレコード製

作者の間には、許諾権の行使に当たりまして、ある種のレコードを一定期間貸し出しを禁止したい旨の意向があるように伺つておりますが、私どももいたしましては、立法趣旨に沿つて公正な使用料により許諾を賜りたいと切に願つてゐる次第でございます。仮に隣接権者により、ある一定期間貸し出しが禁止されるようですと、これは著作物の伝達の媒体が伝達の主体の権利を抹殺するといった本末転倒の事態を招きしめる結果になり、また暫定措置法の立法趣旨にも反することになるのではなからうかと思料いたすわけでございます。

私もレコードレンタル業界は、この暫定措置法及び改正法案を、音楽産業の中にレコードレンタルを位置づけた上で秩序形成を図るためのものと前向きにとらえ、これを機に音楽産業の一翼を担うものとしての役割と責任を果たすべく、商業組合もその意味において設立してまいつたわけでございます。したがって、レコードの一部貸し出し禁止といったものは、法律のもとでの秩序形成を阻害するだけではなく、著作権者団体との間で形成しつつある信頼関係をも破壊しかねないものと考え次第でございます。

最近のことでございますが、九州のあるデビングのチェーン本部が、長年の私どもの組合の説得が功を奏し、店頭から一切のデビング機器を撤廃し、組合に加盟申請してきてゐるという事実がございます。この例からも御理解賜りたいのでございますが、当商業組合は、レコードレンタル業界内部の秩序形成に資するため、今後も相應の役割を担つてまいる所存でございます。

したがって、許諾権の行使に当たりましては公正な使用料によつて許諾されますよう、国会並びに文化庁当局におかれましては、レコードレンタル業の正当な位置づけに関し、御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます。私の意見陳述とさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)
○愛野委員長 ありがとうございます。

次に、服部参考人にお願いたします。

○服部参考人 私は、日本書籍出版協会を代表し、また日本雑誌協会を代表しまして、出版界を代表して、皆様におかれましては、御披露申し上げたい、かように思つてございます。

本日、このような機会を設けていただきましたことに對しまして、まずもって厚く御礼を申し上げます。

最初にお話し申し上げておきたいのは、日本書籍出版協会の規模はどうかということになります。日本出版界は出版社が四千から五千と一概に言われておりますけれども、実際に常時活躍しておりますのは五百社前後であらうと思われ、四百十九社でございます。日本の書籍出版物の点数、部数ともに八〇％から八五％のシェアを持つてゐる。我々は考へておるわけでございます。また、日本雑誌協会の方の会員は六十七社でございますけれども、これもやはり八〇％から八五％くらいシェアを持つてゐる協会である。したがつて、この両者でほとんど日本の出版界を代表してゐるというふうにお考へいただいてよろしいのではないかと、かように思つてございます。

それでは、私どもが平素考へておりますことを簡潔に申し上げて御理解をいただきたい、かように思つてございまして、

著作権法が施行されてから十三年間に起つた著作権をめぐる状況の著しい展開に即応して、今次の改正法律案が公表されました国会に上程される運びになりましたことに對しまして、私どもは深い敬意を表する次第でございます。

私ども日本書籍出版協会は、出版界を代表して、法改正案作成までに三回にわたりまして、文化庁長官にあてまして、いろいろ出版に関連する事項の改正につきまして意見を具申申し上げてまいつたわけでございます。しかし、今回の改正案を拝見いたしますと、出版権設定の義務化、頒布権の新設等主要な項目が法律案の中に取り入れられていないということを私どもはまことに遺憾に存じてゐる次第でございます。

去る四月三日付の要望書の中で述べましたように、法律案の成立を間近に控へまして、法律案の附則第四条の二及び第五条の二を私どもはぜひ削除をさせていただきたいということを、この機会に改めて要望する次第でございます。

その一つは、著作権の一種として新たに法定される貸与権から「書籍又は雑誌の貸与」を当分の間除外してゐることでございます。書籍または雑誌の公衆への貸与が、レコードなどと同じくして複雑な状況にあることは私どももよく理解をしております。貸与権が著作権に属するものである以上、その制限はできるだけ最小限にすべきものであると私どもは考へておるわけでございます。

それから、その二つは、(自動複製機器についての経過措置)として、もっぱら文書または図画の複製に供するものを当分の間除外いたしまして、私的使用の自由に任せ、またコピー業者の責任も問わないとしてゐる点がございまして、このことは、第三十条の私的使用における複写行為を把握することがまことに至難であるとの実情認識に立つてのことであるということが察せられますが、他面において、法が著作権侵害の事実を放置することにもなりません。利用者側に著作権に対する安易な誤解を許す結果を招来するのではないかと我々は大変危惧してゐるところでございます。

ここで、私どもは、この附則の二つを削除することを特に要望するわけでございますけれども、諸般の事情で、皆様御審議をなさつていて、その削除に関する要望が今回もし認められないという場合を想定いたしますと、附則の二つの例外規定における「当分の間」ができるだけ短期間であるように明確にさせていただきたい、これがまた必要であると我々は考へるわけでございますので、その点も十分御考へいただきたい、こういうふうに思ひます。

また、附則第四条の二の貸与権については、出版物の貸与に関する実情調査と適切かつ公正な立法が速やかに行われることを期待する次第でございます。

一例を挙げますと、貸し本業といえますけれども、従来の貸し本業ならばまだ考える余地もあろうかと思いますが、最近ではコンビニエンスレンタル業が盛んになりつつある芽が生じていることでございます。したがって、この人たちは同志を集め、夜間遅くまでもこの貸し本業を行うという風潮が芽生えてきているということも御承知おきをいただきたいと思いますし、この人たちは貸すことによつて営業を営んでいるのだというふうな十分お考えをいただきたい、かように思うわけでございます。

附則第五条の二の「専ら文書又は図画の複製」の第三十条及び第九十九条第二号からの除外についてでございますが、目下私どもで企画され、実現の緒につこうとしております著作権の集中的権利処理機構の成立と同時に、これらの附則が削除されることを明確に定められるべきである、このようにも考えておるわけでございます。

先日某週刊誌に出ておりましたが、その前に私どもの傘下におります自然科学系の出版社の調査によりますと、四年前にいろいろ各方面のデータを集めて試算いたしますと、自然科学系の出版社の書籍が約十五億ページぐらいいコピーされ使用されていると見積もられている事実、したがって現在は確かに二十億ページぐらいのものが使われているのじゃないかというような試算も成り立っている状況でございます。

なお、私どもは、著作権の集中的権利処理機構が十全な機能を果たし得るためには、出版物の複写に対して出版社が独自に主張し得る出版社固有の権利、例えば版面権とも称すべきものが著作権隣接権の一種として認知されることが必要と考えておるのでございますが、これらについていすれ考えてまいりたいし、またいろいろとお話し合いをしたいというふうな考えておりますことを申し添

えまして、私の発言を終わらせていただきたい、かように思います。

本日は、どうもありがとうございました。(拍手)
○愛野委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○愛野委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 参考人の皆さんには大変御苦労でございました。いろいろのお立場から今までも御要請を承っておりまして、それらを総括して、きょう、参考人の皆さんのお話を聞きまして、我々の意図もよく御理解いただいて、しかも御努力をなさっておられることに對しましては安心もいたしますとともに、感謝申し上げたいと思います。

いろいろ御指摘のあった点につきましては、今日までの審議の中でほとんど触れてまいりました。したがって、一々の問題についてお聞きする時間もございますからそれは省かせていただきます。今後の法律の運用あるいは暫定措置法の運用等について文化庁のやらなければならぬことは非常に多いと思います。それから、ただいまの改正案が施行されるに至りまして、文化庁長官の場合によつては裁定といったようなこともありまして、これらを含めまして、この段階で文部省といえますか、文化庁に特に御要望がある方、ひとつお述べいただきたいと思

と申しますのは、暫定措置法の対応については、速やかに対応してもらったという御評価もありましたけれども、あるいは御意見の中には、非常におくれておる、事が起こってから後を追っている事態という御指摘もございましたので、それらについて特に御要望があればお述べをいただきたい

というのが一つでございます。

それから第二の問題は、国際的な問題とも関連いたしまして、ローマの隣接権条約に早く入ってほしい、早期加入の御要望、これは前に芸能実演家団体協議会、芸団協の方からも文書でいただいておりますし、また、本日の御意見の中にも何人かの方々がそれがございました。このことは私たち、もう二十年もたつておることですからしつば要望もいたしますし、今回も非常に強く要望して、文部省もなるべく早くというようにございまして、文部省もなるべく早くというようにございまして、ただ、費用がかなり余計にかかるといういろいろなことがありましたが、それらについて特にどういうメリットがあるのか、具体的なものがあればお述べをいただくと、それから、日本人が持っている著作権に對して外国から許諾を求めるといふような件数はどれくらいあるのでしょうか。これもどなたか、多くの方が御関係です。それから、芥川参考人なりあるいは芸団協の小泉参考人なりから、おわかりであればお述べいただきたいと思

それから第三番目。録音機器の問題、これも随分取り上げてまいりました。その中で、今西独方式を採用してほしいというお話もございましたけれども、これについては何通りか外国でも違った方式があるようでございます。特に西独方式といふのを御要望になった理由、これも簡単に述べをいただきたい。

それからその次は、今回の法律では、著作権者は別として隣接権者については許諾を要する期間が一月から十二月というかなり幅がございまして、暫定措置法では一年ということになっておりますけれども、一体どのくらいなところが今日の事態で、皆さんお考えになつて——これは牛久保参考人の側も御要望があると思ひますし、隣接権者の方々もあると思ひますので、一月から十二月の間に決められるという政令、これはどのくらいの期間が適切だと思ひになつていらっしゃるか。

けれども、同じような問題を取り上げまして、文部省もできるだけ早く対応するというようなことでもございましたが、特に貸し本業というのは、私も政府の説明を聞いて、直ちにこの法律の適用対象には無理じゃないかという感じを持ちますけれども、もし御意見があればお聞かせ願ひたい。

それから牛久保参考人には、さっきの質問がありました。基本的には三つの条件をお述べになつて、権利者団体と友好的にやっていたいとか、みずからアウトサイダーの規制をするとか、あるいは店頭でダビングを掃するとか、これらはいずれも非常に適切な活動だと思つております。しかし、かなり多いことも多いので、せつかくできた組合で全体をきちんとまとめていくというのは大変だろうと私は思うのですが、その辺についてのお考えがあればなお聞かせ願ひたいと思ひます。

時間が非常に短うございますので、多分御答弁いただいたらあと重ねての質問はできないと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

○芥川参考人 私のお答えできるところだけ、まずお答えしたいと思ひます。

まず、文化庁に対する要望があつたというお話でございますけれども、私たちは、文化庁が今度の改正法案に積極的に取り組まれて、その大変な努力に本当に敬意を持っております。アメリカの上院議員のマイアス氏という方が講演なさいました言葉の中に、著作権法というものは今まではこりかをかぶつて隅々の方にいた法案で、それが科学技術の開発のおかげで途端に舞台の中央に躍り出てきて時代の脚光を浴びている、これはシンデレラみたいなもので、シンデレラ法案と言つてもいいんじゃないかというふうな講演の内容がございましたのですけれども、まさに日本でも同じような状態でございます。したがってシンデレラである間に、できるだけその時代に即応した改正を次々と精力的にやつていただきたいというのが最大の希望でございます。最後に靴を脱ぐことになるとかどうか、これはわかりませんけれど

も、時代にできるだけ即応した形でどんどんやりませんと、時代の方がどんどん先に行ってしまう。大変当たり前のことでございませうけれども、そういうふうには思っておりません。

それから、外国と日本との使用許諾の問題でございませうけれども、これは金額で申し上げますと、日本の曲が外国で使われるというのは約一億ぐらいいだと思ひます。これは、JASRACの全使用料の中のパーセントからいいますと大変低いパーセントになります。それから、外国へ送っております送金は四十億以上になると思ひます。つまり、牛肉、オレンジではなくて、大変反対になっておる。これは大変残念なことで、著作権を管理する団体としてそういうことを申し上げるのは適當ではないかもしれませんけれども、私たちの努力によって、もっと海外の市場に日本の音楽が進出するという状態をつくり上げることが必要ではないかと思ひております。

それから、なぜ西独方式と言うのかという御質問がございましたのですけれども、西独はもう十年以上の経験を持っております。世界で一番最初からそういう問題に着目して勇敢に挑戦していったという事実がございまして、私たちはその西独のやり方に一種の羨望を持つていいます。自分たちもあいつうふうになれたらいいなという気持ちがいふもありまして、その願望のあらわれという意味に受け取っていただいてもいいかと思ひます。あるいはもう少し冷静に考えれば、西独と日本とは国情も違いますから、本来ならば日本方式というものが一番大事なのではないか。その日本方式も、オーディオ機器の製造という点では日本は世界に対して非常に責任があるわけがございませうから、そういう意味からいいますと、世界に誇れるような新たな日本方式というものが考え出されれば一番すばらしいことだといふふうに私は思っております。

○小泉参考人 私、御質問の中にありましたローマ隣接権条約加盟というに関連して、私のできる範囲で御説明をさせていただきます。

思ひます。

私たちが芸能実演家の団体は、国際的ないろいろな実演家の団体との交流もございまして、国際会議などに参つたときに、日本はなぜ隣接権条約に早く加盟してくれないのだという質問を受けたときに、何とも返答に困るということがございまして、理由をいましては、NHK、民放それぞれ外国盤を使っているものに対してお金を払わなければならぬ、これが膨大な量になるのになかなか踏み切れないというふうな反対があるようございませうけれども、経済大国の日本の理由をいましてはまことに何とも恥ずかしいような理由でございまして、理由にならないということを言われるケースが多いのでございませう。

それからもう一つ大事なことは、国内の邦盤を使った場合には私たちに商業用レコードの二次使用料というものが支払われているのでございませうけれども、洋盤を使う場合にはそれが全くたで使われるということ、放送時間の大部分を洋盤を使用するというようなケースが出ておりました。例えばNHKの実態を調査した結果によりまして、レコードを使った音楽番組が音楽番組の八三・三%を占めているのですが、洋盤を使ったものが五・六・六%という数字がございませう。それから民放の場合には、レコードの使用が九五・八%、そのうち洋盤の使用が三三%というふうな数字がございまして、非常に多くの部分が洋盤で埋められていまして、非常に多くが洋盤で埋められていまして、お金を払うということになります。邦盤を使う量もふえるのではないかと、あるいは私どもが一番望んでおります実演で放送番組を埋めるということがふえるのではないかと、これが期待される点が一点でございませう。

それからもう一つ、どういうメリットがあるかということもございませうけれども、隣接権条約に加盟いたしました結果、そのお金が外国へ流れてしまつて、日本としては経済的に非常に打撃を受けるというか損するのではないかと、これは私どもの国際

機関の話合いによりまして、ロンドン原則と言つていまして、お互に支払われたお金をそれぞれの国の団体でキープしておりまして、それをその国の相互の実演家のために使用する、あるいは外国芸能人が訪ねてきたときに、その活動の助けるために使うというふうな使用方法ができる、そういう取り決めを私どもの団体の方ではやろうというのを進めているということもつけ加えさせていただきます。

○高宮参考人 ただいまの湯山先生の御質問に対して、芥川さんと芸協の方の小泉さんから御説明がございましたので重複は避けまして、私どもも全く同じような考え方でございませう。

なお、御質問の中に、許諾を要する期間をどのぐらい希望するかという点がございました。この辺は、レコード製作者としても非常に関心の深いところとございませう。これは今後商業組合の方々と十分にお話し合いをしながら、この制度の定着を考えていきたいと思いますけれども、今度の暫定措置法あるいはその前の法案を最初におつくりになられたことなどを思い起こして見ますと、この「一年」というのはこの状況下において最も適切な期間ではないか。先々のことは十分に読み切れませんが、十二月をちょうだいしたいというふうなレコード製作者、レコード協会としては希望いたしますので、そういう意見を申し述べさせていただきます。

○牛久保参考人 先生の方から御指摘がありました、業界の指導あるいは組合の強化といった点についてお答えいたします。

まず、私ども、使用料支払いに対処するために著作権協会の支部組織に対応いたしました九つの地方支部を組織していき、それを活動基盤にして頑張つていこうと思つております。また、未加盟店への加盟呼びかけ、デビング行為の廃止といったことに対しては、既に組合といたしまして活発に行つておりまして、またさらに努力していきたいと思ひます。なお、著作権協会のお力もおかりしてさらに進

めていきたいと思ひております。

また、許諾期間、いわゆる政令の期間ということとすけれども、私どもにとつてもこれは最大の関心事でございまして、隣接権者の権利として、基本的には報酬請求権が妥当であると考えております。したがつて、本来隣接権者への許諾権付与に関しては疑問を持っております。暫定措置法におきまして、附帯決議の趣旨であります公正な使用料により許諾がなされる、こういったことが実質的な意味合いとすれば、いわゆる利用禁止の伴わない許諾権ということであるならば、私ども期間にはこだわらなせん。

それから、私どもの実態調査いたしましたところによりますと、発売時期別の貸出状況ですけれども、新譜発売後一か月以内が四二・三%、三か月以内が三六・二%ということとございまして、全体の七八・五%を占めているわけとございませう。この点も御理解いただきたいと思います。

また、文化庁への要望でございませうが、まだレコード協会、製作者側との認識におきまして大変なギャップがありまして、六月二日までに合意ができるかどうか不安でございませう。商業組合といたしましては、あらゆる機会を利用して話し合いを進めていきたいと考えておりますし、ぜひ文化庁には積極的な調整を図っていただきたい、このように考えております。よろしくお願ひいたします。

○服部参考人 湯山先生にお答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、最近は今までの常識とは違つて規模の大きいものが出てきています。これが広がる傾向にあるんじゃないかと、このように我々は考えておりますので、こういう点について御理解をいただきたいということとございませう。

し、公貨権と申しますか、図書館の問題も、当然、図書館が多くなつてまいりますと、この問題が外国と同じように、ドイツの貸与に対する請求権の

問題、こういう問題がみんな決められておりまして、ヨーロッパにおいてはそういう状態に來ているということ、将来日本もそういう状況を迎えるんじゃないかと考えますので、お考えいただきたいと思ひます。

それから、希望はないかというお話でございましたが、文化庁に対する要望は先ほど私から申し上げたわけですが、もう一つ申し上げますと、現行の著作権法では、著作権者は出版社に出版権を設定することができるとなっているわけですが、そうなりますと、著作者の意思によつてはそれを許さないということもできるんじゃないかということ、出版権がそういう法的権利を持たないということにもなるわけでございます。したがつて、レコード製作者や放送業者と同じように、出版権というものは隣接権として認めていただくというふうにするのが当然であり、出版社独自の権利を持たしていただきたいと考えているわけでございますので、お含みをいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○湯山委員 どうもありがとうございます。

時間がオーバーしましたので、終わります。

○愛野委員長 池田克也君。

○池田(克也)委員 公明党の池田克也でございます。

きょうは、大変御苦労までございました。今、湯山先生からもお話がございましたので、タブラナのように気をつけながら伺ひたいと思ひます。

最初に、きょう五人の参考人の方々においでいただいたわけですが、私、拝見しております。四人の方々それぞれ、この法案については不十分であるけれどもむしろ望むところであるというふうな受けとめでしたが、日本書籍出版協会におかれましては、今回の経過措置が二項目ついておりまして、つまり雑誌、書籍については今まで貸し本業等があったことにより除外するというふうな規定でございまして、これをこのま

ずつと広げてまいりますと、特に建築関係の図版であるとか、あるいはファッションの型紙であるとか、こういうものの複製は現実に文化の所産として出版されるのでありますが、形を変えてくるのではない、文化の趨勢から見て、私は非常に重大な影響を持つてくるんじゃないかと思ひているわけなんです。今大変柔軟な対応で、「当分の間」というのをなるべく詰めてほしいというふうな御要望でございましたが、私は本音を言うならば、今回の法案について、活字を媒体として思想をお訴えになつていらっしゃる書籍あるいは雑誌の皆さん方から見ると、音の方にはそれなりの配慮があつたけれども自分たちの方には大変厳しいというふうなお考えではないかと拝聴していただけないんです。これはこの委員会を構成するメンバーも一番心配をしているところでございます。この雑誌、書籍の皆さんの声を再度承りたい、これが第一点でございます。

第二点に触れますと、ちよつと具体的になりましたが、さつきコンピュータエンスの話がございましたが、貸し本屋さんの形態が変わつてきているということも指摘をされておりましたので、その点についてのデータがもしありでしたら、後で書簡でも結構ですが、お述べをいただければと思ひます。いつもですと一回ごとにやりとりするのでありますが、きょうはこういうことですので幾つか項目を並べますから、順次お答えいただければと思ひます。

三番目は、今日までいろいろと裁判が行われておりました。私、細かいことはここで申し上げませんが、貸しレコードにまつわる裁判があつたように承知をしております。これは、レコード業界あるいは作曲家の方からそれぞれ提起された裁判が、今日係属中であるように伺つております。暫定法が六月に、また新法が六十年から施行されるわけですが、ある程度の経過期間はあるにせよ、新しい一つの考え方が導入されてくるわけでございますので、この裁判は今後どうなるかという問題でございます。

四番目は、牛久保参考人にお伺ひしたいのでありますが、業界として非常に伸びていらつしやる。若い人たちのニーズに合つたというふうには私は受けとめるのでありますが、今後この御商売も、競争がふえてくるにつれてなかなか厳しかろうと思ひます。今平均的にどのくらいのレコードを各お店が用意しているのか。こういうことになりまして、ある意味では認知された業態になつてくるわけでございまして、これからこの業種に対する一般大衆の要望にさらにこたえてかなりのものを取りそろえていかなくてはならない。今まではある意味では経過的な状態だつたと思ひますが、そうしたことに付いてかなりの投資も出てくるでございまして、また大資本の参入ということも出てくるのじゃないか。目まぐるしい時代の変化でございまして、今皆さん方が持つていらつしやる将来にわたつての心配点、問題点がありましてお聞かせいただきたい。

それから、大ざっぱなことを伺ひするようでございますけれども、これは芥川参考人にもお伺ひしたいのでありますが、作曲家の方々の心情として、著作権というものを貸与するということは、ある意味ではなかなか合意が得られなかつたのじゃないか。確かに、自分の持つてゐる財産の新しい使い方ができたわけでございまして、喜ぶ方もいると思ひます。しかし、創作活動というものをどう評価するかと見るときに、軽々に貸したり借りたりするようなものではなかつたという論議もあると思ひます。小説とか詩とか、大変短い形態で表現される活字を媒体とする創作物などにおいては、特にそういうことが言えるのじゃないかと私は思ひます。生涯かけて生み出した短い創作物がコピーされて、それなりの利用は結構なんです。何とも言えないものが今のところあるのじゃないか。時代の変化とともに新しい利用形態が出てきて、それが法案として国会にかかつてくる。私自身も、この問題に関心を持つてきた者の一人としてわからないわけではないのですが、これでいいのだろうか。つまり、日本人の

中に著作権というものの普及、大事なものとんだという認識が十分に定着しないまま新しい利用形態が出てきているのではなかつたか。これはここで簡単に答えは出ないと思ひますが、せつかくの機会でございますので、むしろ作曲家のお立場、それから作品を活字で発表されているお立場、芥川参考人と服部参考人お二人にお伺ひをしたいと思ひます。

並べましたので大変恐縮でございますが、お答えいただければと思ひます。

○愛野委員長 参考人各位にお願い申し上げます。

各党の持ち時間の関係上、御答弁は、まことに申しわけありませんが、簡潔にお願いを申し上げます。

○服部参考人 池田先生に申し上げます。

先生がおっしゃるとおり、書籍、雑誌のみがコピー、複写を含めて留保されているということは我々はまことに残念に思ひますので、これを除外しないようにしていただきたいのが我々の本旨であるわけでございまして、ぜひそのようにお願いしたい、かように思ひます。それから貸し本業のお話でございますが、一例を申しますと、阿佐谷に最初起きた業者が現在チェーンとして二十八店持つておりまして、大きいのが大久保とか北新宿というふうなことで、また新規に九店がこのグループに入つてくるというふうなことも聞いて、もうでたんじやないか、このように思ひます。主として新刊を売る、そしてレンタルもやる。それで、彼らが言っているのは、新刊を売るとレンタルは二対一ないないんだけれども、現在は二対三だ、貸している方が三だ、こういうことを言つて、金のない人には金を貸して、給料を払つて、それで独立させていく、こういう形態をとつてきておりますので、やはり世の中の進歩というものは非常に早いということが言えます。もっと詳しいデータは、また調べましてお手元にお届けしたいと思います。どう

ぞよろしく。

○芥川参考人 池田先生の御質問は、貸しレコードに関して訴訟は将来どうなるかということでごさいます。貸しレコードに関しては現在和解が進行中でございす。ただ、高速デビング業者に對しまして損害賠償の訴訟が係属中でございす。

それから、貸与ということについて作曲家の心情を述べるとおっしゃいましたけれども、大変励まされていられるような気がしますし、大変ありがたう御質問だと思ひます。ただ非常に微妙な問題だと思ひます。

私どもを守ってくれる法律というものはとにかく著作権法しかございせん。したがって、生きるか死ぬか、その著作権法をつえにして生きていくわけでごさいますから、その権利が拡大されれば拡大されるほど心情的には励みになり、よい創作を生み出す原動力になるかと思ひます。しかし、作曲家といへども、現代社会のいろいろな制約の中で妥協しながら生きるを得ないわけでごさいますから、著作権法も社会の動き、ことに最近の科学技術の進歩、それが人間社会にもたらす幸福というもののバランスも、この現代社会に生きる以上はやはり避けられないところだと思ひます。ですから、そのバランスといふところか兼ね合

いといふものを私どももよくわきまえて、そういう自覚を持って仕事をしていくということ以外にないのではないかとこゝろに考へます。

お答えになつてゐるかどうかわかりませんが……。

○高宮参考人 レコード協会といたしましては、訴訟問題で池田先生にお答え申し上げなければいけないかと思ひます。

御案内じやないかとも思ひますけれども、実は現在六件、貸しレコード問題が起きまして以来裁判上の争ひになつておりまして、一つは貸しレコードに関連した相手さんから訴えられた、あとの五件はこちらの方から訴えたわけでごさいます。

一番基本になつておりますのは、私ども東京地

裁二十九部にお願ひしました、貸しレコードというものは現行著作権法上の我々がちやうだいしている複製権を侵害しているのではないかということについての御判断をちやうだいするということでごさいます。これはその後の暫定措置法が成立いたしましたから、また改正案が審議されているというところから、裁判所の方から、和解に應じてはどうだというお話がございまして、これは商業組合さんの方でもこれに應じるといふ御意向を表明されたようでごさいます。私どももそういう意向を表明いたしまして、今二十九部の方で裁判長、鋭意和解に向けての考えをまとめておられる、そういうふうな状況でございす。

あとの仮処分その他につきましては、既に二件が私どもの主張を認めていたのだと考へております。そういう形で判決あるいは決定をちやうだいたしてございす。これも相手さんの方からまたさらに控訴されているというふうなことがございすので、この辺は、専門的にはよくわかりませんが、新しい法律もできてまいりましたし、その中で代理人の弁護士さんともよく相談しながら、なるべく円滑に收拾していけるような方向で終結に向かいたいと思つております。

以上でございす。

○牛久保参考人 先生の御質問にお答えします。まず、裁判関係でございす。私どもも裁判所の方から和解勧告を受けて、基本的には、いかなる時と場でも誠意を持って積極的にお話し合いをしたい、こういう考へておりますので、暫定措置法の運用をめぐる話し合いも既に二回行われているわけでごさいます。また、JASRAC、日本音楽著作権協会から訴訟を受けた件でございす。今取り下げる方向と聞いております。

それから、レコードレンタルの今後についてどうか、こういう御質問でございす。その前にレコードレンタルが発生した背景はどうだったのか。先ほどお話がありましたようにニーズに合致したからだろう、こういうことでごさいます。

それにはやはり録音機器の革新あるいは普及、こ

ういったことがあつたと思ひます。また音楽が、室内からアウトドアに音楽を聞くスタイルが變つてきているということがあつたと思ひます。そして、そういう中で新たな音楽の底辺を私どもが拡大してきた、このように考へている次第でございす。

また、私どもの調査によりますと、貸しレコードの利用者の千人アンケートをいたしましたところ、レンタルを利用する理由は何かという質問に對しまして、レコードが高い、こゝろに高いたお答えをなさつた方が五二%ございす。そして試聴してみたい、こゝろに高いた方が二%と、非常に高い数字になつております。また、レンタル店を利用後レコード購入枚数がどう変化したか、減つたか、こゝろに高いた方が四%ございす。また、購入したLPの中で気に入つた曲は何曲ございしたか、こゝろに高いた方が二曲以上ございす。また、購入した曲の中で、十曲あるいはそれ以上の曲が含まれてゐるわけでごさいます。そういう中で、大体三曲から四曲気に入つたという方が四九%、二曲が一九%であり、こゝろに高いたところレコードレンタルの有用性、必要性があると思つております。

また、一カ月の貸出枚数ですけれども、一店舗当たり平均三千四百二十枚ございす。そして、一枚当たりの貸出回数が十五・三回でございす。また、一店舗当たりの会員数が現在、平均六千三百三十三名でございす。

こゝろに高いた中で今営業しているわけでごさいます。最後に大資本の参入についてはどう考へているかといふことでごさいます。当然私どもも予想されることと考へておりますが、これに對しては商業組合として今後対処していきたい、このように考へております。

以上です。

○池田(克)委員 ありがとうございしました。終わります。

○愛野委員長 滝沢幸助君。

○滝沢委員 参考人の皆さん、まことに御苦労さまです。お聞きしましたところ、皆さん、本法の改正案に對しまして大筋において御賛成をちやうだいでしているようで、まことに安心をいたしましたところでごさいます。

承りまして一々ごもつとも存じますが、せっかくの機会でありますから、簡単に結構ですが、一つには芥川参考人さん、抽象的で大変恐縮に存じますけれども、よき音楽を今後とも普及発展せしめるために私たち政治の部門が果たすべき役割といふことがかかっていることが、今度の改正案はそれといたしまして、今後の課題として何かございすでしょうか、ほんの一言で結構ですからお願いしたいと存じます。

高宮参考人さんにお伺ひしたいのであります。先日も質問の中でも触れたことでごさいます。貸しレコード業が出現したことによりまして業界が大変御苦労されている。何か私が素人で承つたところによりますと、全国で八千店ぐらゐの中で一割近くがこの一年間に閉店という、転業なさつたとも聞いているわけでありす。税制面でも大変な御協力をちやうだいでしているわけでごさいます。また、よき音楽が再生産されるためにはレコード製作会社また販売業者の皆さんが繁栄していただくためにはならぬことでありすから、その面での具体的な御苦労をされてゐるのか、少し具体的に承ることができればと思ひます。

最後に服部参考人さん、実は附則五条の二につきましては、私も先般、この「当分の間」といふのはいつ取れるのかと聞きました。集中管理の処理機構が発足をすればいいのだという言葉を執行部からちやうだいたしたことでございす。しかし、そうなれば逆に、業界といたしましてこの集中管理の機構はいつのようになつてゐるのかといふことになつてくるわけでごさいます。この間の見通しはどのようなことでごさいますか。

そして、これまた抽象的で大変恐縮に存じます

が、せっかくの機会でありましてから教えていたいただきたいのでありますが、今議会で各党とも苦勞しておられますのはいわゆる悪書、悪書が良書を駆逐いたしましたような状況でございますが、困っているわけでありまして、これには行政や政治の果たすべき役割もあるように思ひまして、議員立法が議会の決議かというように苦勞してゐるわけでありまして、しかし、業界の皆さんも、金がかかればいいということじゃないと思ひますので、どのようなことで日本によき出版文化財を提供されようということに御努力願うのか、この点触れていただければありがたいと存じます。

○芥川参考人 よき音楽文化の普及発展のために政治は何をすべきかという御質問だと思ひましたが、これにお答へするのは大変失礼きわまりないことにならざるを得ないと思ひるので、気が進みませんでございします。

しかし、あえて申し上げますと、どの政党を問はず、文化政策の確立ということこそ一番重要ではないかと思ひます。文化というのは、人間一人一人がいかに生きがいを持つてすばらしく生きていくかということに尽きるのではないかと、うに思ひますので、文化政策というものはあらゆる政策の基本、最も根本でありまして、政治、経済を突き抜けた人間の生き方を問う問題であると思ひます。その文化的な領域において、一番もとなる物を生産していくという部分についての法律が著作権法でございまして、釈迦に説法で本當に申しわけないと思ひますが、その部分のよりよき改正法案が、時代に即応して絶えず新しいものがつくられていく、そういうことが一番大事ではないかというふうに思ひております。

私ども文化に携わる人間の自覚とか努力ということももちろん必要でありますし、この著作権法に即して言いますと、今私ども権利者、著作権者と隣接権の権利者の方々、それから商業組合の使用の方々がいっぱいいらっしゃるわけにございしますけれども、一見対立するようになりましてすけれども、

これは最後まで対立しておりますと、先生のおっしゃるような音楽文化のよき普及発展は望めないのではないかと、うに思ひております。長くなつて恐縮ですが、フランスの小説家にサン・テグジュペリという人がおられて、フランス人だものだから非常に愛についてのエッセイが多いのでございしますけれども、愛というのは二人が見詰め合うことではない、二人が同じ方向を見詰め合うことだ、というエッセイがございします。まさしく著作権の使用と権利者の関係はそういうことではないか。同じ方向を見詰め合つてお互いに協力することこそ、音楽文化の普及発展に一番大事な要件ではないかというふうに考えております。

失礼いたしました。
○高宮参考人 滝沢先生の御質問にお答へさせていただきます。

この窮境を切り抜けるために具体的にどういふうなことを考へているかという御質問の趣旨に受けとめまして、その前に貸しレ、貸しレコード業の出現によりまして、先生も御指摘のように、御説明も申し上げましたが、非常に打撃を受けておりますのが販売業界でございまして、これは一年ばかり前の約一年間の実績でございしますけれども、出現以来約七百軒に近い、正確には六百五十六軒のレコード店が、五十七年七月から五十八年、昨年の六月までの間に転廃業したというように、この事実としてございします。それからまた、一部の調査によりますと、こういう状況ではレコード販売店というものの将来に対して、要するに子供やら何やらにはもう業は継がせないという返事が三分の一のお店から来たというように、このこと、販売業界の方には大変危機感がございます。

私どもは、こういう新しい法体系のもとで貸しレ業というものを全面的に否定するということとはこれからもう許されないうでございしますし、また今の芥川さんのお話ではございせんが、レコード業界の繁栄のために何か共通の接点を求め

ていくということを努力することも市民としての務めだと思ひます。

そういうことで、これから十分に貸しレコードの方とは忌憚のないお話し合いを合つて相互の合意に到達したいと思ひますけれども、基本的には、どうしても私どもはこの許諾権の行使に関連いたしまして、何と申しまして作品が大きく生命力と申しますか、活力を持つようなところまでは育てていきたい。貸しレコードでどんどん貸されていく、それもまた非常に安い値段で貸されていくということになりますと、レコードを買つていただくことによつていろいろな出費をいわばコピーンセントとしておりますので、どうしてもそういう構造が崩れますので、そういうことについては貸しレの方にもぜひ御協力をちょうだいして、一定期間の貸し出し使用を差し控えていただくようなことをケース、ケースで御相談をしていきたい。また一方、使用料につきましても、JASRACの方とも大体の合意もできましたので、その辺を一つの根拠にしながら御相談をさせていただきます。

いづれにいたしましても、レコード産業があつてレコード店もあれば貸しレコード店も成り立つというようにございしますから、立派なアーティスト、活力のあるアーティスト、みんなに認知されるようなアーティストを育てるための努力というのをそういう場でぜひひとつ——大変具体的なことにもなりますし、恐らく相当エネルギーを両方使ひ合つて話をしないと合意にいかないことだと思ひますので、ここで長々と申し上げませんけれども、そういうところを努力してまいりたいと思ひております。

○服部参考人 滝沢先生にお答へ申し上げます。ただいま附則第五条の二の二について御質問をいたしまして、それが集中権利処理機構ができるまでだというお答へを文化庁長官からいただいたということでは、我々も大変感謝申し上げる次第でございします。

プレーキをかけるのじゃないかというお話でございします。

ございますが、これは確かにそのとおりで、現在の一般大衆の考え方、また企業の人たちの考え方でも、コピーしてそれをいろいろな企画に参考にしていくということは事実であるわけで、これを放置すればするほど、これは当たり前のことだと思ひますが、一層激しくなるのだらうと思ひますので、その点からいいますと、ぜひ排除していただいた方が我々として非常にありがたい、こういうふうに思ひてございします。

したがって、集中権利処理機構の問題ですけれども、これは現在、我々のモデルを一つ規約として案をつくりまして、文化庁の方の御意見も承りながら、これを今度、雑誌協会あるいは自然科学書協会、工学書協会、これはみんな、雑誌協会以外には我々の配下でございしますけれども、こういう人たちのおのおの意見を全部聞きまして、それだまめ上げて、そして今度は本當の権利者を含めてのあれをしていこう、こういうふうに思ひますので、早くとも一年以上はかかるのではないかと、このように思ひております。

それから、有害図書の問題でございします。大変皆様に御心配をいたしておるわけでございします。我々もいたしまして、雑誌協会も書籍協会も、理事会及び倫理委員会が中心になつてこれの対策を非常に憂慮してやつておりまして、そういう発行者の人たちも呼んでいろいろ話し合いをして、やめるべきものはやめ、改良すべきものは改良するようにいたしているわけでございします。

それで、この間の雑誌協会の理事会でも、これを自衛する意味において対策委員会を設けて常にか員の動向を調べていくというじゃないか、そしてお互いに話し合つて常に自衛を強化していくという対策をこれから積極的に進めようという話も進んでおるわけにございしますので、ぜひ我々も成果が上がるようにしてまいりたい、こういうふうに思ひておりますので、御了解いただきたいと思ひます。

よろしうございしますようか。
○滝沢委員 ありがとうございます。

○愛野委員長 山原健二郎君。

○山原委員 五名の参考人の皆さん、本日に御苦勞でございます。私は日本共産党の山原健二郎でございます。

随分御質問がありまして御意見を聞陳していただきましたが、私は、芥川さんが、著作権法はその国の文化のバロメーターであるというお話がございまして、まさにそのとおりだと思います。そして、著作権者の権利を守ることが第一義的な任務だという考え方を持っております。その立場で御質問を申し上げるわけです。

一つは、レンタル商業組合の牛久保さんのお話の中で、問題が残っているという感じを受けました。それは使用料の問題ですが、音楽著作権協会との間には四月十三日に合意が成立したというお話がございました。しかし、隣接権者との間における話し合いというのはかなり困難な状態にあるように伺いまして、信頼関係まで失われかねないというお話がありました。ところが、この問題についてどう共存していくかということが今一番大事なことだと思っております。その意味におきまして隣接権者の代表である芸団協、そしてレコード協会の方とそれから牛久保さんの見解を、どういふふうに調整していったらいいのかということについて一言ずつ触れていただきたいと思います。

○小泉参考人 隣接権者としての芸能人の立場からお答えいたしますけれども、私たち芸能人といましては、基本的には、報酬を受け取るということよりか実演の場をいかに確保するかということの方に重点を置いております関係上、直接的な被害というものは貸しレコードから直ちに受けるというわけではございません。その意味で、著作権者である音楽著作権協会の定めた使用料というものと同調しようということで、私たちの機関では合意しているわけでございます。

○高宮参考人 山原先生の御質問にお答え申し上げます。確かに御指摘のように、隣接権者はまだJAS

RACと商業組合のように合意に到達いたしておりません。しかしながら、既に牛久保さんの方でも前後三回にわたってお互いの考え方を述べ合っておりまして、これからそういう方を鋭意詰めていきたいというふうに思っています。今までのところでは、基本的な考え方をお互いに開陳したということでありまして、何とかこれを解決していかなければいかぬという基本的な立場は両方で確認をいたしております。

ただ、私も確かに、貸しレコードで非常に安く一般大衆に利用されるということの意味合いは、これが便利なるものである、安いことは負担を与えないからその限りにおいては大変結構だということとは非常に思っておりますけれども、元のかかっているところの費用の分担というものを貸しレコードといえども一緒に負担をしていただかないと産業として成り立たないし、それからまた私ども、JAS RACさんの方にも、これも先生方既に御承知だと思っておりますけれども、著作権者というものを大事にしていかなければいかぬ、著作権を大事にしていかなければいかぬということも、結局は経済的な利益というものがどのくらい返ってくるかということに大いにつながりがあると思うのでございますが、レコードを通じての著作権使用料というものがJAS RACさんの収入の中の七割近いものを占めている、そういうところが脅かされてくるというところもございまして、そのほか、レコード会社の経営自体も、数年前までの高度成長時代に比べますと全くさま変わりになっておりまして、レコードの需要はやや頭打ちから減退さみだ、新しい技術投資は先行的にどんどんやっつけていかなければいけないというようなこと、それから録音の費用というふうなもの、LP一枚つくりますのに二千万はおろか、三千万というふうな経費がかかるようになってまいりまして、数年前に比べますと本当にさま変わりにいろいろなもの金がかかるようになってきています。そういうものを回収して再生産ができないと

レコード産業が減っていく。それが衰滅していくようなことになりましてレコード販売店もだめになるし、貸しレコードももたなくなってしまうというふうなことを考えますと、ぜひひとつその辺をよく御認識をちょうだいして、先ほども申し上げましたようにみんなでその費用を分担したう、その中に貸しレコード商業組合も入っている、これからお話し合いをしていただくようなことを、考え方でいっていただきたいと思います。

具体的には、これは、これからまだ牛久保さんの方とのやりとりがいろいろあるだろうと思っておりますので、ここで一々を細かく具体的に申し上げるというふうなところまで出ておりませんけれども、そういう考え方でもこちらこそ誠意を持って、いろいろ御心配をいただきましたような方々の精神も十分に酌み取りまして努力をしてみたいというふうな思っております。

○牛久保参考人 先生の御質問にお答えします。私は、まずもってこの問題は、商業問題と法律問題とが混同されているのではないかと思います。また、損害のすべてがレコードレンタル業に伴ってレコードの利用禁止、一定期間とめれば利益が回復するであろう、それに伴って小売店の廃業がなくなる、こういった損害賠償的発想には私もは到底承服しかねるわけでございまして、また、これまでこういったことに関しまして、一切実証がなされていないこととございまして、むしろ私も、レコードの高い価格による消費者のファッション離れを食いとめている、こういうふうな考えでいる次第でございまして、消費者のレコードの新しい利用形態として社会にこたえている、このように考えている次第でございまして、

次に、じゃ、こういった状況の中で隣接権者とどう取り組んでいくのだというところでございまして、まずもって私も音楽産業の一翼を担う者として、その責任のもとで誠意を持って交渉に臨み、信頼関係の形成を図りたいと考えております。

ります。先ほどお話ししましたように、日本音楽著作権協会との間でも十回の交渉を重ねまして、お互いに信頼関係を形成することができたことは大変うれしく思っている次第でございまして、そこにおのずとまた使用料の件で合意ができたわけでございます。すし、こういった形で今後も臨んでいきたいと考えております。

○山原委員 大変努力をされていること、双方随分御苦勞されていることはわかります。同時に、かなり見解の違いもあるような気がするわけですが、これは後で文化庁に対してお聞きをしたいと思っております。

それで芥川さんの方に、合意に達して使用料が確定されました場合には必ず許諾をするのかどうかということが第一点です。

それから二つ目は、一つの著作権者あるいは隣接権者との間で合意に達しても、三つの団体との合意がまだ残るという問題がありまして、それについては例えば窓口を一つにするセンターをつくるか、これは全く素人考えでございましてけれども、この問題に関する窓口をつくる必要はないのかどうかということが第二点です。

それから三つ目は、録音、録画の機械に対する賦課金制度について。これは先ほどから少し話がありましたが、西ドイツの話も出たわけでございまして、これは今までも著作権審議会第五小委員会でもやられて合意に達しない。そして現在三つの団体のお入りになった民間の懇談会がございまして、そこで話し合いが進められております。また皆さんの方から五十二年度に要望書も出ています。この賦課金制度の導入についてどういふふうにお考えになっておりますか。これは著作権、隣接権者のお三人の方にお伺いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、時間がもう五分程度でございまして、よろしくお願いたします。

○芥川参考人 まず第一点の、必ず許諾をするのかどうかという問題でございましてけれども、私た

これは仲介業務法という法律の支配下にありまして、これは正当な理由がない限り許諾をしないということはできなくなっております。

それから第二点の、権利者団体が二つあって、使用する方がそれぞれ許諾を求めるとは大変ではないかという御質問でございますけれども、それはできれば一本化されればその方がいいと思っております。それは音楽を使用なさる方が便利の方がいいに決まっているわけでございまして、私どもは、その使用なさる方の立場に立って考えるのが常識というものでございまして、これはほかの隣接権団体の方々の御意見もあるかと思っておりますけれども、理想的にはやはり一本化される努力をするべきじゃないかというふうに考えております。

それからもう一つの賦課金のことでございますけれども、これは現在懇談会が続けられていますが、私どもは、日本電子機械工業会とそれから私たちとの間で具体的にそういうことについてお話し合いを進めていく、そういう雰囲気といえますか、そういう状況がもう煮詰まってきたというふうに判断しております。それで、具体的な問題にもう入ってもいい段階に来ているのではないかと、私もそういう準備をしております。

○小泉参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

芸団協といたしましては、その窓口ということにしまして、これはJASRACに委任してもよろしいというふうに考えて、今考慮中でございます。

それから賦課金の問題でございますけれども、これは個人の録音、録画問題を解決する上で現実的に一体どういう方法があるのだろうかというふうに考えて、これは国際的にもそういう方法しか恐らく考えられなかったというのが、実際にユーザとそれから権利者といえますか、そういう者との関係でその接点を探してまいりますと、商品を見つからないというところで、その部分でこれ

は解決しなければならぬということなので、賦課金制度というのはそういう意味では一番現実的な方法ではなからうかというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

○高宮参考人 レコード協会といたしましては、窓口一本化につきましては、これもできれば結構なことだと思っております。ただ、具体的に実務的な面で、非常に種類も多ございまして期間の問題あるいは料金の問題、いろいろございまして、もう少し具体的に詰めまして上で、一本化できれば一本化をさせていただきたい、その程度に考えております。

それから、補償制度の問題につきましては、これも今お二人から御説明がございましたように、懇談会の場で関係団体と一緒にいろいろ相談もしてまいっておりますので、その時期はだんだんと近づいてきているというふうに考えております。

○山原委員 もう時間が来ましたので終わりますが、日本書籍出版協会の服部さんには御質問なかったのですけれども、後で、これから文教委員会がありまして、此の際に政府に対して質問をしたいと思っております。

以上で終わります。

○愛野委員長 江田五月君。

○江田委員 参考人の皆さん、どうも本当にごくろうさまでございます。我々の審議のために長い時間拘束しまして申しわけありません。社会民主連合という小さな政党ですが、江田五月と申し上げます。

若干の点を質問してみたいと思いますが、実は私は国会に出てくる前に裁判官という法律関係の仕事をしておりまして、裁判官時代だったかあるいは国会に出てきてすぐだか、貸しレコードというのを聞きまして、何か法の抜け穴のようなところに、うまいとか、ずる賢いとかいうか、けしからぬとかいうか、おかしな商売が出てきたものだなあ、これでレコードというものがつぶれてしまわ

なければいいがなあというふうにも思いますが、しかし、法律的にはこれはどうもなかなか難しいぞ、規制するといつても規制の方法、今の法律では困難じゃないかな、そんなふうに思いつながら、次第にいろいろなことを勉強していくにつれて、しかし、これはどうも法律が単に抜け穴があるというだけじゃなくて、やはりそういうものが出てくる基礎があった、社会的実態がやはりあるのだとだんだん思うようになりまして、そういう実態があるいは理由がある以上、これは法律の抜け穴を埋めて禁止するということでは済まない、何とか貸しレコードというように形も定着をさせていかなければならぬし、あるいはそれがレコード全体を脅かしていくなら賦課金とかいろいろなことを考えていかなければならぬと思っております。

先ほど牛久保さんの方から、こういう貸しレコードというのができてくるについて、一つは機器の普及、それからニーズの方の変化、アウトドアで聞く要請が高くなってきたとか、いろいろニーズが変化してきている、もう一つは、やはり何といつてもレコードが高い、あるいは試聴してみたいというような要求がある、それから、一枚のレコードの中に十曲も入っているけれども、実際はそれぞれの人がそんなにたくさんは要求しないのだというようにあることがあつてということをおっしゃったわけですね。

そこで、高宮さんに伺いたいのですが、そういう牛久保さんの方の、こういう根拠があつて貸しレコードというのが出てきたのだ、単にずる賢くやってきたというだけじゃないのだという御主張だと思ふのですが、これについてどういう感想をお持ちですか。

○高宮参考人 江田先生の御質問にお答え申し上げます。

私も、率直に申しまして、世の中随分変わつてまいりましたし、機器も普及いたしましたし、第一、レコード文化というのは非常に若者文化でございまして、アウトドア、いずれも御指摘になったようなことについては、それぞれ適切な指摘をしておられるというふうに思います。

ただ、使用料を払う用意ありというその辺のところ、どの程度のことを考えていらっしゃるのか。私どもは、やはりこれは二百円とか二百五十円、それだけのものを完全にコピーしてそれでもう十分だ、牛久保さんの方は今後また使用料を払うとおっしゃっておりますから、二百円とか二百五十円をここで取り上げるとは必ずしも適当ではないと思ひますけれども、やはりそういうところに、ただ安いからいいんだ、ニーズがあつたんだ、だからそれに我々がこたえたことは正しかったんだということには、いささか私どもは納得しかねるものがございます。

皆様方のお骨折りで、こういうふうな貸しレの方々とてアブルに着いてお話をすると、いう形ができましたので、これもおできになったばかりで、機関の当事者になっておられる方々にはこれから随分御苦労があると思ひますし、本当にそういうふうな指導力、統制力と申しますか、まとまつてお話し合えるかどうかなんというの、それから問題をどうかと思ひますけれども、そういうところを十分に新しい法秩序のもとでこちらも対応していくようなことによつて、我々の考えておりますことをよくわかつていただいた上で貸しレコードというものを健康に育てていくことについて御協力をしたいし、またそれが我々の務めでもあると思ひております。

しかし、その間の距離というものは、実は率直に申し上げまして相当ございまして、江田先生のお話で、最初はずる賢く法の抜け穴のようなところでやっておるわいというふうなお感じから、今日いろいろなニーズも考えてわかるようになってきたというふうなお考えのプロセスは、私どもにも非常に参考にもなろうと思ひますので、また今後

何かと御教示もちょうだいしたいというふうに考
えております。

○江田委員　そこで、レコードというものの将来
なんです。これは別に揚げ足をとるようなつもり
で申し上げるわけじゃないんですが、どうも先ほ
どの高宮さんのお話ですと、いろいろ費用がかか
る、それをレコードを買ってもらおうという形でコ
ンペンセートしていかねばいけないんだ、こ
ういうお話だったのですが、私は、これはやはり
時代の変化というのはいくらも進むだろうという気
がするのです。オーディオ機器、録音機器の発
達ということにとどまらず、もともとつとつといろ
んなものがどんどんエレクトロニクスといいま
すかニューメディアといいますが、現にレコード
自体の製作でも、今は各パーツがばらばらにつく
られて、それをどうやってミックスしていくか、
歌手なんていうのが若い女の子でも、そんなに歌
もうまくもないのに、やれピッチを上げてみたり
エコーをかけてみたり、いろいろなことをやって
つくってしまうわけですね。そして何回も何回も
どのくらいですか、百回くらいも歌を歌わせて、
それをちよんちよん切ってつなげてつくっていく
という、そういうことになってきますと、そうい
う一つの編集作業に聞く方も入りたい、参加して
いきたいという要求が起るのも当然です。ある
いはまた、やれINSだとかCATVとかいう
ような時代になってきますと、レコードというの
は愛蔵家の貯蔵の趣味にはたえても、実際に音楽
を聞くときにはレコードじゃなくて、ボタン一つ
でどこかのデータベースからどつと、しかも最近
のすばらしい録音の方法など、PCMと言ってい
ますが、そういうものがずつと入ってくるというよ
うなことになってきますと、貸しレコードも含め
てですけれども、レコードという形というものが
もうだんだん置いてきばりになってくるんじゃない
か。そうしますと、レコード店というのもある
いは貸しレコード店というの、そういう営業形
態を守ろうということから発想を転換しなければ
いけない時代が来る。そうじゃなくて、むしろそ

ういう音楽著作物というのは、ずっとフローで流
れていった最後にユーザーのところまで固定される
という、そういうフローの中継点としての役割
ですから、使用禁止を若干の部分でというよう
なお話、さっきありましたけれども、むしろそ
うじゃなくて、音楽著作物がいろいろな形でユー
ザーのところへ流れていって、レコードもあり
ましよう、テープもありましよう、放送というこ
ともありましよう、あるいは有線もありましよう、
いろいろな形で流れていく、そのすべてのものを
ずっとにらみながら、全体的にそこから使用料を
上げていって、そしてその音楽著作権者の方にこ
れを還元していく、そういう発想が必要で時代が
来ているんじゃないかという気がするのですが、
いかがでしょう、高宮さん。

○高宮参考人　今後のこととございますけれど
も、音楽産業というものは、江田先生の御観察に
なっておられるようなふうに非常に変わっていく
のだと私も思います。
今私は、貸しレコードからコンペンセートする
ものを、現状でそっくりそのまま、かかっている
ものを原価計算的に全部ちよんちよんしたいとい
うようなことを考えているわけじゃないと、い
ま、今すぐとフローとして変わっていくと、い
ま、今日の段階において貸しレコードもそれに相
応したようなコンペンセーションを考えていた
という、このことを私も考えております。
確かに、音楽もいろいろなふうに分業をしてい
くだろうと思います。ニューメディアあたりで使
われることもそんなに遠くない時代に来ると思
います。そういうものに対して、個々に著作権者
あるいは著作隣接権者がどういふふうな権利を主張
する領域があるかというふうなことを我々今後勉強
していきたいと思います。移り変わっていく音楽界とい
うものに対応していかなければいけない。基本的
には先生のお考えに私も非常に近いものを持って
おります。貸しレコードの使用料というふうな
ものとそれは、今日の段階ではまた別の角度から
いろいろお話し合ひもしてみたいと思っております。

す。
○江田委員　使用料自体は、これはもうこれから
のお話し合ひですから、十分にひとつ時間をかけ
て、腹を割ってお互いに話し合ひをいただき
たいと思うのですが、私は心配なのです。一部
分でも利用禁止というのがあると、必ずそこにや
みの行為が出てきたり、あるいは商業組合の中
でもおかしなものが出来てきて、禁止になってい
る部分が変なことで裏の方へ行くと、例の裏本とか裏
ビデオとかまでどんどん出てくるような世の中
ですからね、そういうものが出てくる。あるいは
商業組合にむしろ入らない方が得だというふうな
グループが出てくる。それによって、新しくでき
上がるという秩序がまた壊れてしまう。
ですから、私は、基本的には、一部分について
も利用禁止じゃなくて、やはりこれは使用料によ
る許諾だ。その使用料については、今度本法にな
りますと、裁定という制度があつて、文化庁が全
体をにらみながら一つの裁定をしていくわけ
で、この種のレコードはこのくらい、だけれどもこ
ういうレコードは、レコード自体が活性化し、さ
っきの言葉ですと、どういふ言葉でしたか、作品が
活力を持つに至るまではやはり使用料はこの程度
まで上げておかなければならぬとか、そういう判
断を文化庁の方にゆだねて、そして使用料で許諾
、少なくとも集中的権利処理機構の中では使用料に
よる許諾という方向でないと、新しくでき上がる
秩序にまた妙な花が次々咲いていくという心
配をするのですが、御理解いただけるでしょうか。
高宮さん、ひとつ……

○高宮参考人　お考えとしては非常によくわかり
ますが、一方今度、そういう作品をつくる、ある
いはその作品に参加しますアーティストを育て上
げていく、そういうところの人の気持ちという
のは、従来そういう方々の努力は、レコードが
売れる、そのレコード代の中にそういうものの費
用が含まれているという考え方で成り立っており
ましたものですから、先生のようなお考えに対し
ては、今日現在、非常に抵抗が強いわけござい

ます。殊に非常に暴作で、一年に一本、一ダブ
ルと申しますが、一タイトル出さか出さないかとい
うようなアーティストなどは、これにすべてを
かけているというふうな感じがございます。それ
から、レコード会社もいろいろございまして、そ
ういうアーティストを抱えている、それ以外に
アーティストというところはそれ一つが命綱だ、
そういうのが評判が出てくる前にどんどんつまみ
取られていくようなことになっては我々の本
当の死活問題になるので、このことについては一定
期間、これが大きくなっていくまで、先ほど申
上げたように、貸しレコードを通じて相対的に
安い値段で皆さんが利用されてももうこたえな
い、大丈夫だというふうなところになるまでは温
存するようなことをぜひ考えてほしいというふう
な空気も大変強うございます。

一方また、先生方のそういうお考えも十分に
関係者には披露もいたしまして、後は具体的
な折衝の問題になると思っております。そうい
うことで進めさせていただきますと思ひます。
○江田委員　その認識のギャップが業界の中
にも随分あり、本当に苦労されるところだろう
と思うのでお察しいたしますが、利用禁止にな
るとこれはもう待つたなしといひますか、それ
でおしまいなんでね。使用料ということにな
ると、その額によつて、使用料が高ければ貸し
レコードよりも買うという方向にカスタマーが
移る、安ければ貸しレコードの方へ移るとい
う調子がきくわけですね。使用料がべらぼう
に高ければ、これはもう買つた方が安いとい
うことまで行つてしまふこともあり得るわけ
です。使用料というものが、使用料というこ
とになると市場の調節がいろいろできてくる
わけですが、そういう知恵というのは随分貴重
だと思ひます。
もう時間が終わりましたので最後に、皆さん
いろいろな質問でなくて申しわけないのです
けれども、暫定措置法のとくに、衆議院でも
小委員会報告で、参議院でも附帯決議で「著
作者等の許諾権の行使に当たっては、公正な
使用料によつて許

諸することとし、関係者の間の円満な秩序の形成を図ること。というところが付されておるのです。これについて芥川さんと牛久保さんの方からは言及がありましたが、服部さんはこの際違うので、あとの小泉さんと高宮さんからはその言及がありませんでしたので、この国会の意思というものをどうお受けとめになつていらっしゃるか、簡単に結構です。お二人から伺つて、質問を終わります。

○小泉参考人 暫定措置法のときの附帯決議でございすけれども、これは私たちの組織としましては、十分に尊重しようという意思で機関決定しております。

○高宮参考人 非常に難しい問題でございすけれども、とにかく国会で附帯決議がついていてということについては、私どもは厳密に受けとめなければいけないと思ひます。しかし、先ほども申し上げましたようにいろいろなことがございすので、実際の運用に当たりましては、また監督官庁であります文化庁さんあたりの御指導あるいは御相談などもちやうだいしながら進めてまいりたいと思ひております。

この程度でお話しをいたしたいと思います。

○江田委員 どうもありがとうございます。

○愛野委員 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。本日は、御多用中のところ当委員会に御出席いただき、また貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。委員會有りがとうございました。(拍手)

○愛野委員長 引き続き、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤徳雄君。

○佐藤徳雄委員 多くの皆さんから、大変難しい著作権法の中身についてのやりとりがあったわけでありすが、できるだけ重複しないようにして

幾つかの点についてお尋ねをしたいと思ひます。まず最初でありますけれども、参考人の皆さんの御意見、私、商工委員会に差しかえて出ておりましたので、余り聞くことができませんでした。申しわけないと思ひます。

そこで、お聞きする第一の点は、貸しレコードについてであります。著作者、実演家、それからレコード製作者、それぞれの権利を御承知のとおり許諾権として設定したのに対して、本案においては貸与権となつておりますが、その理由をひとつ御説明いただきます。

○加戸政府委員 御承知のように、今回の著作権法一部改正案におきましては、著作者、実演家、レコード製作者それぞれにつきまして、複製物の貸与に関する権利を創設することによりまして、著作者あるいは実演家、レコード製作者、後者の著作隣接権者につきましては政令で定める期間の限定はございすが、いずれもその権利の有効期間中は本人のみが貸与することができ、かつ本人の許諾を得た者のみが利用できる、そういう関係を貸与権という形で規定させていただいたわけでございます。

○佐藤(徳)委員 先ほどの参考人に対する最後の方の御質問の中で江田さんが触れられておったようでありすが、著作者等と貸しレコード業者間の関係、円満な秩序の形成を図ることを強調しているわけでありすが、御承知のとおり、暫定措置法の施行は本年の六月二日でありすが、けれども、著作者等の許諾権の行使について関係者間でどのような協議が行われておるか、お教えいただきたいと思ひます。

(委員長退席、船田委員長代理着席)

○加戸政府委員 私どもの了解しております限りにおきましては、日本音楽著作権協会、いわゆる作詞、作曲家の権利を所管する団体でございすが、ここ日本レコードレンタル商業組合、いわゆる利用者側との間におきましては、精力的な使用料金についての詰めが行われて、四月十三

日に基本的な合意に達しまして、四月十六日付で音楽著作権の著作物使用料規程が文化庁長官に対して認可申請が出されてきているという状況でございす。

一方、著作隣接権者側といたしましては、芸能実演家団体協議会並びにレコード協会と、利用者側でございす日本レコードレンタル商業組合との間におきましては数回にわたります接触が持たれております。具体的な料金の話、詰めの段階にはまだ至っておりませんが、精力的に六月二日の施行に向けて今後話し合いが詰めていける状況にございすし、文化庁としても、施行期日まで御相談にあずかったり、指導助言を行いたいと考えておる次第でございす。

○佐藤(徳)委員 暫定措置法では、御承知のとおり許諾を要する期間は一年間となつていますね。ところが、この期間については今回の場合特定をしない、そして「政令で定める期間」と改めているわけでありすが、今、五十九年四月十七日に公布されました、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の許諾の権利の期間を定める政令があるわけでありすが、その政令によりまして、原案と同様の一年間とされているわけでありすが、この期間設定は著作者等に一方的に有利になるんじゃないかというようにも思われますけれども、その辺はどうなんですか。

○加戸政府委員 ただいま先生御指摘のように、貸しレコード暫定措置法に基づきます許諾を得なければならぬ期間、つまり許諾権が行使できる期間を四月十七日の政令によりまして一年間と定めさせていただいたわけでございます。

この点につきましては、どの程度の期間がよろしいかということについてはいろいろ御議論があったわけでございますが、暫定措置法成立の際の当委員会に置かれました小委員会の小委員長報告並びに参議院文教委員会におきまして附帯決議の趣旨からいいますれば、関係者からよく意見を聴取して、その意見を踏まえて政令を定めるよう

にというような御趣旨であつたと理解いたしておるわけでございます。

その後、暫定措置法が成立しました後にいろいろ関係団体の御意見を伺つてまいつたわけでございますが、作詞、作曲家側でございす日本音楽著作権協会、それから著作隣接権者側でございす日本芸能実演家団体協議会、さらに日本レコード協会、この三団体におきましては、いずれも一年以上の期間としてほしいという御要望があつたわけでございます。一方、利用者側でございす日本レコードレンタル協会、現在は商業組合でございすが、当時の日本レコードレンタル協会におきましては、許諾を原則として与えるということであるならば期間にはこだわらない、許諾を利用させてほしいということで、レンタル禁止があるかないかということについての強い関心であつて、全面的に許諾を与えるという方向であるならば期間にはこだわらない、つまり一年でもよろしい、こういうような御意見であつたわけでございます。

その後十分に、全面的なレコードのレンタルの禁止のケースがあるのかないのかという点についての最終的な詰めはございせんが、基本的な方向として、貸しレコードに対しまして許諾を与える方向での考え方のもとに一応一年間という期間についての了解をいただきましたので、政令の制定に踏み切らせていただいた、こういうような事情でございす。

○佐藤(徳)委員 前の質問で申し上げましたが、貸しレコードの暫定措置法は六月二日から発効されますね。それで、貸しレコードについての著作者等の許諾のための使用料につきまして、どのような協議が行われたのでしょうか。

○加戸政府委員 許諾を与えた場合の使用料金につきましては、先ほども申し上げましたように、作詞、作曲家側でございす日本音楽著作権協会と利用者側でございす日本レコードレンタル商業組合との間におきまして精力的な詰めがなされまして、一応LP一枚を二日間貸すというよ

うなケースについての基本料金を五十円という形で合意に達しました。その間、団体によります契約の場合の割引措置、あるいは暫定法施行期間中におきます割引措置等の細かい詰め余地は残されておりますけれども、基本的な料金の合意が得られましたので、音楽著作権協会の方からは四月十六日付をもちまして音楽著作物使用料規程、つまり料金を定める規程でございまして、文化庁長官に對しましてその認可の申請が出てまいっておりますので、これを六月二日の施行までの間に文化庁長官としては認可をする予定でござい

ます。それから、著作権隣接権者側につきましては、先ほど申し上げましたように、これから具体的な金額の提示、話し合いが行われるものと考えております。

○佐藤(徳)委員 お答えを大分いたしておるわけでありまして、貸しレコード暫定措置法によって許諾を受けた条件の範囲内において本案が制定された後も引続いて貸しレコード業を行うことができる、こうされております。このことが著作権者等に、本案が制定までの間に許諾を拒むこともあり得るんじゃないか、こう思うのですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○加戸政府委員 今回の著作権法一部改正案の附則二項に関するお尋ねであらうかと思ひますが、この規定の趣旨は、暫定措置法の施行期間中に許諾を与えた場合には、例えば一年間の許諾を与えます、あるいは二年間の許諾を与えますというような包括的な契約がありました場合には、例えば六月二日に一年間の許諾を与えたと仮定いたしますと、来年の一月一日になりまして、本法案が仮に成立いたしますれば一部改正案が施行になるわけでございますので法制度が変わるわけでございますが、残りました半年分についても旧暫定措置法下におきます許諾の効果が及びますから、つまり、ことしの六月二日から来年の六月一日までの間は使えますよ、そういうような趣旨で設けた規定でござい

ましたがいまして、このことを理由といたしまして、著作権法に移行する前段階において暫定措置法下で拒否をしておいて、それを新法下で拒否の効果をつなげる、そういう反対の意味を持つものではございせんから、これは仮定の話でございまして、暫定措置法下で仮に許諾を拒否した者があつたといつたとしても、それは単に暫定措置法施行期間中の問題でございまして、本法下では、本法の規定に基づく許諾が得られるか得られないか、そういう理論的な考え方になるわけでございます。

○佐藤(徳)委員 それでは、貸しレコードの暫定措置法の許諾条件と、それから本案が成立した場合の貸与権及び報酬請求権による許諾条件とは、どちらが貸しレコード業者にとって厳しいものになるんでしょうか。

○加戸政府委員 まず、理論的に申し上げますと、一つは、作詩、作曲家側におきます著作権といつたしましての問題でございまして、この場合は、暫定措置法下におきましては「政令で定める期間」、具体的には一年間、許諾を得なければならぬものとされております。今回の著作権法一部改正案におきましては、いわゆる公衆への貸与に関する権利を専有するというで、保護期間は著作権者の生存期間並びに死後五十年間という考え方でございまして、一応商業レコードが発売されてからその著作権が切れるまでの間は、つまり死後五十年にわたります間は許諾を得なければならぬというところで、理論的には著作権の方にはるかに有利な規定になっております。

ただ、実務的に申し上げますと、商業レコードが発売されてからレコードが使用されて、それによりまして売り上げが、文化庁あるいはレコードレンタル商業組合等の調査によりまして、発売後一年間のものが約九割を占めておりますので、実際には暫定措置法下で及ぶ著作権者の権利は、発売されたレコードの九割に及ぶ、著作権法一部改正案におきましては、それが十割に及ぶというところで、約一割程度権利が実態的には膨らむという

ことでござい

ます。それから、実演家並びにレコード製作者につきましては、許諾権の期間は暫定措置法下では一年でございまして、著作権法一部改正案におきましては、一月以上または十二月の範囲内において政令で定める期間となりますので、許諾に關しましては暫定措置法の考え方を踏襲して十二月と定めることといたしますれば、許諾権の実稼働期間は同様でござい

ます。しかし、このほかに、政令で定める期間が終了いたしました後におきます報酬請求権の規定を著作権隣接権者側に認めておりますので、いわゆる一年間あるいは政令で定める期間、例えば十二月でございましては十二月を経過した後におきましても二十年間の報酬請求権が機能するわけでございます。しかし、この場合も、商業レコードのレンタルの実績が発売後一年間のものが九割を超えておりますので、実際問題といたしましては、九割の使用料収入が今度十割になるといふ程度の差は生じようかと思ひ

ます。○佐藤(徳)委員 それに引き続きまして、これらの貸与権と報酬請求権の問題についてお尋ねをしたいわけでありまして、今のお話はわかりました。そこで、著作権、実演家、レコード製作者の貸与権と、いわば三者の承認を必要とすることになると思ひますけれども、この三者の承認を得るにいつてはどのような手続が想定されますか。

○加戸政府委員 まず、作詞、作曲側につきましては、音楽の作品のほとんどが先ほど申し上げました日本音楽著作権協会に信託をされているという状況でございまして、作詞、作曲部分につきましては音楽著作権協会の許諾をとればばば足りるというところでござい

ます。それから、現在の団体側の動き方といたしましては、芸能実演家団体協議会並びにレコード協会におきまして、団体としての権利行使という考え方でそれぞれ進めておるわけでございますので、この三

つの団体との間におきましてそれぞれ契約を締結して使用の許諾を受けるという形にならうかと思ひます。なお、付言させていただきますれば、先ほどの参考人の意見表明に關します質疑の際におきましても、三者を一本化するというようなことについての御質問がございまして、特に三団体それぞれの御意見の中でも、なるべく一本化したいという方向でござい

ますので、もし話し合いがうまく進みますれば、三者をまとめた一つの団体が窓口として、三団体の意向を代表した形で権利処理も可能にならうかと思ひ

ます。○佐藤(徳)委員 本法案の第九十九条第一号の關係について今触れているわけでありましてけれども、実演家等の貸与権について罰則規定を設けたその理由は何で

しょうか。○加戸政府委員 暫定措置法下におきましても、実演家あるいはレコード製作者の許諾を得ないでレコードを公衆に貸与した者につきましては、著作権隣接権侵害とみなしまして罰則の適用をすることになつてお

ります。それから、現在の著作権法下におきましても、いわゆる著作権隣接権を侵害した者については罰則を適用いたしておりまして、今回の法改正の提案によりまして、その著作権隣接権の内容をいたしまして商業用レコードに関する貸与権を規定させていただきます

いたしましたものですから、自動的にと申し上げれば語弊がござい

ますけれども、著作権隣接権侵害に對しては罰則を適用するという従来の原則の中に権利の範囲が拡大されたわけでございますので、拡大された範囲でござい

体的な動きになっていこうかと思ひますけれども、そういうような限られたケースでの許諾をしないというケースは想定されるわけでございませう。その場合におきまして他の二団体はそれじやどうするかという意味のお尋ねでございませう。それは、もちろん権利者団体が三団体ございませうから、その一団体が禁止したものを他の二団体が幾ら許諾を与えたとしても、これはレンタルをすることはできないわけでございませうので、実務的には、三団体につきまして、そのレコードのレンタルは認められないという結果は招来しようかと思ひます。

○佐藤(徳)委員 それでは、本案の第三十八条第四項の關係についてお尋ねいたします。

説明がありましたが、ビデオソフトを含むところの映画の複製物について、非営利の公共の視聴覚ライブラリー等において政令で定めるものは、著作権等の許諾を受けなくともよい、こうあるわけでございませう。それで映画等の貸し出しができるのとありますけれども、そういうふうにした理由と、さらに貸与権を有する著作権等について相当の額の補償金、湯山議員が、相当額とはというやりとりを大分なされたようでありませうが、相当額の補償金を支払わなければならないとしたその理由と、補償金の額について一体どうお考えになっておりますか。

○加戸政府委員 この三十八条四項の規定で、映画につきまして、非営利視聴覚教育施設等におきまして貸与を認めることとしたのは、実はその前に三十八条の第三項の規定の追加案を御提案申し上げておりました。三項におきまして、映画以外の著作物の複製物の貸与につきまして、非営利で料金を受けない場合には貸与することができるといたしまして、例えば図書館等におきましてレコードの貸与を認めることとしたわけでございませう。そのこととの相關關係におきまして、従来、映画についてはこのような特例は設けていなかったわけでございませうが、貸しレコードその他の著作物の複製物についての貸与に

権利を認めつつも、図書館等におきましてレコード等の貸与については一応自由とするという法制をとった、そのバランス上、映画につきましても視聴覚教育施設で非営利のものについては貸与を認めようという考え方が四項の本文の考え方でございます。

その場合におきまして報酬請求権の規定いたしましたのは、映画と申しますのは非常に経済的価値の高いものでございませうし、一応基本的な方向としての法整合性は三項と四項でそろえながらも、映画についての利用の場合には相当額の補償金を支払うこととして、経済的な利益だけは一応保全しようという考え方に当たったものでございませう。

その場合の「相当額の補償金」という考え方ににつきましては、一昨日の湯山先生の御質問でもお答えしたわけでございませうが、通常の使用料よりは安い金額であるが、そんなに安いものではなくて相当な程度だという意味で、いわゆる通常の使用料にある程度近い額という趣旨でございませう。

実は、この運用の問題といたしましては、現在の視聴覚ライブラリー等の団体と、あるいは映画を制作したしております映像文化製作者連盟その他の権利者団体との間におきまして話し合いが進められておりまして、原則として映画フィルム、つまり十六ミリとか八ミリといった映画フィルムの場合におきましては、その販売価格の中に貸与に關します補償金額も含めた形で売ったという形での権利処理をいたしまして、特別な支払いは要しないという考え方をとる。

それからもう一方、ビデオにつきましては、基本的に貸与については、いたします場合には、レンタルについてのレンタル料金をちやうどいするということ考へ方で今話し合いが進められている段階でございませう。

○佐藤(徳)委員 相当の額の額の問題については、私はこれ以上やるつもりはありませんけれども、しかし、通常の額に近いとか、わかつたようなわからないようなお話なんでありますが、これは結構

です。

次いで、著作権法第三十条の私的使用のための録音、録画の問題であります。私的使用のための録音、録画について今後規制を強める考えがあるのですか、ないのですか。

○加戸政府委員 今回の法改正を提案申し上げる前に、著作権審議会の第一小委員会においてこの問題を御議論いただいたわけでございませうが、その中におきまして、この三十条の規定についてのいろいろな議論があったわけでございませう。

特に権利者団体サイドからは、著作権審議会あるいは文化庁に対して、三十条の改正をしてほしい、つまり権利者サイドに有利に、使用者サイドには厳しくという、法の厳格な適用を求めるといふ点で三十条の規定の趣旨を明確にしてほしい、三十条の規定をもとに著作物のコピー等が安易に行われることを阻止したい、そういう気持ちがあったわけでございませう。いろいろ議論もございましたけれども、解釈上そうであるかないかということをわざわざそのために直すというのはいかなるものであろうかということ、その改正の仕方も難しいという議論もございました。

それから、他方におきまして、御承知のようにこの私的録音、録画の問題というのは、当委員会でもいろいろ御議論が出ておりますように録音、録画機器あるいは生テープの普及によりまして生ずる問題でもあるし、その基本的な録音、録画機器に対する措置との關係においても、この三十条はどうあるべきかという問題でなかなか議論がまとまらなかったという経緯がございまして、三十条につきましては今申し上げたように録音、録画機器に対する措置とあわせて、三十条の規定自体もまた今後ともいろいろな議論が積み重ねられていくものだろうと考えているわけでございませう。

○佐藤(徳)委員 過去の会議録等を見ますと、いろいろな議論があるようであります。そこで、録音、録画機器について西ドイツのような賦課金制度を導入した方がよいのじやないか

という意見もあるわけでありますが、文化庁といたしましては、こういう制度の導入をどうお考えになっておりますか。

○加戸政府委員 著作権審議会の第五小委員会という機関から昭和五十六年六月に報告をちょうだいしたわけでございませうが、そこにおきまして、家庭内録音、録画問題の御審議をいただいたわけでございませう。当面は、この問題についての著作権思想の普及とかあるいは国民の理解を深めるための措置とかいふのとあわせて、将来、録音、録画機器につきましても、例えば西ドイツ方式のような賦課金を導入するといったような制度面での対応も含めまして、そういった基本的な解決に向かつての關係者の基本的な合意の形成ということへ向けて文化庁は努力するようにしようという御報告をちょうだいしたわけでございませう。

したがって、これを受けまして私どもとしては各種の措置をとるほかに、著作権資料協会に著作権問題に関する懇談会というのを設置していただきまして、そこで権利者団体あるいは機器メーカー、テープメーカーという關係団体の代表者の方々にお集まりいただきまして、文化庁もその中に加わりまして、現在十五回程度の回数を重ねて御協議をいただいております。

文化庁の姿勢といたしましては、メーカーサイドのある程度の御理解が得られるのであるならば、こういった制度の抜本的な制度的対応へ向けての方向性ということ、審議会報告もございませうし、文化庁としてもその方向へ向けての努力を今積み重ねていっているという段階でございませう。

○佐藤(徳)委員 次に、音楽テープなど高速ダビングの問題について若干お尋ねをいたします。高速ダビング機器につきましては、御承知のとおり著作権等から訴訟が実は提起をされて進行しているわけでありますけれども、例えば音楽テープのチェーン店であります原宿クリスタル、これはダビング機器を裁判所から四台ほど実を撤去をされているはずなんであります。あるいはさらに

九州の福岡県、店名はバル、会社名はサンバルという会社なんだそうありますが、これは自主的に自衛をするというような事態まで発生している模様であります。このような事態と本案で規制をしようとする関係について、一体関係があるのかないのか、その辺についてお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 先生ただいまいろいろ御指摘ございました。訴訟になっております事柄すべて、貸しレコード店におきまして高速ダビング機器を設置いたしましたので、その店で録音テープをレンタルして、かつ高速ダビング機器を使わせて、生テープを販売し録音させ、それをお持ち帰りいただくというような、一種の海賊版複製工場的なケースについての訴訟が提起されているわけでございます。

当初、裁判所におきましても、なかなかこの仮処分申し出等につきましては速やかな対応が行われなかったわけでございますが、今回の著作権法の提案と機を合わせたような感じもいたしますが、第一号の仮処分決定が出たというような状況もあるわけでございます。しかしながら、これ以外におきましても、例えば貸しレコード店以外で全く高速ダビング機器のみを設置して、そこでお客さんが持ち込んだ録音済みテープを生テープに録音させるといふような業種もあるわけでございまして、いわゆる現行法、つまり改正されておきません現行著作権法のもとにおいては、そのような問題はいわゆる貸しレコードとリンクしているダビングではなくて、貸しレコードと一応形式的に切斷されているダビングについて押さえない問題も出てこようかと思ひます。そういう意味におきまして、貸しレコードとリンクしているダビングであらうとリンクしていないダビングであらうと、お客さんに対して録音、録画機器を使用させて音楽テープ等の複製を行わせている業者につきましては、それを独立した形で規制をかけることが適当だという判断のもとに提案をさせていただきます。

たわけでございます。

○佐藤(徳)委員 提案理由によりますと、私的使用のために店頭にある複製機器を用いて録音、録画をした者につきましては罰則適用はしない、ただし民事上の責任は問われるかもしれない、こういうことだと思ひますけれども、どのようにして民事上の責任が問われるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 建前といたしますれば、今回の三十条の法改正によりまして、私的使用の目的であれ、業者の設置する録音、録画機器を用いて複製した場合に著作権が制限されない、つまり複製権が動く、著作権が動くという考え方でございまして、そのような行為につきましては当然著作権侵害になるわけでございます。ただ、今回の改正によりましてそれを明確に一応違法と位置づけたわけでございますが、その個人個人の行為そのものを取り上げてみますと、罰則を適用するほどの可罰的違法性が強いとは言えないだろうという考え方のものと罰則を外したわけでございまして、著作権侵害である点におきましては、すべての著作権侵害と同様な考え方になるわけでございます。

そこで、恐らく先生のお尋ねの趣旨は、個人が民事上の責任を問われるといつても追及のしようがないのではないかという御趣旨に承ったわけでございますが、これは確かにおっしゃられるとおりでございます。お店へ来ている一人一人のお客さんがテープをとるたびに、あなたは著作権侵害だからと言って、テープをとられては著作権者が行つて、その方に、だから損害賠償をしろ、録音使用料に相当するお金をよこせというふうなことは実務的には考えられないわけでございます。この中で、民事上の責任があるといひまして、その実効性を期することは極めて難しいだろうと思ひます。

要は、著作権侵害であるということで、罰則は適用になつていなくても著作権法に違反しているというこの個々の利用者が法認識をお持ちいただきまして、もちろん業者の録音機器を使った録音をしないことがそれは望ましいといひますか、すべきでないわけでございませうけれども、仮にやられるとしても、私は著作権侵害をしているのだなという認識のもとにおやりになるのであれば、著作権法も少しはそれだけの意味を持つということも考えられるわけでございまして、要は国民の法意識の問題ではないかと思ひます。

○佐藤(徳)委員 かなりいろいろな受けとめ方もありますから、おっしゃっていることはよくわかるわけであります。

さて、次に、自動複製機器のうち、当分の間、文献複製機器はこれを除くことありますね。その理由といたしまして集中的な権利処理体制が整っていない、こうしているわけでありますけれども、書籍関係につきましては、つまり出版関係につきましては著作権関係者団体として日本文芸著作権保護同盟あるいは日本書籍出版協会等があるわけでありまして、そして著作権保護のための活動をしているわけでありませうけれども、この理由でありますところの集中的な権利処理体制とは一体どういうものなんでしょうか、お答えをいただきます。

○加戸政府委員 先生御承知のように、文献複製機器によつてコピーされるケースは多いかと申しますと、いわゆる学術雑誌に掲載されました論文とか、そういった学術文献が圧倒的に比率が高いわけでございまして、こういった文献複製機器業者に対して規制をするあるいは権利処理の処理をしてもらうという団体といたしましては、集中的な権利処理機構というものにつきましては、やはり学術関係の権利者が入つたものでなければ意味をなさないわけでございまして、そういう意味で当面この集中的な権利処理機構にしまして、実は本日、文化庁に置かれます調査研究協力者会議におきまして集中的な権利処理機構にしまして報告をちょうだいすることになっておりますが、その中におきましては、学術関係の権利者並びに出版者を中心とした集中的な権利処理機構を設立していただきます。もちろんこの中には文芸関係も入るわけでございませうが、そういった機構によつて権利を処理していただくということを考えているわけでございませう。

ちなみに、西ドイツにおきましてはWORT、アメリカにおきましてはCCCというような、既に文献複写問題に対応します集中的な権利処理機構がございませうわけでありますので、私ももしもしても、そういった西ドイツあるいはアメリカ、その他ヨーロッパ諸国におきまして既存の例等を参考にさせていただいて、日本でも理想的な集中的な権利処理機構の設立の方向に向かって指導してまいりたいと思ひます。

○佐藤(徳)委員 時間もあとわずかになつてまいりましたから端的にお尋ねをいたしますけれども、御承知のとおり、レコード等につきましては消費者のことも考えなくては行けないのじやないかという一面があると私は思ひます。したがいまして、再販価格制度の見直し、ヨーロッパ、アメリカの例に倣ひまして見直しをするべきじやないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○加戸政府委員 レコード価格の問題につきましては、本来でございますと通産省が御答えすべき事柄ではあると思ひますけれども、現在私どもの感じではあると思ひます。例えば日本のLPが一枚二千八百円、高いという御意見もあるわけでございますが、ヨーロッパの先進諸国でございしても、LP一枚の価格は日本円に換算しては二千百円前後でございまして、ヨーロッパの価格がそんなに離れているという感じはいたしません。ただ、アメリカにおきましてはLP一枚が今二千四百程度でございまして、価格の差はございませうが、これはアメリカと日本、西欧諸国との違いは、物品税あるいは付加価値税というのかかかっていないということと、それから、アメリカにおきましては非常に市場が広いと思ひますので、製作効率と申しますか、レコード一品目につきまして売れる枚数が極めて数量が大きいという点もございまして、製作効率が、そういう数字の

比較だけで言いますとアメリカは日本の六倍といふような状況でございますから、二千円でも経済的にペイするのかなというような意味合いもあらうかと思ひます。

ただ、再販価格の問題につきましては、文化庁として申し上げることは通産省の領域を侵すことになりまして、差し控えていただきたいと思います。

○佐藤(徳)委員 通産を相手にしていますから、なかなか答えにくい点があるかと思ひます。

これもまた通産に関係すると思ひますが、私は、いろいろ理解の仕方があると思ひますけれども、やはり再販価格制度の見直しというのは検討に値するといふふうに実は考えているわけでありま

す。同時に、レコード製作者そのものも、やはり大衆消費者のことを考えれば考えるほど、もっと価格というものを適正にするために努力すべきじゃないか、音楽文化のことも考えまして私はそう思ふのでありますが、御見解いかがでしょうか。

○加戸政府委員 現在、レコードの価格というのが統一された形であるわけでございますけれども、私も聞いてみますところによりますと、レコードによりまして非常に売れ行きの悪いものがございますし、あるいは売れ行きの非常に、例えば何十万枚と売れるようなレコードもございますけれども、レコード会社それぞれに価格は同一でありながら、その同一の価格の中で多種類のレコードを発売し、その中でヒット作品が出ることによつて余り売れ行きのよくないレコードの分の収益も相償わされているというふうな関係もあるのじやないかと思ひます。ある意味では、ある意味で一つのレコード会社ごとに、それぞれ自分の出しますレコードの範囲内におきまして、統一価格の中で各品目ごとのこのことを実際上経済収支相償うようにしているというのが実態だろうかと思ひます。

確かに、これまた通産省の領域に口出しするようになりませんが、先生おっしゃいますように、よく売れるものは安くし、余り売れないで貴重なもの

のは高くするとかというふうな形で、自由競争で消費者の選択に任せるといふのも一つの方法であらうかと思ひますが、従来のレコード会社のとつてきました道というものが、どうもそれになじみにくいものがあるのではないかというふうな感じを私も持つております。

いずれにいたしましても、通産省所管のことにこれ以上余り口出しをするのは適当でないと思ふので、差し控えていただきます。

○佐藤(徳)委員 通産省に來てもらつてお答えをしていただければよかつたのでありますが……

さて、もとの権利者であります著作権者と隣接権者である実演家、レコード製作者の権利の強弱についてどうお考えになっておりますか。

○加戸政府委員 著作権者に認められた貸与権並びに著作権隣接権者に認められております貸与権、この場合、報酬請求権を除いて貸与権のみの比較という意味でございますれば、同じ排他的な性質を持ちました物權的な權利といつたしましては全く同等の、同様な權利であると理解しております。

ただ、權利の稼働する期間が、著作者につきましては著作者の生存間及び死後五十年間という長いレンジにわたります期間が保証されている。一方、著作権隣接権者側につきましては、商業用レコードが発売されてから政令で定める期間のみ貸与権が動きますので、その期間の面におきまして、一カ月から十二カ月までの範囲という分野と死後五十年までという長いレンジとの期間の長さの違いはございますが、權利そのものをとらえて申し上げれば強弱は全くないと考えてよろしいと思ひます。

○佐藤(徳)委員 それでは、使用料の金額を決める場合に、権利者間の配分比率をどのくらいにすることが適当かと思ひますか。

○加戸政府委員 事柄といたしましては、この権利者としては作詩、作曲側でございます音楽の著作権者、それから歌手、演奏家でございます実演家、並びにレコード音盤製作者でありますレコ

ド製作者、この三つの態様に分かれるわけでございますけれども、もともとレンタル料金は三者一本にして、つかみで幾ら、その中で配分をどうするといった性格のものではないと思ひます。それぞれの作詩、作曲家の著作権につきましては日本音楽著作権協会が定めます著作物使用料規程というのがございます。これは文化庁長官の認可が必要でございますが、そこにおきまして、一応著作物としての使用料の妥当な、適正な価格といふものが定められるわけでございます。

一方におきまして、著作権隣接権者側であります実演家あるいはレコード製作者につきましても、それぞれがレコードレンタル商業組合あるいは貸しレコード側と御相談をしながら料金を定めていくというシステムになつていくわけでございます。

て、その意味においてはある程度、幾ら払えば経済的に貸しレコードという行為が成り立つのか、あるいは幾らの料金であるならば権利者側として自分たちの経済的利益にそれほどもダメージを受けないで済むのか、そういった相關関係、あるいは営業として成り立つかどうかという経済法則とか、いろいろな点を勘案して、実務的には両当事者間でお話しの上、お決めになる事柄であらうかと思ひます。

ただ、實際問題として、そうはいいまして、それぞれ横並びとか横ならみというのがございますから、日本音楽著作権協会が一応基本的な合意に達したといふことを前提といたしまして、今申請が出ております著作物使用料規程における使用料の料金というものが一つの有力な、ある意味のプライスリーダーとしての役割を果たしているわけ

でございますので、そこを横目でならみながら、実演家、レコード製作者についても、それぞれ諸般のファクターを考慮しながら決まってくるものと考えております。

○佐藤(徳)委員 時間も迫つてまいりました。最後の段階に二、三の点についてお尋ねをいたします。御承知のとおり、レンタルが出店をいたしました

たのが五十五年六月ですね。以来、通産省が五十八年八月現在で調べた状況によりますと、千九百十店にまで増加をしているわけでありまして。大臣の提案理由の中では千九百軒とありますけれども、恐らく今日の段階では二千軒に達しているのではないかと推定されるかと思ふのであります。

そこでお尋ねしたいと思ひますのは、提案理由の中には、こういうレンタル業者が増加をしたために云々というあるわけですけれども、そういう関係でお尋ねをしたいと思ひます。

レコード会社の売り上げの状況をその意味で知りたのでありますが、文化庁は實際の売り上げの状況をどのように把握されておりますか、お示しください。

○加戸政府委員 貸しレコード業が出現したと直接結びつきがあるかどうかというの、これは大変難しい問題でございますけれども、少なくとも貸しレコード業が出現いたしましたから五十六年、五十七年にかけて二年間連続、レコードの売り上げが減少したといふことは状況としてあるわけでございます。そういう意味で、どの程度の影響が貸しレコードに起因するものか、あるいはレコードに対する消費離れなのか、その辺は分析することは極めて至難のわざであらうかと思ひます。

しかし、特に貸しレコード業種というのが、丸いディスクを使いましてレンタルするケースが極めて高いわけ、それをテープにとるわけでございますけれども、ディスクそのものの売れ行きあるいは売上額というものが年々減少しているといふ点から見ますと、ディスクのレンタルが貸しレコードの中心であるといふ点を見ると、ある意味の相關関係があるのではないかと推測はつくわけでございます。

○佐藤(徳)委員 提案理由の中には、断定はしてありませんけれども、いささかそのように受け取れるような文言がありますので、そういう意味でお尋ねをしたわけでありまして、特に五十六年、売り上げが減少してきている、特に五十六年、

五十七年が減少しているというお答えでありますけれども、それは、権利者に一体どれだけの被害になっているのか、数字がわかればひとつお示しただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 これも極めて難しいわけでございます。レコードの売り上げが減少した分、インコール、言わねば著作権者側にとってみれば録音使用料の収入が減ったと理解するの、あるいは横ばい、あるいは伸びるの、あるいは減っているのか、横ばいのはずいぶん減っているのか、その辺の分析も不可能でございますが、要するに、潜在的にどれだけの経済的利益を得べかりしものが減少したのかということ、これも証明が極めて困難でございます。ただ、申し上げられますことは、五十六年度、五十七年度におきまして、今申し上げたレコードの売り上げの減少に伴ひまして、音楽著作権協会に入る録音使用料も連動して減少しているということだけは申し上げられるわけでござい

今申し上げましたように、ディスクは毎年減少しておりますが、テープの方は上昇しているという状況でございます。それから、ビデオの方の売り上げについては、当方ちよつと実態をつかみかねております。○佐藤(徳)委員 もっとお尋ねしたい点があるわけですが、時間がオーバーいたしましたので終わります。ありがとうございました。

○愛野委員長 この際、休憩いたします。午後一時二十九分休憩

午後三時八分開議

○愛野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○山原委員 最初に、第二国立劇場のことについてちよつと確かめておきたいのです。これは、昨日の第二国立劇場設立準備協議会の結論といふべきか、それが出来まして、きょうの各紙の新聞報道を見ますと、さまざまな形でとらえているようですね。例えば、反対論を反映させるという記事もございまして、一方では、計画どおりゴーサインが出たということもございまして、この問題が随分前に取り上げられ年月もたつておるわけですが、今日に至つてどうしてこういう事態が起こつたのかというところで、文化庁らしくない配りの少ないやり方ではなかったのかという気がするわけでござい

最後に、レコードディスク、音楽テープ、ビデオその他、これの売り上げの変化はどうなつておりますか、おわかりでしょうか。

○加戸政府委員 先生のおっしゃいましたディスクとテープに分類いたしますと、ディスクの売上額でございますが、年産金額にいたしまして昭和五十五年、つまり貸しレコードが出現した時点でござい

ます。それが五十六年度は千七百二十四億七百万円、五十七年度は千五百五十二億九千万円、五十八年度は千五百二十六億八千二百万円、五十九年度は千五百十六億六千万円、五十六年度は千六百六十二億四千七百万円、五十七年度は千二百五十七億四千六百万円、五十八年度は千二百八十九億八千万円。

この数字でございます。テープにつきましては、五十五年は千六百六十六億六千万円、五十六年度は千六百六十二億四千七百万円、五十七年度は千二百五十七億四千六百万円、五十八年度は千二百八十九億八千万円。

五十九年度は千六百六十六億六千万円、五十六年度は千六百六十二億四千七百万円、五十七年度は千二百五十七億四千六百万円、五十八年度は千二百八十九億八千万円。

把握されておるでしょうか。その点を伺いたたいのであります。

○森岡務大臣 お尋ねの第二国立劇場の件につきましては、先生も十分従来の経緯は御承知でございますが、これまでは各界の専門家から構成いたしております第二国立劇場設立準備協議会におきまして、慎重な議論を積み重ねながら、昭和五十六年に「東京工業試験所跡地に於ける第二国立劇場設置構想概要及建築規模」がまとめられたわけでございます。このまとめをもとにいたしまして、五十九年度予算案におきまして設計競技の経費が計上されておるわけでござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

す。例えば、一昨日の答弁の中では、今になって突然こういう問題が起つてきたと言つておられるわけですが、昭和五十六年あるいはその前、ずっと指摘がなされておるわけでござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

ますが、昨日、設立準備協議会におきまして、いろいろな意見の出でござい

いろいろ御意見がありましたけれども、私も、いろいろな制約された条件の中で、環境、土地のスペースあるいはその利用条件といったようなものを総合勘案しながら、現実的にベストを目指して努力をしたという気持ちでやったわけでございまして、万人が納得する土地ではなかったと思えますけれども、しかしながら、既に五十五年以来もう確定した国の国有財産中央審議会の答申もございましたし、協議会としてもその線を進んできたという気持ちがあったわけでございます。

ただ、一部御指摘ございましたように、当初考えました土地の利用という点に関しては、例えば株式会社上原、用地の現在デニスコートになつております部分とかあるいは環六へ抜けるパスの、現在会社の所有地がございまして、その抜ける通路の問題であるとか、なお努力すべき余地もあるということが、今回の設立準備協議会でもいろいろ御議論が出た段階でございます。

それからもう一つは、大劇場の客席数でございますけれども、このことにつきましても、それぞれ各方面からいろいろ御意見があったことも事実でございます。ただ、行政レベルで申し上げますれば、設立準備協議会は昭和五十一年に千六百席ということを一応お決めいただきました。八年間推移してきたわけでございまして、その間いろいろなサイドからの意見も若干ございましたけれども、今回は多分に、先ほど大臣も申し上げましたように、五十六年の段階で建築規模等も確定いたしましたし、その後予算要求をいたしまして、財政状況その他の関係もございまして、正式にコンペの賞金が七千万円計上されるというような具体化の、いわゆる今までの若干の足踏み状態から一歩踏み出して設立の本格的な方向へ向かったという現実感が出た段階で、いろいろな御意見が出たのじやないかと想像いたします。そういう意味におきまして、具体的な、行政レベルが若干空白があったということで、その間に文化庁としての周知あるいはPRあるいは説明の不足ということについては私も反省をいたしておるわけでござい

ますけれども、流れの中では千六百席というのは相当長期間、まあ若干御不満の方もございましたけれども、今日まで来たという状況はございます。ただ、確かにいろいろな方面からの御意見もございまして、そういった点も踏まえて、既定方針だから突っ走るということではなくて、各方面の意見に十分耳を傾けるというのが昨日の協議会の結論であったというぐあいに理解いたしました。行政レベルでの今後の対応を考えていきたいということでございます。

○山原委員 大事業ですね。昨日私の党も、慎重に対処してほしいという申し入れを政府の方へしたわけでございますが、とにかく新聞には「無定見は後世に悔い」を残すまで書かれるわけですから、文化庁としてやる仕事として、その辺は本当に慎重に万全の態勢で取り組んでいってほしいというところを申し上げて、この問題はおります。

次に、今回の著作権法の一部改正の問題ですが、これについて私どもの基本的な考え方は、著作権者等の権利と生活を守ることが第一義であるという点は、これはもうどなたも一致するところだと思えます。そして、今回、貸しレコード問題などを契機にしまして大きく問題化して、今回の改正がいよいよ一つの中間段階でのまとめとして出てきたものだと思います。そういう意味で、著作権者の権利を守ることと第一義的に問題として、新しく貸し許諾権を創設したという点では画期的であり、そして評価すべきものというふうに考えます。また同時に、レンタル業などが果たしている役割も、否定的な面ばかりでなくて、音楽文化の普及の一つの新しい形態として評価すべきものとした点についても、私も一定の賛意を表したいと思っております。ところで、この両者の合意に基づきまして、適正な使用料を払うという形で共存していけるということがまさに望ましい一点でございますけれども、行政側もそういう方向について、共存という言葉が的確な言葉かどうか私にもわかりませんが

れども、その点について努力をしていくという行政側の基本的な姿勢が非常に大事になってきたと思うわけですが、この点について森文部大臣の今後の考え方を述べていただきたいのです。というのは、先ほど参考人の方のお話を聞きました。聞いておりますうちに、かなり深刻な基本的な点での対立もあるような感じを私は受け取ったわけですね。そういう意味で、これはなかなか大変なことだということを感じたわけですが、この両者を、本当にうまく両方を生かしていくあるいは共存させていくという点で行政としての決意を持っておられるかどうか、こういう点です。

○森國務大臣 今、山原さんから御指摘をいただきましたところが一番大事なところでございまして、ちょっと長くなつて恐縮ですが、私も党でこの問題を担当いたしました一番頭を痛めましたのは、今先生がお話しのとおり、レンタルレコード業者は悪なりという考え方で、レコード関係者には当初そういうお考えがあったということですが、レンタルレコードという商いがよくないということであるとするならば、これは文教委員会や文化庁で議論することではないのであつて、やはり通産省なり中小企業庁が考えてくれないかならぬことだ。ところが、憲法におきましては商行為は自由でございまして、それがどこでいけな

のかということになる。レコードが売れなくなるから困るのだという議論も出てくるわけですが、それならば、靴がだんだん発達してきたから靴屋さんが困るという議論になるわけでありまして、それをどうやってカバーするかというのは文化庁の仕事とは言えないのじやないか。結果的にレンタルレコードがなぜいけないのかというところは、一生懸命に芸術家たちがつくった作詞や作曲、そしてそれを演奏する隣接権者、そういう皆さんの努力というものを黙って使つて、それでお金をもうけるというところだとするならば著作権だ、こういう議論になるわけですね。ところが、著作権を直接持つておる権利者たちは、端的に言えば、これはもうここまで来た時点ですから申し上げて

いいと思いますが、それに対してちゃんと適正な報酬をいただけるならいいんだという気持ちがあるやうなところがある。ところが一方では、レンタルレコードが悪なんだという人たちがあって、これはどちらかといふと、これまで営業をやつてこられたレコードを販売する業者の皆さんには、正直申し上げて著作権云々を言う資格がない、と言うとちょっとおかしいのでありますけれども、直接のかかり合いがない、こういうことになりまして。そういう構図になります。その中で、いろいろ私も悩みましたし、いろいろな皆さんの御意見も伺いましたし、それから各党の皆さん、それぞれどの政党も賛否両論ございました。

したがって、結果的には、これはやはり文教委員会、そしてまた、文化庁が所管をいたします著作権で議論するということになるならば、秩序正しい業界がまず土俵に上がつてお話し合いをいたしたい、そして適正な、きちっとしたいわけを利用させていただく補償をしていく、そのことをこの法律で誘導していくということがございまして、一番いいところではないか、こういうふうに考えまして、先生方に御議論いただきまして暫定法と、こういうふうになつてきたわけでござい

ました。したがって、これから、レコードレンタルだけではなくてビデオを含め、我々が予測できないような科学技術の発達によりましてこうした業界がいろいろ出てくるだろうと思つた。その都度また、文化庁固有のこうした芸術家たちの悩みも出てくるでございましょう。こういうふうに考えますと、すべてこれは悪なりという考え方はなくて、話し合つて、正常にきちつとしたい。いわゆる著作権料を払つて、そして商いをやつていただく、こういうことにしていきたいことが政府としてももちろん望ましいことである、こういう考え方に立脚いたしておるわけでござい

やはりもう少し権限を行使でき得るようになっていくことが、将来にとっても、正常にいろいろなその当事者同士がお話し合いができるということにある意味での権限というものも持つてくることになって、それを何も行使するというのではなくて、できるだけ関係者たちが自主的に話し合つて、そして適正ないわゆる使用料等を払つていく、そういう考え方、今後とも努力をしながら誘導していく、こういう考え方にあるわけでございます。

したがって、なかなか難しい問題がこれからは一つ一つのスタートラインに立つてきた、そしてこれからさらに、著作権審議会にも御承知のように第七小委員会でも、発足をいたしました、なおかつ、これから年々歳々いろいろな問題が出てくるだろうと思つたので、こうしたことのできるだけ敏感に取り組んでいかなければならぬ。ただ、招来し得るようなことを予想しながら、こうしたことと余り前に出ていくことは、逆にまた文化を伸ばしていくということにならない。

先ほど午前中といいますが、本会議の前の議論にも出ておりましたけれども、商売のことで売り上げがどうだとか、レコードの売り上げが悪くなったとか、レコード会社の経営がおかしくなつたとか、レコード会社が云々するというのは、これは全く筋違いのことでありまして、やはり文化、芸術にかかわり合いを持つ皆さんが本心に意欲的にこれからの創作ができ、あるいは演奏ができ、そうした芸術を発表し得るということに意欲を持つてもらふということが文化庁の一番大事なスタンスでなければならぬ、こう考えておるところでございます。そうした皆さんの意欲が引き続き持続できるように、またなお一層文化国家としての高まりが見せられるように、文化庁として側面でお手伝いをしていくという立場で行かなければならぬ、こう考えておるところでございます。

○山原委員 少し技術的に、使用料が合意に達するというのはどういうことでしょうか、これは次

長に伺いたいのですが。

○加戸政府委員 現在話し合いが行われておりますのは、暫定措置法に基づきます許諾の使用料でございますが、二通りございまして、作詞、作曲家側の著作権使用料につきましては、音楽著作権協会が定めます著作物使用料規程によって使用料金をいただくわけでございます。この使用料規程は文化庁長官の認可を必要といたしております。ただ、認可をいたします場合にも、両当事者間の言い値の違いがないかどうか。あつた場合、その中の裁きというのがあるわけでございますが、通常のケースとしては、両当事者間で合意に達したもので申請していただき、申請と認可をしますというのが一番妥当な方策でございます。今、貸しレコード問題についてもそのような基本的合意に達した線での申請が出ています。

次に、著作権隣接権者側につきましては、この使用料の話し合いが両方行われておりますけれども、要すれば、権利者側としての程度の利益の分配あるいは享受にあずかるのか、使用者側としての程度の支払い可能であるのか、そういった経済法則とか、使われるレコードの種類、態様あるいはその効果、あるいはレコード販売等の実績に及ぼす影響とか、諸般の事情を考えながら、双方で、これはある意味の商取引でございますので、いろいろな金額が、高い方と低い方との話し合いがスタートしましてだんだんと煮詰まってくる、それは実務的な関係で処理されていくというぐあいに思つておるわけでございます。

○山原委員 合意に達した場合に必ず許諾するというふうに理解してよろしいですか。

○加戸政府委員 もちろん、使用料と申しますのは許諾を与えられた場合に支払う料金でございますので、許諾をしてもらうことを前提として、幾らならば許諾をしてもらえるのか、幾らならば許諾しなうというものを議論の前提としての話し合いでございます。したがって、使用料が合意に達するということは許諾を得て使うという形に

なるわけでございます。

ただ、参考人質疑等の中でも若干の意見の違いがございましたのは、レコード協会側としては、限られた種類のレコード会社側にとって死活問題となるような一定のレコードについては、ある限られた期間のレンタルについては差し控えてほしいという気持ちがございます。一方、貸しレコード側におきましては、そのようなレコードであっても使用料金を高くすることによって使わせたいという点で、若干意向の違いがあるわけでございますけれども、全般的に見れば、基本的にはレコードのレンタルを許諾する、そのかわりに幾らの使用料を払ってもらいたいという線での話し合いが詰められていくものと思つております。

○山原委員 先ほど参考人の方にお聞きしておりました、若干の食い違いというようなものではないような感じがしました。それは一番よく御存じだろふと思つたわけでも、一部一定期間の禁止という問題が出てくることに對して、レンタル側の方は強く反発されておりました。

それからもう一つは、著作権者側との話し合いが十数回やられて信頼関係も生じて一定の合意に達したということですが、一方は、信頼関係さえ失われる可能性である、しかも基本的な考え方、これは解決できるものとして文化庁は自信を持っておられるのでしょうか。

○加戸政府委員 幾つかの事情がございました。一つは、著作権使用料につきましては、著作権仲介業務法の規定によりまして、原則として著作物使用料規程の認可申請はその使用料金の適用の二カ月前に申請すべきこととなっております。二カ月の期間は文化庁長官の許可を得れば若干短縮可能でございます。いづれにいたしましても、二カ月前を目安として事前に申請する必要があります。ございました関係上、六月二日の施行を控えておりました四月二日までというのを想定しておいたわけでございますが、若干話が長引きました関係

係上、四月十六日の申請となりましたけれども、いづれにいたしましてもそういった二カ月前の申請ということが既定条件としてございましたために、まず最初に精力的に著作権の分野から解決していこうという形になった事情が一つござい

それから第二点といたしましては、著作権隣接権者側でございますが、実演家の場合はともかくといたしまして、レコード会社側にとりましては、そもそもこの問題の発端といふのは、先ほど大臣も申し上げましたように、貸しレコードは悪なり、貸しレコードは禁止すべきであるという発想からスタートしたというふうな事情もございまして、また、既に今日までの間におきまして、レコード会社側と貸しレコード業者側との間で各種の訴訟で争われておるという状況がござい

た。ある意味では、味方というふうな対立関係にあつたわけでございます。そういった感情的なしこりも十分あつたというふうなこともござい

ます。また、暫定措置法が成立いたしました後におきまして基本的な法の解釈なり感覚をめぐつての差も相当ございました。そういう意味で、その間のしこりを解きほぐし、かつ両者を話し合いの舞台に乗せるために、文化庁としてもかなり間に入りましてございます。レコード協会側に対しあるいはレコードレンタル商業組合側に対して、各種の指導助言を行いながら舞台に乗せるという形で今日までまいつたわけでございます。

幸いにして、先ほど参考人として意見陳述されましたレコード協会の高官会長あるいはレコードレンタル商業組合の牛久保理事長、いずれも人格すぐれた方でございます。良識を持った対応で、お二人の人格ならば話は相当程度進んでいくと私も思いますが、ただ背後には、レコード協会の会員の中にも強硬論者がいらつしやいますし、あるいはレコードレンタル商業組合の会員の中にも強硬論者がいらつしやいます。そういうバックを控えながら、お二人の人格と識見と良識によつて話し合いは相当程度進んでいくと私は思います。そ

○山原委員 参考人のお話をお聞きしております。今回許諾権あるいは貸与権を得る著作権側あるいは著作権側の立場というのは横から見るならば強い立場、レンタル側の方はその面言うならば弱い立場といいますが、そういう状態に置かれてはいる。それから、レンタル側の方は組織としては若い組織です。きょうもお話を聞きますと、いろいろな努力をされてはおりますけれども、組織の中へ入っていない人もおるわけですし、そういう意味で、例えば一定の使用料で決定したとしても、それでレンタル側全体としての足並みがどの程度の程度にそろうのかという問題もあるのじゃないかと思うのです。

御提案申し上げさせていただいております著作権法一部改正案の中におきましては、使用料あるいは報酬請求権についての協議が調わない場合におきます文化庁長官の裁定制度がございます。

そういう意味で、来年の一月以降、この法律案が成立した場合のことですが、文化庁が間に入つて裁定の道ということがあつて、それが本格的なルールとしてしかれていく、その前段階としてのこの半年間の問題について長期的に見通せば、わずか半年間の短期間のことについてここであつたがたトラブルが起きるといふぐあいに考えにくいわけですが、いずれは文化庁長官が正式に法律上の権限として裁定を行うことを想定した場合の前提として、今の両団体の話し合いといひますのも当然そこを見通して、とりあえず当事者間の話し合ひでございませうけれども、両当事者ともに、なかなか意見の一致を見ない場合には文化庁が間に入つてほしいというような事実上のお申し出もございませうので、そういった点では、お互いに良識を持つて話をまとめたいという気持ちがあるようございませう、そういうことを私どもも期待しておるということでございませう。

○山原委員 この問題の最後にもう一つ、今の音楽著作権協会、芸団協、レコード協会、この三つでそういう意味での窓口を一つにすることがこういう問題の処理にいいのか悪いのか、素人でわかりませんが、参考人の方にもちよっとお聞きしたのですが、その点は何かお考えになっていま

○加戸政府委員　公式には、三団体が共同として一つの団体を窓口として処理するというような形にはなっていないわけですが、三団体ともに、できれば窓口は一つにまとめた方が都合がいいという気持ちはあるようでございます。ただ、先ほどの参考人意見聴取のところでもお述べになったと思いますが、芸団協としてはJASSRACの方へ委託をお願いしたいという気持ちはあるわけですが、レコード協会についてはそ

の方向性がまだ固まっているとは言えない段階で
ございます。そういう意味で、今後三団体間の話
し合いのプロセスで決まっていくことだと思いま
すが、事柄は、実務的な処理の問題、あるいはばら
ばらでいくと要する人員、経費との問題もござい
ますし、あるいは契約内容を一々また三通ずつつ
くる、それを三回に分けてやらなければならぬと
か、そういうようなことを考えた場合には、一本
化の方向で進むかどうかかわかりませんが、当然進
んでいくものではないかというぐあいに想定をし
ておるわけでございます。

○山原委員 次に録音・録画の機器についての
賦課金制度の導入の問題について伺いたいのです
が、もともとここが著作権者にとって一番大事な
基本の問題であつたわけで、それが貸しレコード
問題が起こつてまいりまして、著作権確立の問題
が、本来の基本にメスを入れないでカブツしてし
まつて、レンタル側の人にとつても、これはお門
違いの迷惑な話だ。それから、著作権者側にとり
ましても、基本のところへメスが入っていないと
いう問題があるわけですね。そういう意味で、こ
の賦課金制度の導入について基本的に文化庁とし
ては必要だとお考えですか。技術的な問題はさて
おきまして、この点についての必要性というのは
お認めになつてゐるのかどうか、これを伺つてお
きます。

○加戸政府委員　今回の著作権法一部改正案を出しますために、その前段階におきまして著作権審議会の第一小委員会で御審議をお願いして、昨年九月に報告をちやうだしいしたわけでございますが、その内容を受けたのが今回の法律改正案でございます。その内容を受け、その報告の中におきまして、家庭内録音、録画問題に関する抜本的な解決を図る必要があることについては異論がないという御報告をちやうだしいしております。今回の改正ではもちろん対応できないけれども、将来的課題として録音、録画問題は抜本的な制度的対応ということが基本であるという認識があったわけでございまして、その報告を受けた文化庁といたしまし

でも、そういう気持ちは当然に持っているわけ
でございます。

ちなみに、昭和五十六年に出されました著作権審議会第五小委員会の私的録音、録画問題に關します報告をベースといたしまして、現在、著作権懇談会という私的な懇談会におきまして、この私的録音、録画問題に關します基本的な討議が既に十五回も重ねられているわけでございますけれども、文化庁といたしましても、この機器の問題を解決せずして著作権の基本問題は解決にならないだろうという気持ちがございますし、今回の一部改正案も抜本的な解決ではあり得ない。そういう意味におきまして、先生御指摘のとおり、著作権制度の上で取り組むべき極めて大きな課題であると同時に、問題の即時解決はなかなか難しいという現状も認識しながら、なお最善の努力を積み重ねていきたいと考えている次第でございます。

○山原委員　今、文化庁としての基本的な考え方のその点でわかつたわけですが、もうちょっとお話を伺いたいのですけれども、著作権審議会の第五小委員会、そこでは、放置できない問題であるが機が熟していない、合意ができない。この原因は一体どこにあるかという問題ですが、それはどうですか。

○加戸政府委員 録音、録画機器の問題というのは、帰するところ、録音、録画機器あるいはテーブメーカーに対しましてある一定の賦課金等を課すかどうかというような西ドイツ方式あるいはオーストリア方式といったものがございますけれども、そういった諸制度についての検討でございまして、基本的には権利者側の足並みは一致しておるわけでありますけれども、では問題は、そういった賦課金なり課徴金なりを支払うべき立場にある録音、録画機器メーカーあるいは録音、録画機材メーカーといったものの協力が得られるかどうか。一方的にこの問題を押し進めることは不可能である。そういう意味におきまして、関係者間の合意の形成ということを第五小委員会の報告で指摘されているわけでございますけれども、要

○加戸政府委員 今回の附則五条の二は、本則では当然権利を及ぼすべきものであるが、「当分の間」ということで外したわけでございます。

ただ、御承知のように文化庁試案を昨年公表させていた段階では、これは適用除外をしてなかったわけでございますが、その後、十分慎重検討の結果外させていただいたのは、實際上権利の処理のしようがないのに違法状態のままで置いておいてそれでいいのかという問題が一番頭の痛いことでございまして、基本的な考え方は、当然著作権をクリアして処理していただくものだという前提に立っているわけでございます。そういう意味で、附則で外したのはもっぱら技術的理由と申しますか、具体的に権利の処理ができるような機構があつてこそ初めて権利の実効性が発揮されるのだ、そういうような観点からのものでございまして、先生の御質問の答えになりましたかどうかわかりませんが、さように考えている次第でございます。

○山原委員 私の方は、この五条の二については、「当分の間」ということで延び延びにならないように、速やかにその実施に向かって努力をすべきであるという考え方に立っています。

時間が余りありませんが、それからもう一つは、今度は全国貸本組合連合会の方からの要請もいただいているのです。これはまた附則の四条の二との関係が出てくるわけでして、貸し本屋の問題について先ほども服部さんはいろいろおっしゃって、これがずっと広がっていくことを心配しているのだという非常に厳しい御意見もありました。しかし、一面、この要望書を見せていただきましたと、

貸本業は、江戸時代以降民衆向きの出版物の成立と、その読者への普及に少なからぬ役割を果たしてまいりました。そして、その変遷、消長は、その時代の出版界をめぐる社会的、経済的条件によつて、自ら律せられてきたものであります。戦後にあつても、一時期全国で二万軒以上あつたといわれますが、二三十数年來は減少の一

途をたどり、現在は、全国で一軒前後と推定され、しかもそれぞれ零細な生業であり、出版流通の秩序を脅かす存在ではありません。

ましてや、貸本業は今後とも、自動複製機器の使用をとまなうものでは決してありません。

こういうことでございまして、これについて、先ほど言いました四条の二についての全く違った見解が出ています。

また、事実、私もが子供のときから親しんでまいりました貸し本業というのはそれなりに町の風物でもありますし、そういう意味で長い伝統も持ちながら一定の文化を支えてきたという点から考えますと、確かに服部さんがおっしゃるような大きなチェーンをつくつてやっておられるというお話を聞きますと、じゃあそういうことならば四条の二を何とかしなければならぬと、こうなります。しかし、実態として考えた場合は、これは五条の二の場合とは違つた側面を持つてゐるのじやないかと思ひますが、その点は、実態を一番よく知つておられる文化庁としてどういうふうにお考えでしょうか。

○加戸政府委員 全国貸本組合連合会の方からそのような要望が出ておることは承知いたしております。ただ、一千軒と申しますのは組合に加盟しておる店の数でございまして、全国的には二千五百ないし三千の貸し本業が存在するように承知をいたしております。

それはともかくいたしまして、今の問題につきましては、著作物の複製物の公衆への貸与について著作権を認めるという形で今回の法体系の全体の整合性から申し上げますれば、いずれはこの附則四条の二も削除いたしました本則へ戻ることが理想であるわけでございす。その場合、貸し本はおよそ著作者の恩恵には浴せずして事業してゐるんだというこの論理は成り立たないだろうと思ひます。要は、では貸し本業が十分に経営できるようなものであるかどうか、著作物使用料を支払うに値するような基盤を持つてゐるものかどうか、あるいは著作物使用料をいただくにしても、

それは手数料の方がかさんでしまふほどの性格のものであつて、わざわざ取りに行かなくてもいいのかどうか、そういったような状況は確かに起こり得ると思ひます。

ただ、私どもの気持ちといたしますれば、この附則四条の二もいずれは削除させていただいて、その場合、割安な単価で貸し本業に全く影響をしないような程度の金額で、月決め幾らという形で、正常な形で、金額はともかくとして著作物使用料、貸与に關します使用料を支払いながら営業してゐるんだという形態であつた方が、また貸し本屋さんの立場としても、文化に自分たちは貢献してゐるんだ、あるいは文化に對するそういった支払いもしてゐるんだという気持ちも持つてゐるのではないかという感じもいたします。

ただ、歴史的に長かつたからというのは、今すぐには、百何十年も続いたものを一遍に権利が動くんだとするのはいかげなものとこの感じもございまして、将来の考え方としては、私も、若干見解を異にいたしまして、本則へ戻すべきものではないなからうか。ただ、その権利行使の仕方あるいは使用料の問題というのは、適正な、無理のないものにすべきだろうという点は、行政指導の分野として残り得ると考えております。

○山原委員 この問題、もう結論を出すまでにはこの場所では至らないと思ひますが、最後に、前から問題になつてゐるローマ条約についてどれだけの考えを持つておるか、この問題について伺つておきたいのです。

もう既に二十六カ国批准をしてゐるという状態で、前からこの問題は随分、著作権問題が出るたに論議をされてゐるわけですが、どうなんですか、それは政府としては。

○加戸政府委員 一九六一年にローマで成立いたしました隣接権条約、現在、イギリスとかドイツといった先進諸国を含めまして二十六カ国が批准または加入をしてゐる状況でございす。ただ、我が国を含めまして、著作物利用の、あるいは著作権隣接分野での主要な国でございすア

メリカとかフランスがまだ入つていない状態でございまして、その意味では、隣接権条約というもののについての世界各國のコンセンサス的なものにはまだ至つていないという感じはしないわけでもございせん。ただ、国内的には、実演家団体あるいはレコード協会その他からの隣接権条約への加入の要請、陳情、要望等も重ねられてきてゐるわけございまして、この問題は、文化庁としても、早期加入という方向での検討をすべき時期にあるというところは重々承知いたしておるわけでございす。いかんせん、関係当事者の一部には強い反対がございまして、その意味におきまして、現在、著作権審議会の第一小委員会での検討課題とされておりますけれども、先ほど先生御指摘の、録音、録画機器の問題と同様に、やはり要するに、支払い側、ユーザー側に立つサイドの反対をどう克服していくかが大きな課題であらうと考えておるわけでございます。

○山原委員 最後に、文化庁の予算についてちよつと触れて、あと五、六分で終わりますので、文化庁の予算が、ずっと調べてみますと、こういう時期でもありませんけれども、一般会計に占める割合がだんだん減つてまいりまして、〇・一%、五十年代ずっと続いておりましたが、ついにことしは〇・七%までに低落をしてゐるという問題です。これは非常に重大だと思ひますし、それからこれと関連しまして、児童演劇に對する補助金ですが、これは日本児童演劇協会を通じて四千三百五十万円が毎年出ておりましたが、そのうち三千七百万円が地方巡回に當たる費用として出ております。

ところが、調べてみますと、この児童演劇に關する劇団の活動というものはもう年間大変な、二万三千回という回数にわたりました。これは一昨年の一九八二年の数字ですが、一月から十二月までの間に二万三千回、一年間に各地で演劇活動、いわば子供たちに生の演劇を見せてゐるわけですね。生の演劇というものが子供にとつてどれほど強烈な印象を与えるものであるかということは説

明する必要はないと思いますが、その一年間の観客数が千六百六十六万人、そしてそのうちの七〇%の八百六十六万人が幼稚園、小学校、中学校、高等学校の生徒さんということでございます。

それで、私はこの協会に出されている四千三百五十万は随分少ないものだと思いますし、また協会が委嘱してやっているこの地方巡回というのは、日数にして年間三百日前後だそうでございますけれども、やはり人間をつくるということに随分強調されている今日の状態、特に中曽根政権が、人間をつくることは大事だ、こう言っておりますから、そういう意味で、これに対する補助をもっとしていいのではないかとふうに思います。特に僻地巡回の助成の性格を含めまして、この予算を増額すべきだ。特にこれらの劇団の実態を見てみますと、学校へ行きましてたまたま保護の児童あるいは準要保護の児童が大体一〇%ぐらいあるわけでございまして、その子供たちからはお金を取っていないのです。そうすると、劇団自体がそれを自己負担している。その金額を合わせると、大体年間にして一億五千万ぐらいの負担をみずからせざるを得ないところに置かれておる、こういうわけでございまして、これではどうにもならないと思うわけでございます。

したがって、要保護、準要保護の子供たちに対しては、例えば海水浴に行く場合にいたしまして、それに對するそれなりの手当てがあるわけでございまして、そういう意味で、こういう生の演劇を子供たちが見られるために、こういうものについて細かい手当てをする必要があるのではないかと、このことを強く私も、要請をされるわけでございしますが、このことについてお考えがあれば伺っておきたいのです。

○加戸政府委員 青少年あるいは子供に對します生の実演、公演を行うということは極めて大切な事業だとも考えておりますし、また文化庁といったしましても、従来からその助成には努力をしているわけでございます。

例えば、文化庁が主催いたします青少年芸術劇

場あるいは子供芸術劇場、あるいは文化庁が補助金を出して行っているさまざまな児童、青少年向けの公演につきましては、入場料は取らないという方針で来ているわけでございます。一般的に民間団体で行われますような諸般の活動につきましても、助成の問題、ただ特定の要保護、準要保護の児童から取らないからその分だけの補助とかあるいはその者に対する助成とかいうのはいささか困難でございしますが、全般的な意味におきまして子供あるいは青少年に對します公演の充実は図られるよう、今後とも、乏しい文化庁予算ではございしますが、充実に努めてまいりたいと考えておる次第でございします。

○山原委員 終わります。

○愛野委員 馬場昇君。

○馬場委員 非常に多くの委員から、あらゆる角度から熱心に議論が行われたわけでございまして、いよいよ最終段階でございしますので、ダブる面も大分あるのではないかと、さうして、質問をいたしたいと思ひます。

私は、まず森文部大臣にお尋ねしたいわけですが、その第一は、さきに五十八年に成立いたしました貸しレコードに関する暫定措置法についてでございますけれども、この問題につきまして、私も本委員会でも小委員会をつくりまして、一生懸命に議論をいたしまして、その結果、満場一致でもって小委員長報告をまとめ上げたわけでございします。

その小委員長報告の一部にこの立法の趣旨について述べておるわけですが、最近のいわゆる貸しレコード業の急速な増加が、著作者、実演家及びレコード製作者の収入等に影響を与えており、このような事態を放置すれば、音楽文化創造のサイクルを乱し、ひいては、わが国の音楽文化活動の妨げになる懸念が生じております。こういう状況の中で著作者、実演家及びレコード製作者に許諾権を与える、そしてその許諾権は「公正な使用料によって許諾する」、こういう内容

の小委員長報告をいたしまして、満場一致で議決したわけでございまして、この法律ができ上がったわけですが、森文部大臣は、自民党内におきましてもこの問題の担当責任者でございまして、言うならばこの法律の生みの親の一人であるわけでございまして、生みの親の一人として、生まれながらこの法律をどう評価しておるか、期間は短いわけですが、今施行の途中ですから、どういってお気持で施行していきたいのか、これについて最初、原則的なことをお尋ねしておきたいと思ひます。

○森國務大臣 まず、この文教委員会で御議論をいたしまして、各党で合意をいただきまして暫定法が成立をいたしました。その暫定法の最初の段階で自民党の立場で取りまとめをさせていただきました。一人一人といたしまして、大変感謝をいたしておるわけでございします。特に、先ほども申し上げたように、社会党さんを中心として、私は各党のそれぞれの皆さんに御意見を伺いました。各党の中みなさんばらばらでございまして、どなたが賛成でどなたが反対なんというの、お名前を申し上げるのは失礼でございますから申し上げませんが、我が党の中もとにかく大変でございまして、私も本当にえらいものを引き受けたなというのがそのときの率直な気持ちでございします。私は、この暫定法が各党の皆さんの合意で成立をして法案が通りましたら、そういう意味で少し時間がかかりまして、ただいま御議論をいたしております改正案とほとんどくっついてしまっている点についていささか残念だと思ひます。しかし、当時としてはやむを得なかった経緯もあると思ひます。

そういう意味で、今度の改正法案を文化庁として決断を出し得るような一つの誘導的な措置になった。しかも、各党会派の皆さんの御議論をいただいてみんなで賛成をいただいたで出した。そのことが、文化庁を、適切な言葉じゃないかも知れませんが、むしろ大変勇気づけていただいた。そういう意味で、この暫定法をお通しいただいた

ことが、今馬場さんおっしゃったように、まさに文化創造のサイクルというのは大事であります。芸術家の皆さんにはお金をもうけよう、報酬を得ようと思つてやっている人はおられませんか、もし、自分たちのつくったもの、努力したものが国民から愛されて長く歴史の中で生き続けていくこと、そしてその喜びの中でまた新しいものを生み出していくという、芸術家にとって一番大事なことを評価する。それは、金の評価ではなくてそういう文化活動というものの、文化事業というものを創造させ得るバックグラウンドをみんな国民合意でつくり上げていくということになったという意味で大変よかった、私はこう思っているわけです。

ただ、先ほど議論の中に出ましたように、レンタルレコードの皆さんも、ちょうどコンパスの卵みたいなもので、最初に考えつかった方は実に偉いと思ひます。そのことを結果的にまねをして、千九百になんなんとする人たちが出てきた。しかし、その中いろいろな考え方の人があつたわけだと思ひます。ですから、私も正直に申し上げてそういう方々と随分お目にかかりましたし、大阪まで出かけていきまして、そういう皆さんと懇談をいたしました。我々は別にテープをダビングしてくれなんて言っていないんだ、そんなものを何で法で縛るんだ、こういうことで、随分私も詰り寄りました。私はいつも言つたんです。コンパスの卵のアイデアでできた業界が、本当に正しくこれから国民みんなに認知してもらえ、そういう業界にしかなくてはだめじゃないか、ただおれたちのアイデアで憲法に保障された職業の自由だ、何をやっていいの、だ、というものは、これは、皆さんがいいアイデアでそういうことを商いしてなさるなら、これが本当に国民から認知され、そしてまた所管の役所からも指導を受けられるようなことになって初めてあなたの方のアイデアが生かされていくのじゃないか、私もこういうことを随分申し上げた。

それこそ本当に汗を絞りました、これも各党会

派の皆さんも、それぞれ党で反対、賛成ならいいんで、党の中で賛成論あり反対論ありということ、本当に苦労いたしました。そういう意味で、そのとき議論したことが今度の法改正につながったということで、繰り返すようでありましたが、日本の文化、芸術の振興にとつて本当によかつたし、そういう委員会におきます御議論が文化庁をこうして勇気づけて、特に加戸次長のように、まさに専門家でありますが、勇躍胸を張つて堂々とお答えを申し上げられるような立場を文化庁がとり得たということは、皆さんに御議論いただきまして、この暫定法の成立が一つの大きな誘導になつた、こういう意味で私は大変感謝をいたしておるところでございます。

○馬場委員 この議員立法が今度の法律に発展をして、先ほどから言われておりますように著作権は文化のバロメーターだ、そういう中で日本の国の文化の発展に非常に寄与するということは、私も非常に意義があつたのではないかと思います。とともに、もう一つ、この法律ができた意義というのは、関係者がお互いに対立しないで、その関係者の間で話し合いをして業界の円満な秩序をつくり上げる、こういう点では非常にプラスになつたのではないかと、こういうふうに思つておるわけでございまして、どちらかというと混乱して摩擦があつたのが、きれいな秩序をつくる方向に行つた、こういう点、この業界に対して非常にいい影響を与えたのではないかと考えておるわけでございまして、もちろん大臣もそう考えておられるわけでございます。そういう意味で、この法律ができて業界の秩序を確立しようという意味も果たしたのですから、今後業界の秩序の維持というのには特に大臣、力を入れていただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○森国務大臣 まさにそのとおりでございまして、さつき山原さんのときにもちよつと申し上げたのですが、レコード業界がこれによつて苦しむとかレコード屋さんがもうからないというのは、政治家の立場としては御同情しなければなりません。

んが、少なくとも文化庁や文部省やあるいは文教委員会が、そのことによつて商売が成り立たないから助けるんだ、この発想は絶対とるべきではない。そういう意味では、我が党の中で当初、この問題を法律で縛らねばならぬと出た当時の勢いは、端的に言えば、レコードの商いをなさつてはいる御商売の皆さんにどちらかというと陳情を受け、要請を受けてスタートをしたのです。ですが、私はお引き受けした以上は、それはいかんよと。

それから、さつき申し上げたように、新しいまことにアイデアでつくられた、若者が中心でありまして、その皆さんにも、日本国の国民として経済を運営していかうということであるならば、やはり正しい倫理観といひますか商い観といひものも持つてもらいたい、こういうことでスタートしたわけでございますので、本来言えば、文教委員会であつたことをするよりも通産省が主導するといふことが正しいんだらうと私は思ひましたが、当時としては、通産省の文化用品課に属する業種らしいがというだけのことで、こんなことを言ふと通産省に気の毒ですが、通産省自身も及び腰でようまとめていけないというのが事実でございまして、そういう意味で、文化庁が著作権で動いてくれる、そういうことを通産省自身も期待をしておりました。

そういう意味で、まさに文化庁とこの文教委員会がこの議論をするにやうによつて、レンタルレコードの皆さんを正しい商いとして国民のみんなが認めてあげるといふ、そのことが一番大事なんですから、だからこそ法律が必要なんです。そんなものがあればおれたちは損すると言ふけれども、そうじゃなく、法律をつくつてその中に入るにやうによつて、逆に言えば、正しく法を守る人が損をして法を守らないで勝手にやる人が得をするといふやうなことがあつてはならぬのですよと言つて、若い皆さんでありましたから、何か自分が大学の先生になつたやうなつもりで皆さんにもいろいろ御説得を申し上げて、そしてこの問題の土俵に入つていただいたということですが、

法律で引つ張り出すということは本当はいいことじゃありませんけれども、そういう形で皆さんがお話し合つていただく土俵を設定するということ、これが最大のねらいでございまして、私ども、文化庁がおとりなしを進めながら、それぞれの団体の皆さんとお話し合いを進めておるといふことで大変喜ばしいことであります。今後とも、今馬場さんが御指摘のとおりそのことが一番大事でありまして、業界の皆さんにそれぞれのお立場があつても、みんながこの法律のもとにぜひひとつお互いに、変な話ですが、レコードを売ることも、お互いに、変な話ですが、レコードを貸すことによつて文化が逆に言えばまた大きく燃え上がつていくといふことにもなるわけでありまして、適量にもうけさせていただく、こういうことが一番いいんじゃないか。もうけるところは我々がさわることはないわけでございますが、とにかく業界が話し合つていただくということに主眼を置いておりますので、先生の御指摘どおりである、こう考えております。

○馬場委員 森文部大臣も、自分が生んだ子供はかわいといふやうな意味で、非常に愛情を持って接していただいておりますので、非常にいいことだと思ひます。

そこで、私も今、大臣とほとんど同じような考えでございまして、言うならば、言葉は悪いのですけれども、レンタル業者、ちよつといじめられつ子といひますか、そういうことで、いろいろのけものにはあるいは嫌われておつたのが、この法律で市民権を一つ得たわけでございます。そういうことで、はっきり言えば業界における地位を確立したわけですし、今後、この市民権を得、業界の秩序を確立したレンタル業界といふものが本場に新しく音楽文化を創造していく、日本の文化を進展させていく、そういう一つのセクションの担い手になるんだ、そういうやうな方向でぜひ、今大臣もそうおっしゃつたわけですから、お互い力を合せて、業界も努力しなければならぬと思ひます。

いますけれども、行政の方でもそういうやうな指導をひとつお願いしておきたいと思ひます。そこで、少し具体的な問題に入りますけれども、小委員長報告とそれから参議院でこの法律が通り、またときに附帯決議がついておるわけですが、これは同じ文言になつておるわけでございます。これは次長でも結構でございますし、具体的なことは、基本的なことは大臣も詳しいですから何ですけれども、どちらからでも答弁願ひたいのです。

この小委員長報告も満場一致だつたし、参議院の附帯決議も満場一致でございまして、「公正な使用料によつて許諾することとし」、「こういうやうに実はなつておるわけでございます。これの一つの解釈が、きよう午前中の参考人の意見を聞いておられるのですけれども、このところの認識といひますか、国会の意思はどうであつたんだ、文化庁はどういうふうなこの附帯決議、小委員長報告を認識して業界を指導していかれるかといふことが非常に大切じゃないかと思ふので、これについて聞いておきたいと思ふのです。これは、いろいろ私もその議論に入つた一人でございますので国会の空気がよく知つてゐるのですけれども、小委員長報告、附帯決議といふのは、この許諾の禁止といふのはやはりあるべきではないという趣旨、それが大体国会の趣旨であつたと思ひます。これは私の解釈だけではないに、けさほど参考人に来られました著作権協会の芥川参考人なんか、この小委員長報告、附帯決議の趣旨を尊重して許諾を求められたなら許諾するのが原則だ、こういうところから私たちは対応いたしております、こういうやうな参考人の意見もあつたわけでございます。これについて、国会の意思としては、許諾禁止はあるべきでないという趣旨でこの附帯決議、小委員長報告が行われたのだと思ひます。これが、これは文化庁の方はどう理解されておるのか、これは文化庁の方はどう規定が許諾権の根拠を得なければならぬという規定が許諾権の根

拠になつておるわけでございまして、許諾を得なければならぬという法律的字句どおりに解しますれば、イエスカノーカというところについて、イエスを求めてイエスの許諾をもらいたい、でもイエスが出るかどうかというのは権利者側の自由意思にかかっている事柄でございまして。これは、字句どおりに読めばでございまして。しかしながら、イエスカノーカ、つまり禁止をするということがありますれば実態的には貸しレコード業が存続できなくなる、そういった事態を踏まえて、許諾を求められれば公正な使用料の支払いを条件として許諾すべきものであるという基本的考え方があるわけでございまして、十分理解いたしております。

ただ、それでは禁止は全くあり得ないかということになりますと、それは許諾権を与えながら許諾権を奪うということになるわけでございまして、一種の報酬請求権と変りない状態を出現するのではないかと、一つ、それからもう一つは、許諾を与える相手方がどんな違法行為をやっているか許諾を与えなければならぬと解するに若干無理があるのではないかと。つまり、具体的に申し上げれば、高速ダビング等を一緒にやっているレンタル業者に対して、公正な使用料だけ払うならば許諾を与えなければならぬという趣旨には理解しがたいわけでございまして、そういう意味で、基本的な大原則といえますが、この法律の精神はこういうことであるということである運用を図るべき旨の御指示があったと私も、受けとめておるわけでございまして。

ただ、先生だいま御指摘になりましたように、参考人の御意見の聴取の中でもニュアンスの違いがございました。具体的には、レコード協会側では、例えば一人のタレントを育てるために必死の努力をし、多額の経費をつぎ込んで年に一枚しか出さないようなレコード、それが売られてすぐレンタルに回されてしまうと投下資本も回収できない、そういうことになる、そういった音楽創造の意欲を失うということになりかねないという死

活問題に關して、私も、十分意見としては了とできる分野もあるわけでございまして、そういう一ものにつきまして、一方レンタル商業組合側の方にございまして、そのような多額の投資をし、努力をしているものについては、使用料の料金を高くすることによって使わせてもらえないかということ、そのスタンスの差が両者間にあるわけでございまして、この問題を約一カ月強の間に話を詰めていかなければいかぬという問題が基本的にあるわけでございまして。

ただ、私もその理解に關します限りは、正当な理由のない限りは許諾を与えて、使用料によつて許諾すべきものだという基本方針の御意向がこの小委員長報告あるいは参議院の附帯決議であらわれているものと理解しております。

○馬場委員 これは、大臣に今の点についても尋ねたいのですけれども、法的文言といひますか、その厳密な解釈あるいは、悪いことをしている高速ダビングとか何とか、そんなものは論外の話でございまして、今、次長が最後の方で言われたようなもの、今、次長が最後の方で言われたその辺にあると思うのですが、実は具体的に今、やっていることを見ますと、著作権協会の方にはもう話がついておるわけですね。だから、先ほどどなたかの御質問に、著作権協会それから演奏者の実演家の方々、レコード業界、これはどっちが上とか下とか、順序があるのだとかということ、それも本当は私、よくわからないのですけれども、聞いてみたいのですが、いずれにしても、やはりつくられた作詞、作曲家で著作権者が、実は今度これだけのレンタル料だと、その方を上と私は見るのですけれども、その隣接権者、いわゆる著作権者がやるのを隣接権者が嫌だと言ふのは、常識的に見ればちよつと考えられないのじゃないか。そのところはやはり著作権者が特に認めておるわけですから、今言われた公正な使用料なんかのところで指導して、これは当然認めるべきである、こういうぐあいに思うのです。そういう点について法的なこと、厳密なことじゃないに、この審議

の経過、そして業界の秩序を守る、そういう意味においては、やはり許諾を求めたら公正な使用料で許諾すべきものだ、これは国会の意思だと思ふんですが、大臣はどう解釈しておられますか。

○森岡大臣 すべての当事者間同士で全部話がついてない段階でございまして、実際的には私も立ち入るべきではありませんし、文化庁の事務当局にお任せをいたしておりますが、やはり私は、大前提としては、先ほど馬場先生から強く御指摘をいただいたように、レンタルの皆さんが業界の話し合いの中に入ってくるということが一番大事な誘導の法案であつたわけでございまして、ちよつと言葉は過ぎるかもしれませんが、私がずっとお世話をしてきている間に、レンタルは悪なり、つぶしてしまえという一番強い立場をとられたのはやはりレコード販売業の皆さんでございまして。我が党の皆さんもそうでございまして、それぞれのお立場で、あれはいかぬ、あれはいかぬのだと言つて強い声を上げておられたのはやはり政治家ですから、どちらかといへば実演家や演奏家やそういう著作権の直接の権利保持者よりも、やはり自分たちの選挙区にいらつしやるレコード屋さんの組合の皆さん、皆やはり商店街の有力な方ですから、こういう皆さんから強く要請を受ければこれは本当に動かざるを得ないので

す。この間、湯山さんでしたか、私に、あなた入ったことありますかと云うので、私の事務所がたまたま一階を借りていたので、ビルの二階にレンタル屋さんが入つてしまつたものですから、私の事務所全部、レンタルレコードみたいな看板になりました、それで随分レコードの販売業者の皆さんから、森喜朗はいつからレンタルの親分になつたんだと言われて、ちよつと困つたぐらゐでございまして。

ですが、大変失礼な、御無礼な言い方でしたけれども、販売店の皆さんにはこの問題に俾そうに口を挟む権利がないんだ、著作権についてレコードを売る人たちははつきり言つて権利は持つてな

いんだ、そこを一緒に言つて言つてもらつたら困る。文化庁の皆さんにも、そこはきちつとしておきなさい、悪いけれども、そこまでのことを考えたらこれは話にならぬことなんだ、ですからまずそれは除外してもらふ。

ただ問題は、レコード製作者、レコード業界は、自分たちのつくつたレコード、あるいは演奏家もあるいは作詞、作曲した人たちが、本当に自分たちのつくつたものがあつて国民の中に浸透でき得る、普及でき得るということはやはりレコード屋さんたちのおかげなんです、そこはレコード会社と、あるいはレコードをつくる人たちとレコード販売業の方たちとの間の商行為であり信頼関係であつて、そこはもう私たちはさわる場所ではない、私はこういう姿勢をずっととり続けてまいりました。そうしなかつたらこれはまとまるものじゃなかつたと思ひます。

したが、いま、今お話し合いをしていただくことも、大前提はやはり許諾をする、許諾をするんだよということのお互いの信頼感がそこになかつたら、この法案というのは私はもう全くおかしいものになつてしまふという気持ちは今でも持つておりますので、そういう意味でそれをどの程度にするか、そして今度レコード製作者側とは「一年」という話にされたのも、ある程度お話が詰まつてきたのも、やはり許諾をするという前提がなかつたらレンタルの皆さんも困つたと思ひます。私はいま、私はこう思ひますので、そのことをまずひとつ、お互いに信頼感の中できちつとおなかの中に入れて、そして話し合つていただくことが妥当だ、その上において適切な使用料というものを定めていくべきだ、こう思ふんです。

私も政治家の立場で、大臣でありましたも政治家でありましたから、そういう中に入りたくもございませぬし、もう加戸次長以下事務当局を信頼して、そして円満にお話し合いを進めていただけるようになお一層努力していきたいし、私の基本的な考え方はすべてそこに立脚してやっているとございまして。

○馬場委員 その基本的立場で私も同感でござい
ますので、ひとつ一生懸命頑張っていたきたい
と思うのです。

特に私の心配しますのは、レンタル業界がい
わば自助努力といいますが、一つの市民権を得て音
楽文化産業の発展に努力する、貢献する団体とし
てひとつ成長していかう、そういう中で例えば高
速ダビングなんか悪いことはしちゃいかぬ、そう
いうものは入れないというようにして、悪い
いものは切りながら自助努力してやっていて、
そしてこういう皆さんと同じ場所に来て話し合
いをするという中で、例えば、許諾しませんとい
うようなことになってやはり許諾しないようなこ
とが起こってきたら、その中からでも変なことを
悪いことをするということが出たらまた混乱
が戻ってくる、こういうことになっちゃいかぬ
と思いますので、ぜひそういう点で頑張ってい
たい、こういうぐあいに思います。

そこでもう一つ、業界の混乱の中に訴訟問題が
実はあったわけですが、この訴訟問題も先ほどか
ら出ておりますので詳しくは聞きませんが、この
法律ができたからこの訴訟問題というのが和解
決の方向に行っているんじゃないか、私はそうい
うぐあいに感ずるのですけれども、これは次長、
どうでございしますか。

○加戸政府委員 この貸しレコード問題に関し
ます訴訟は二通りございまして、一つは商業用レ
コードのレンタルそのものに關します訴訟と、も
う一つは高速ダビングの禁止を求める訴訟とが
ございまして、後者につきましては仮処分決定が先
般一つ出ました。あと残り二つございしますが、こ
の問題についての和解という具体的な動きはまだ
ございしません。一方の貸しレコードそのものに
關しましては、私どもに入っております情報によ
りますれば、裁判長が和解の勧告をなされたとい
うことで、そのベースに乗ってレコード協会ある
いは音楽著作権協会側が貸しレコード側との間に
おきます自主的な和解の方向に向かって具体的に
話し合いに、あるいはその他のいろいろな準備に入

ていると理解しております。

実は、この問題は若干基本的な問題との絡み
がございまして、現在、六月二日からどうするの
という方向へ向けての話し合いとの関係にあり
るわけにございまして、今までにこうしてきたも
のはどうするかというところは、これからどうする
かということに相互つながりがあるわけにござい
ますので、私どもの予想をいたしましては、この
和解の内容は、多分六月二日以降に決まるであら
う話し合いの内容とほぼ、そう全く同一とは申し
ませんが、相互リンクするような形で解決が図
られることになろうと思っておりますわけにござい
ます。

○馬場委員 十分理解できましたが、くどいよう
ですけれども、著作権者だとかあるいは実演家の
方々あるいはレコード製作者の方々、そしてレン
タル業界の方々、これが共存共栄しなければなら
ぬわけですから、そういう意味ではやはり同じ方向
を見ていかないとやいかぬわけ、おれはこっちだ
とどこか一つ向けば共存共栄もできないわけ、
秩序も崩れるわけにございしますから、今文化庁は
そういう公正な使用料等についていろいろ相談に
乗っておりますと思っておりますので、公正な使用料で
きちんとまとまるといふようにひとつぜひお願いして
きたいと思ひます。

それから、次に暫定法についての質問ですけれ
ども、実は暫定法が出ましたときに、著作権者等か
ら許諾を得なければならぬ期間は「一年」とい
うのが原案に出ておったわけですが、国会で議論
をいたしまして、その部分を「政令で定める期
間」、こういうぐあいに修正したわけにございま
す。この修正は森大臣は委員でよく知っておられ
るのですが、この修正の意図を文化庁はどのよう
に理解しておられるのですか。この「一年」と出た
のを「政令で定める期間」と国会で修正したわけ
ですから、この修正は何のために、どういう意図
で修正したんだと理解をされておりますか。

○加戸政府委員 私どもの理解をいたしますと
は、当初議員提案されました期間の「一年」が「政

令で定める期間」に変わりました理由をいたしま
しては、当時この「一年」という期間につきまし
て、権利者サイドは一年を上回る期間、しかし、不
満ながら一年でも最低が一年という考え方だった
ように理解しております。一方、貸しレコード側
にとりましては、許諾権の期間があつては困る、
これはゼロであるべきだ、あるいは限りなくゼロ
に近い期間という考え方であつたろうと思ひます
し、その間の思惑をいたしまして、貸しレコー
ド側としては全部を使わしてもらいたい。一方、
権利者側としては、当初は全面禁止を主張する向
きもあつたわけにございまして、そういう意向
の食い違いもあるという状況の中でどういう形で
進んでいくのか、まだその段階では小委員長報告
もないわけにございしますから、そういう方向性
も見出せないという状況もあり、関係者間の意見
を十分調整した上で、具体的に一年にするのか何
カ月にするのかという問題は政令にゆだねる。具
体的には政令を定めるのは政府でございします
で、立法の府が、行政レベルでこれをうまくや
つて期間を定めてほしい、そういう趣旨であつた
と理解しております。

○馬場委員 「一年」と出たのを国会でいろいろ
修正したというのは、これは二年にするとかなん
とかという意味で修正したのではなしに、もう少
し縮まらないかという意味の修正という気持ちで
僕らは修正したわけにございしますけれども、問題
は、また政令が「一年」と出たというものだから、その辺の
気持ちがちよと合わなかつたのです。

先ほどから聞いておられますと、これについては
関係者はみんな承知しているんだというお話で
ございします。関係者がみんな仲よく「一年」で承
知した、そういう中で政令を文化庁がつくられたとい
うことで先ほど聞いておたのですが、皆さん了
解されたわけですか。

○加戸政府委員 この期間につきましては、権利
者側でございします音楽著作権協会、芸能実演家団
体協議会並びにレコード協会の三団体につきまし
て、一年以上というお申し入れでございしました。

一方、貸しレコード側、当時のレコードレンタル
協会側は、すべて許諾をしてもらえなければ期間
にはこだわらない、しかし、もし禁止されるので
あるならば許諾権をそもそも認めるべきではな
い、こういう御主張であつたわけにございします。
両当事者の意向を文化庁として調整したわけに
ございしますが、そのときの許諾権の期間というもの
につきましては、私どもとしては二通りの意味が
ある。

一つは、許諾をするかしないかを決めることが
できる。つまり、場合によってはレンタル禁止が
できる可能性のある期間であると同時に、その許
諾を与えれば使用料が取れる期間。つまり、発売
後何カ月を経過したレコードを使えば権利が動く
のか、使用料を支払わなければならぬのか、そ
の期間を経過すれば使用料を支払わなくても済む
という実態が生ずるわけにございまして、仮定の
話でございしますが、許諾権の期間を六カ月とし
て切りました場合には、六カ月を経過した商業用レ
コードはもうフリーにレンタルできる、使用料も
払わなくてもいい、そういう状態が出現するわけ
にございします。

そういう意味におきまして、文化庁あるいはレ
コードレンタル協会の両方の自主的な調査の結果
によりまして、商業用レコードが発売されまし
てから一年以内のレコードのレンタルによる売り
上げの比率が九割にございしますので、「一年」と
いうことをもし押さえるとするならば、今貸しレ
コードで実際に貸されている商業用レコードの九
割をカバーすることができるといふことは、業
界の実態をいたしまして、著作権者あるいは隣接
権者に還元すべきお金としては一年をベースとし
て算定するのが比較的合理的な期間であらうとい
う点で、たまたま議員提案で、当初は腰だめで、「一
年」が決まったのじゃないかと思ひますが、提案
のとき「一年」であつたのが、その後の調査によ
つて見ますと、発売後九割のものが大体カバーで
きるといふ実態と偶然にも符合したという実態が一
つあるわけにございします。

重ねて、レコードレンタル協会側との話し合いの中におきましても、当方といたしましては、初めはレコード協会側から全面禁止だ、六カ月禁止だというような声が上がっていたわけですが、それが、それは小委員長報告あるいは参議院附帯決議の趣旨に反するという事で、原則としての許諾をしてほしい、細部の詰めはまだ残っておりまして、そういう状況でレコードレンタル商業組合側の御了解もお願いしたいということとで、「二年」に定めた次第でございます。

○馬場委員 皆、関係者が了解しておるといふことでございますので、次に移ります。

次は、現在話し合っておられますところの公正な使用料の問題についてでございます。話し合いの現状は先ほどから他の委員の質問で聞いておるのでございますが、ごく簡潔に、公正な使用料は、どの団体とどの団体とどうなっているという現状を報告してください。

○加戸政府委員 まず、作詞、作曲家側でございます。日本音楽著作権協会と日本レコードレンタル商業組合との間におきましては、当委員会でもたびたび答弁申し上げましたように、四月十三日に基本的な合意に達しまして、四月十六日付で日本音楽著作権協会から著作物使用料規程改定の申請が出されております。内容といたしましては、LP盤、これは一回といたしますが、通常二日間貸すことが原則でございますが、五十円、それからシングル盤については十五円、それからコンパクトディスクと呼んでおりますけれども、最近のレーザー光線による一種の音源ディスクでございますが、これが七十円、それから録音テープが五十円、これを基本料金といたしまして、団体が年間契約によって契約する場合にはその積算のベースなりあるいは料金についての一定の軽減が図られるという規定と、そのほかには暫定措置法期間中はそれで計算した額の百分の六十の範囲内で特別料金を定めるという形で、現在申請が出ているわけでございます。

一方、日本芸能実演家団体協議会とレンタル商

業組合との間におきましては、あるいはレコード協会とレンタル商業組合との間におきましても、まだ感觸、意見交換程度でございます。具体的な金額の提示とかいうような段階にはまだ至っておりません。

ただ、ある意味で日本音楽著作権協会がプライスリーダーとして一応価格の設定ができたわけでございますから、それを横目で見て一つの見当がつくであろうということ、あるいは貸しレコード側におきまして、これは営業でございますから、使用料に相当する額をどの程度レンタル料金にオンでできるのかという経済法則というのが当然ございまして、余りにも高いレンタル料金では利用者が来なくなつて経営が成り立たなくなる。

そうすると、どの程度のアローアンスの中で権利者側に払うべき余裕ができるのか、作詞、作曲家の使用料との間においてどの程度のバランスをとればいいのか、これは一種の商取引的なものでございまして、両当事者間の話し合いで相当程度詰まってくる問題だと思ひますが、現在のところ、最終的に詰まらない事態が出る可能性もないわけじゃございません。そういう意味におきまして、私も、非公式な感じでございますが、著作権接権者側並びにレコードレンタル商業組合側の方から、その際には文化庁として、この辺が妥当ではないかというふうな示唆もお願いしたいという空気も感じておるわけでございます。なるべく円満に話を進めていきたいと思います。

特に難航すると予想されますレコード協会とレコードレンタル商業組合との間におきましても、先ほど別の答弁で申し上げましたが、お互いの代表者であります高宮会長あるいは牛久保理事長、いずれも人格、識見、良識のすばらしい方でございます。立場は非常に苦しいと思ひますけれども、大乗の見地に立つてお互いの接点を見出し得るのじゃないかという心からの期待を持っています。

○馬場委員 著作権協会とLP五十円という話が

ついているというのですが、私よくわからないのでございます。五十円というのはどういう積算基礎で出たのか。例えば、文化庁としてはこういうものの使用料の積算基礎というのはいかにあるべきか、それを質問した方がいいんじゃないかと思ひますが、そういうことを含めながら、五十円というのは、これはお互い商取引だから、決まったんだから知らないよと言われるのか知りませんが、いかにあるべきか、こういう問題についてはどうお考えですか。

○加戸政府委員 世の中にいろいろな著作物の使用料というのがございます。これは長年のいろいろな慣行によつて積み上げられたものがあるわけでございます。歴史の長い業界におきましては、例えば出版物の印税でございますれば平均して一〇%、特に偉い作家に頼んで書いてもらつたら一五%になるとかあるいはアドバンスを支払うとか、これはでき合ひの作品だから八%にするとか、いろいろな形がございます。あるいは録音使用料にいたしましても、今、日本音楽著作権協会の使用料が、レコード一枚について五・五%とかいうような料金の定め方もございます。

しかし、その場合に、いわゆる総体の価格に対する比率という観点から見ますと、これは原価計算がまた必要になってくるわけでございます。どの程度の必要経費をかけ、利益がどの程度で印税がどの程度になるのかというふうな相関関係もある。つまり営業をするときに、著作物なりあるいは著作隣接権である実演レコードがどの程度の寄与をしているのかというのが総体の価格の中ではかられるべきである。そういう意味では、この分野ではこれ、この分野ではこれというのは、長い商業慣行のできた分野についての料金というのは、はおおよその見当がついていくわけでございます。新しい業種というのはまさに初めてのカテゴリーでございます。まして、まさに両当事者が腰だめで、うちは幾ら欲しい、いや、うちはこれしか出せないというふうなところから話がスタートして、た

またまがちょっと話が詰まったところではないか。そういう意味で、理論的に説明しろとおっしゃられますと文化庁としても一番当惑するわけでございますが、これは貸しレコード側としてもこの程度なら営業が成り立つという判断のもとに、著作権者側もこれだけもらえれば満足できるという、たまたまお互いの気持ちがあつたり一致したというすばらしい数字ではないかというぐあいに理解しておるわけでございます。

○馬場委員 私よくわからないので、すばらしいのかすばらしくないのかよくわかりませんけれども、当事者が納得したと言へばこれはもう何も言うことはないわけです。

私も余り詳しくないのですけれども、著作権協会には著作権使用料規程があつて、文化庁長官が関与できるんです。ところが、隣接権者にはそれは今ないわけですね。そういうことも含めて、例えば文化庁長官が規程によつて関与できる著作権協会、長い歴史を持っていろいろまとまつたと思ひますが、そういう文化庁の関与する規程がない隣接権者、それが今から話し合いに入るわけですが、言いたいのは、著作権協会に五十円、そうすると次に実演家の団体の方が、おれのところは横並びじゃ、さつき横目で見ると言われたけれども、どういふ横目で見ると言われたいけれども、おれのところは五十円だ、そうしたらレコード協会は、おれのところはもう少しもらわなければいかぬ、おれのところは百円だなんて言つたら二百円になつてしまふですね。そういうことでは、今度はレンタル料がぐうつと上がつてしまふということにもなるわけでございます。何か文化庁が、長い指導の経験の中で、著作権協会にはこういう規程があつてこうなつていて、それを横目で見るとか、それはお互いの当事者の話し合いがつかないときは多分文化庁の方に、何とかいい知恵をかせてくれと言ってくるんじゃないかとさつき御答弁もあつたのですが、そういうこともお考えになつておられるのではないかと思ひます。そう

またまがちょっと話が詰まったところではないか。そういう意味で、理論的に説明しろとおっしゃられますと文化庁としても一番当惑するわけでございますが、これは貸しレコード側としてもこの程度なら営業が成り立つという判断のもとに、著作権者側もこれだけもらえれば満足できるという、たまたまお互いの気持ちがあつたり一致したというすばらしい数字ではないかというぐあいに理解しておるわけでございます。

いうあと二つのものと著作権協会との使用料の関係なんかは、申請もまだ来てないところに裁定の腹のうちを見せたってこれはしょうがないと思えますけれども、その辺の関係はどういうぐあいに考えておられるのですか、関与の仕方も含めて。

○加戸政府委員 先生御指摘のように、暫定措置法下におきましては、著作権隣接権者側に關しまして文化庁サイドとしては何らの権限がないわけでございます。ただ、ただいま御提案申し上げております著作権法一部改正案の中におきまして文化庁長官の裁定制度が取り入れられてございますので、来年の一月からはそういう形に移行するということを目ざして、事実上、本法移行への体制の前段階としてスムーズな話し合いが持たれるだろうという期待をしているわけでございます。

ところで、金目の問題でございしますが、先ほど私、すばらしい数字だと申し上げましたのは、決してそれが適正だという意味で申し上げたわけではなくて、お互いに意見がばつちり合ったということはお互いにとってハッピーなはずだから、すばらしい数字だということの意味のことを申し上げたわけでございます。

現実的な感覚をいたしますれば、先生が御心配なさっていただきますように、権利者に払うという考え方を、恐らく貸しレコード側も一つのパイを想定していると思えます。そのうちの相当部分を切り取って、「はい、これは著作権」と渡したわけでございますから、貸しレコード側の懐の中は権利者側には見えませんが、残ったパイが権利者側にとっては満足すべきものか不満足なものかということがあり得るだろうと思う。そういう意味で、こういう本場の新しい業種の場合には、三つをセットで、えい、やあ、さつという形でそれぞれが一週に決まるのが本場らしい姿じゃないかと思えますが、文化庁が申します前に両者間で話が先についてございしますから、これも春闘相場と同じでございします、ある団体が決まったからほかの団体が横目で見ながらという関係で、一つはプライスリーダー的な役割を音楽が果たした

ということはあると思えます。

ただ、その場合に、確かに今度は貸しレコード側が今のレンタル料金を一体どの程度までなら上げられるのか、あるいはその上げた範囲の中でどの程度使用料として支払う余地があるのかという、ある意味ではみずからの一つの制約を負ったという感じになるわけでございますから、そういった立場を芸術協なりあるいはレコード協会なりが十分とした上で残ったパイだけの要求をするのか、あるいは足りないからもつとパイをふやせと言ふのか、その辺が今後の話し合いの過程でいろいろな若干難しい問題が出てきようかと思えます。しかし、いずれにしても基本的には両当事者間の話し合いでございしますから、高い値段と低い値段とからスタートしてだんだん近づいていく中で、文化庁としてもじつと見まして、そこそこはなるべくいい数字に落ちつくように側面的な御協力を申し上げます。

ただ、仮定の話でございしますが、もし話がつかないといったしましても、それはわずか半年の話でございしますから、半年間のことだけをめぐって大きなトラブルになるということは私どもは考えていないわけでございます。それは暫定期間であるということとを踏まえた上での暫定的な手打ちの方法もあり得るであろうし、そういう意味で、先ほど申し上げたレコード協会会長あるいはレンタル商業組合の理事長のお互いの話し合いの上での妥当な解決を期待しているということでございます。

○馬場委員 今度は大臣に質問したいんですけれども、今お聞きしておいて、貸しレコードの利用者は俗に一千万人ぐらいおるといふぐあいに聞いているわけでございますが、問題は、そういう公正な使用料というのはお互い関係者で話をされ、それで合意をするんでしようけれども、そのとき忘れてはならないのは私は消費者の立場ではないか、こういうぐあいに思えますし、そしてやはり消費者というものが日本の音楽文化創造の土壌であり、源泉だと思ふんです。これが買わなければ

ば音楽文化創造なんてできっこないわけでございますから、そういう意味でぜひ、決める場合に、その底辺における音楽文化を創造する原点である消費者の立場を重視しながら御相談に乗っていただきたいし、指導していただきたいと思うのですが、これについての大臣の御見解をお尋ねしておきたいと思ひます。

○森岡務大臣 私も先ほどから大変長々と、当時の経緯を思い出しながらお話ししておるのですが、この問題が起きたときに、ちよつと私的なことで恐縮ですが、当時、私の娘がたしかまだ中学一年生で息子が高校三年だったと思ひます。たまたま日比谷公会堂で、レンタル業界をつぶせなんというような何か大会があって、そのテレビが出ておりました、私が党でこの仕事をするというのをテレビか新聞で息子が見たんでしようね。それで私は、どう思ふかかと子供たちに聞いてみたんです。というのは、二人とも愛用者でございまして、借りに行っているわけですよ。そうしたら、下の中学の娘がこう言うんです。親孝行しているんです、お父さん、LPを一枚買うのに二千八百円もするんです。——ちよつと森岡のことを言つては恐縮ですが、小遣い五千円もやってないものですから、その中でレコードに三千円取られるのは大変なピンチです。と。しかも、ここは僕はなるほど、レコード業界の人も考えてもらいたいと思つたのは、LP、高いのを買うのだけれども実は聞きたいの一曲なんだ、なのに全部をセッとしたものを買わなきゃいけないから、結局みんなで出し合つて買うということになってしまふので、レンタルを利用するということが親孝行ですよ、お父さん。そう娘に言われて、なるほどうまいことを言うものだな、こう思つたわけですよ。

兄貴の方に、じゃあおまえはどう思うののだと言つたら、おかしいよ、この話は、と言つたのです。どうしてだと言つたら、コロムビアが困るのは日立がそういうテープや機械をつくるからじゃないか、CBSソニーが困るといつたつて、ソニーがつくっているからじゃないか、東芝EMIが困る

といったつて、それは東芝がつくっているのじゃないか。親会社機械をつくつてどんどんデビングするようなことを促進しておいて、自分の子会社が困るからつて、そのしわ寄せを僕たちのところへ持つてくるというのはおかしいよ、お父さん、そんなことをやると政治家不信になるよ、こう高校生息子の言い方を言うのです。

たまたま家の中の会話ですけども、これは今馬場さんがおつしやつたとおり、消費者あつてのこうしたレコードであることは間違いない。そういう意味で、先ほど加戸さんが、えい、やあ、さつと——えい、やあ、さつと一、二、三というのがどう違ふのかわかりませんが、いずれにしても五十円という価格ができた。そしてこの法律ができたのは、一つには業界が同じテーブルに着くということがありますが、もう一つは、どんなに音楽を聞きたくても、どんなレコードを買つても、やはりつくる人たちの努力、その人たちの創造によつて音楽ができたのであるということを使用料を払うことによつて、それが場合によればレンタルに上乗せさせてくるのかもしれないけれども、いずれにしても著作権というとても大事な法律があるんだということを、利用者が子供たちであればあるほど、若年層であればあるほど、そのことによつて著作権というものを大事にしなればならぬのだということを利用者にもわからしめるといふ意味で極めて教育的効果がある、そういうふうには私は考えておるのです。

ですから、確かに消費の立場の皆さんも考えていかなければなりません、やはりただで音楽はできないのですよ、つくる人たちの大変な努力によつてこれがあるのですよということもぜひ理解してもらふために、いささか消費者に対して御迷惑をかける面も出てくるのかも知れませんが、特に子供たちという低年齢層に大変申しわけないなという気持ちもございしますが、適切な、公正な価格によつて著作権という大事なものを子供たちが理解してくれるということの一助にはなるのではないかなという自負心も私は持っているのです。

す。
○馬場委員 たくさん質問はあるのですけれども、時間がありません。

著作権は文化のパロメーターだということですが、著作権というものを消費者に本当に意識してもらおうということは非常に大切なことだと思えますが、余り消費者にしわ寄せということでは来ますと大変なことになるわけですし、その点は大臣よくわかってのお話ですので終わりますが、やはり音楽産業の中の実情というものの把握が文化庁は足らないのじゃないか。具体的に言いませんけれども、何か質問すると、これはどこどこレコード協会の調査によれば、これはどこどここの調査によれば、通産省のお話を聞けば、こういうことでの答弁が多いですよ。だからレコードの価格というものが高いのか低いのか、そして今録音、録画機器がこうなっていて、それがどう影響しているのか、あるいはレコード産業界の体制というのは今のままではいいのとか、どこにいい点があり、どこにはまずい点があるのとか、例えばレンタルとかがどれだけ収入なんかに影響を及ぼしているのかとか、そういう科学的な調査というものは、やはり著作権というものは文化のパロメーターだと言ふのだから、それでいろいろ振興していこうと言ふのだから、そんな調査というのは文化庁が主になってやるべきだと思うのですよ。だからそういう点について——あと一つあるもので、余り時間がありませんけれども、何か文部省がそういうものを人の調査を借りて言うのじゃないに、主体的に、著作権を通じ日本の音楽文化を盛んにしていくという、そのことが文化全体にかかわって行くわけですから、その著作権にかかわるいろいろな調査というものをぜひ文部省の力でやるべきだと思うのですが、大臣、いかがですか。

○森國務大臣 先ほどからも少し申し上げたのですが、文部省や文化庁は商いには余り関係がない、文化の薫り高い役所でございますから、つつい文化振興、レコードが繁栄することは大変ありがたいこととあります。しかし、それはお金をもうける意味での繁栄ではなくて、音楽が伸びていくてくれる、そういう意味で繁栄というように考えているわけでございますから、つついレコードが何枚売れて、レコード業界がどういう収支になつていくだろうというところまでは、文化庁としては今日までタッチしなかつたということとは率直に認めざるを得ない、私はこう思います。

しかし、今度の法律を御議論いただき、成立をさせていただきましたことを一つの契機として、やはり文化庁長官がその中に調整をする機能を果たし得る、そういう立場にもなるわけでございますから、事務当局にも、十分そうしたことに留意をしながら、業界の問題点もやはり適時適宜に調査をして、そして文化庁としてしっかり把握しておくということも大事だと思いますので、そういう指導をしてまいりたい、こう思います。

○馬場委員 時間が来ましたので、最後にまとめて二、三申し上げておきたいと思うのです。

この著作権法の今度の一部改正の法律でございしますが、やはり貸与権というのがはつきりするわけですが、この前の暫定法よりもさらに非常に貸与権というものが独立していくわけでございますし、そういう中で、こういう貸与権が今度できたのだ、だから暫定法よりもおれの力が強くなったんだ、そういうことで、お互いに手を取り合つて仲よくやっていく、協調し、共存共栄というものにこれによってひびが入らないようにということにぜひ注意していただきたいと思ひますし、そして、これは念を入れて言っておきますけれども、例の一部禁止という動きがやはり頭にあるというのなら、今度は裁定権があるわけですから、そういう動きのある前に、話の中で裁定権をもって混乱するようなことが起こる前に裁定をするということなんかも、よく当事者と話し合ひをして、心して運営していただきたいと思ひます。まだ幾つかございしますけれども、そういう点を新法の運用に当たつて留意していただきたいと思ひます。それからもう一つは、先ほどから出ております録音、録画機器の著作物の私的使用についてです

けれども、これについては西ドイツ云々ということも出ておるわけでございますが、やはり賦課金というふうなもの、この問題は避けて通れない問題ですから、この録音、録画機器の問題につきましてもぜひ前向きに取り組んでいただきたい。どうも聞いておりますと、先ほど文部大臣が言われたのですけれども、やはりこういうものをつくる機器メーカーは賦課金をかけるなんかは反対でしようから、そうすると、その反対は物すごく力が強いところだものだから、それに押し切られて文化庁はじつとしていっているようなことでは日本の文化は守られないと思ひますので、ぜひこの問題についても前向きに取り組んでいただきたい

いし、これは録音、録画機器だけでなく、今から日進月歩で技術が発展していくわけですから、次から次に新しい機器が生まれてくると思ひし、その機器を利用して日本の音楽文化を国民全体にどう広げていくか、こういうようなことで積極的にこういうものに取り組んでいくべきだと私は思ひます。

そういう点について最後に大臣の御答弁をいただいて、時間が来ましたので終わりたいと思ひます。

○森國務大臣 御指摘いただきましたことは、大変大事な問題をたくさん含んでいると思ひます。

十分御指摘の点を留意しつつ、そして、先ほどもちよつと申し上げましたように、著作権審議会の方にもまた次々と、新しい時代に対応して第七小委員会も発足をいたしておるわけでございますので、今後とも十分議論をしながら、こうしたことを十分に留意して、文化振興のために文化庁が大いに気を吐いていけるように事務当局を指導していきたい、こう思つております。

○馬場委員 終わります。

○愛野委員長 江田五月君。

○江田委員 長丁場でお疲れと思ひます。そして、もういろいろな質問がそれぞれ出まされて、その質問に対して大臣と加戸次長の方から、いろいろな方面によく配慮の行き届いた、理解の行き渡つた

お答えがございましたので、何をこれにさらに重ねてという感じもするのでありますが、もう少しだけ聞いておきたいことがありますので、お許しください。

最初に、レコードレンタルというものを一体どう見るかということなのです。これも大臣の方からお話がありましたが、私は、これは一つの新しい文化の形なのかという気がするので、おとといですか、この委員会でも島委員が、「チョウチョウ」を「デフデフ」と書かないとどうもぴんとこないと言ふので、私が笑いましたら怒られました、どうも私もやはり「デフデフ」じゃぴんとこない。これはある程度違いがあるわけですね。しかし、違つていくからというので、古いとか、おまえなんか昔を知らぬなど言われたのではどうしようもないわけで、お互いにそれぞれの違いを認識しながら同時に理解をしようということが必要ですが、どうも今の音楽文化の中に二つのものが混在している。あるいは二つ以上のものが混在しているのかもしれないが、一般に伝統的な音楽文化ということになると、やはり送り手がプロフェッショナルで磨き抜かれて、すばらしい音楽をつくるためにそのことに生涯をかけてがんばつていく。受け手はそれを本当に良好な環境で静かに、私は受け手でございまして、それこそ赤ちゃんきやつと言つてもいいけない、けたの音がコロツといつてもいいけない、そういう環境のもとで聞きたい。そういうものからだんだん変わつて、受け手の方もある種の参加をしていきたい。今度送り手の方も、ある種の科学技術の発達などに伴つて、単に送り手としてのプロフェッショナルという性格がだんだん薄れてきていますね。そして、そういう中で、例えばカラオケの中から歌手が出てくる。まあカラオケなんかは一つの新しい文化の芽のあらわれかもしれないが、そういうものとしてレコードレンタルも、コピー文化という言い方だと何となく軽薄な文化というような語感に伴いますけれども、そういう新しい科学技術の中で新しい文化の形ができてきつたあるのかなという

感じがするのですが、文部大臣のその辺の感觸を
ちよつとお伺いしたいのです。

○森岡務大臣 先ほど馬場さんの御質問の中でも
申し上げたのですが、一枚のLPレコードを静か
な環境で、それこそ自分の吸うお茶の音も遠慮し
ながらじつと聞いていく、こういうファンもいる。

しかし、若干は音質が悪くても、ヘッドホンか何
かで喧騒のソウルなどを聞いて体を一緒に振って
動かしていく。これはもうそれぞれ、音楽を愛す
一つの所作だろうと思うのです。どれがよく
てもどれがいけないということはない。質が若干悪
くてもできるだけ安く手に入れて、自分の好きな
曲をテープにとって、いつでも好きなときに、場
合によっては歩きながらでも聞く、そういうこと
を若い人たちは好む。しかし、それは非難はでき
ない。私は思うのです。いずれその子たちも、ま
た年齢とともに、音質の全く狂つてない、いいレ
コードを静かに聞くという気持ちにだんだん
なっていく。そういう意味で、若い世代の皆さん
がレンタルのレコードを利用してお互いにテープ
を回し、聞きながらやっていると、それは私はある
意味では生活の知恵だと思ひますが、もう一つは、
将来音楽を支えてくれるファンの拡大、ちよつと
言葉は悪いのですが、その予備軍を形成していく
ことになるのではないかと。僕はそういうつもりで
この問題に対応したのである。

ですから、初めて私が自民党でこの仕事のま
めをさせられたときに、さつき言った自分の
子供にまず感觸を聞いてみて、そこからスタート
をした。党本部でその作業を始める委員会を開き
ましたときに、順番に団体の皆さんにお話をい
ただいて、朝ですから朝食会をやりたいとお話
を聞くのですが、当時、レンタルの皆さんはおつ
かなびつくりとお見えになつて、弁護士さんを連
れて来られるんですね。それで、何か我々からしか
られるのじゃないかという構えで、代表の大浦さ
んがちよつとあいさつだけしまして、党の国会議
員がいろいろな質問をしますと、みんな弁護士さ
んがお答えになる。朝早いですから我々も御飯を

食べながら、大した御飯じゃありません、ノリと
卵とサンマが何かだったのですが、食べながらや
つていまして、そのレンタルの皆さんは、おいでを
いただいたお客さんですが、御飯も食べられない
んですね。何か食べたいのかぬのじゃないかとい
うくらい、ある意味では非常に純情で、党に呼ば
れることが何かおしかりをいただくのじゃないか
という構えで来られました。僕は、大変純粋な皆
さんだと思ひました。

ですから、私は、そうではなくて、あなた方がそ
ういうお気持ちであるなら、さつきも申し上げた
ようにまさにアイデアで、考えて後からわかつて
みれば何でもない話だけれども、コロンプスの卵
なんですね。しかし、そのことを本当に国民全体
が認知してくれる御商売にするというお気持ちで
ぜひ一緒に、僕たちはあなた方を排除するとい
うことじゃないのだ。ある意味では、業界の皆さ
んを排除しろという意見も物すごい高まりでござ
いました。白川さんなんかは、守つてあげるべき
だという大変強い御発言でもございました。いろ
いろな意見がございました。そういう中で、まず
入つていただいた、そして業界として認めてもら
えるようにやろうじゃないですか、こういう姿勢
で臨んだ。

一方において、レコード製作者やあるいは著作
権を持つておられる方々には、将来長い目で見た
ら大変音楽を愛好する人々を形成していくこと
になるのではないかと、こういうお話を申し上げた
ことを私は今思ひ出すわけであります。

ちよつと長くなって恐縮でございましたが、レ
ンタルレコードを利用してこういう若い人た
ちもやはり音楽文化を大変に愛してくる人た
ちであるから、大事に大事にしていかなければなら
ぬ、こういうふうな受けとめて私は今日まで来て
おるわけでございます。

○江田委員 何も質問しなくてもいいと言いま
したけれども、やはり質問することはあるわけだ
から、どうぞ、朝食会のおかずの件までは質問に
ありませんので……

年とともに嗜好が変わるということもあると思
ひますが、新しいものが生まれているということ
があると思うのです。例えばビートルズが最初出
てきたときに、僕はビートルズが出てくるときに
は、もうある年代を超えてしまったので、何とな
くうるさいな、あんな音楽、という感じでした。し
かし、ビートルズ世代というのは、年をとつても
ビートルズは懐かしくて仕方がない、涙が出るほ
ど懐かしいと言ふんですね。今の若い人たちは、
それこそテープをいろいろ編集しながら、マイ
テープといつて、自分が車に乗って走るときはこ
の音楽で二十分間、自分の音響空間をつくるのだ
というところに物すごく喜びを感じているという文
化、これは今のエレクトロニクスがあつて初めて
成立する文化ですね。これはやはりユーザーがあ
る種の参加をしているわけですね。これが恐らく
これからもつとつと進むだろうと僕は思うので
す。

例えば、どこまで進むかわからぬし、今の
ニューメディア時代と言ふとちよつと浮かれ過ぎ
かなという感じもするけれども、しかし、ある種
の未来予測を含んでいるのだらう。そういうこれ
から先の方向を考えますと、例えばサックスは
サックスで、ピアノはピアノで、ギターはギター
でいろいろなパーツがあつて、それを今ではミッ
クスして一つのレコードにつくつて売っているわ
けです。その歌手も、若い女の子が下手くそな歌
でね。しかし、エコーをかけたリビッチを上げた
り、いろいろなことを機械で操作して一つのレ
コードをつくつていく。これをユーザーの方が、
自分たちがやってみたいというふうになるかもし
れない。それを可能にするエレクトロニクスの技
術が今進みつつあるのではないだらうか。そう
なつてくる、そういう音楽文化のある種のはしり
のような、ある種の芽のようなものが、このレン
タルの今の流行の中にあるんじゃないかなという
気がするのですが、その辺になりますかどうか。文
部大臣お若いのですから、おわかりになるで
しょうか。

○森岡務大臣 私は、どちらかというとビートル
ズとか、そういうことに余り心が弾んでこないの
です。私の生まれたころ、昭和十二年から十六年
というのは割と、この間御質問いただきました大
久保直彦先生の御尊父さんあたりがおつくりに
なつた歌が非常に流行いたしました。母の胎内の
ときから覚えたのかどうか知りませんが、案外そ
のころの歌をよく今でも歌います。ですから、音
楽に対してはかなり理解もあります。それから、音
楽関係者とも非常に私は、芸術家というよりも
芸能家とおつき合いが多いのですが、今あなた
がおつちやつたとおり、いろいろなパーツから来
る音楽を集めていい音楽にしてレコードにして出
す、今度はそれを聞くときに逆にまた分離して聞
くというやり方、そういうことも恐らくこれから
でき得るでありましようし、かなりそういうこと
に関心を持つている人たちは、自分で非常におも
しろおかしくつくられてやつておられる人も随分
ありまして、よく私もそういう家庭へ行つて、そ
ういう音楽を聞かせてもらうこともございます。
自分が歌つた歌をちよつとカラオケでつても
らつて、それをまた完全に分離してほかの伴奏と
くつつけてやると、意外におれの歌はうまいんだ
ななんて思うことがありましたけれども……

いずれにしても、そういうことに参加しながら、
要は、先ほど申し上げたように音楽に対する非常
に大きな関心が出てくるということには、ある意味
での文化の振興にもなるというふうな思ひます。
そういう意味で、この問題はまさにけんかするこ
とじゃないので、お互いにルールを守つて、そし
て音楽を大事にして、音楽をつくる人たちに感謝
をして、そしてそのことでみんなが大きく繁栄を
していくということが、やはり一番のこうした問
題に対する哲学としてなければならぬ、私はこう
いう考え方を持つておるわけです。

○江田委員 さらに言えば、恐らく今の科学技術
の進歩の速度からすると、レコードというものの自
体が、これはレコード協会も貸しレコードも一切
含めて、レコードというのが何か古い時代の遺物

になつていくんじゃないだろうか。百科事典なんというの遺物になるかもしれないわけですね。これからINSとかいうことになっていきますと、ボタン一つで百科事典のどの項目というのがすぐ出てくる。各自の家にはほんと備えるような必要がなくなってくる。本なんというものは、初版本を愛蔵するというようなことで意味があるだけ。そこまでいくとちょっと行き過ぎでしようけれども、レコードも、どうもジャケットを集めておくということに興味があるというように感じになつて、実際の音楽はレコードで聞くよりもはるかにPCMで録音したものが、ボタン一つでINSのシステムの中で自分の家に入ってくる。アダプターが何か、スピーカーはそれぞれちゃんとした物が要るでしようけれども、そういうようにして聞くようになってくると、一体今レコードということやたら頭を悩ましていくけれども、もつと何かその辺まで見越していくと、レコードを売る、買つてもらう、そしてお客さんに費用を負担してもらつて、それをリサイクルして著作権者の方に、音楽著作家の方に royalties をして権利を反映させていく、そういうレコードというものを売ることによつてユーザーに費用を負担してもらつてというやり方自体がオールドファッションになつてしまふんじゃないか、もつと何か違った方法をいろいろ工夫していかなければならぬ、そういう時代が来るのではないかと気がするのですが、いかがですか。

○森岡務大臣 先ほどから加戸次長もいろいろ苦労した話などしておりましたけれども、私もこの問題を暫定法をまとめますまでに各業界の皆さんにお話を申し上げたとき、やはり業界全体がもう少し前向きに考えてみなければならぬ問題が多いのではないだろうか、レコード製作者側の皆さんは、やはりそういうことも考えておられるようです。ちょうど加戸さんが、百年も続いた貸し本——百年と言つたかな、何かそういうことを言いました、やはりレコードを売つてくださる販売業者とレコードを製作する会社との間の長い信頼

関係、そのことを考えますと、ドラスチックな考え方はなかなか製作者側としてはできないだろう、こう思いますが、まさにアイデアで考えたレンタルですから、これはやはり販売業者も考えなければならぬことだ。端的に言えば、私は、販売業者の皆さんもレンタルをおやりになるということに踏み切らざるを得ないんじゃないかと。うちのこと、当時やりとりの中であったし、ちょっと申し上げた。それからレコード業の皆さんも、さつき言つたように、うちの娘がたまに言つたように、一曲だけ聞きたかつたのに、ほかの十曲が何かついてくるために二千八百円も払わなければいけないのはおかしいわと言つた。子供たちも、シューマン全体の、あるいはシューベルト全体のものを持つていたいというよりも、何の曲だけ欲しいというのもあるわけですね。やはり、そういうところにレコード製作者側もこたえてあげていない、私はそんな感じがしました。

江田さんも知つておられるように、最近もうレコードに針がないのだそうなんです。針のないレコードというのでびっくりしましたけれども、そういうふうにとんどん改善していける業界ですから、あなたのおっしゃるような考え方で業界全体もこの問題を機にいろいろな意味で反省をし、そのことをステップとして新しい段階へと対応していつてほしいな、こういうふうにも私も望んでいるところです。

○江田委員 レコード協会の皆さんが、一部禁止ということを考えているやに伺つておりました、レコード協会の皆さんとすれば、どちらかといへばレコード販売店を何とか守つていきたい、レコード協会の皆さんからすれば当然であろうし、余り急激なダメージをこれで生活をしている皆さんにお与えをするのは政治のあり方ではないと思ひます。しかし一方では、例えばこれはどクォーツの時計が出回つて、眼鏡をかけて小ぢなねじ回して時計を一生懸命分解掃除をする、その時計屋さんが幾らデモをしてみたところでこれはもう始まらないですね。恐らくレコードもそういう趣

勢にある。ですから、もうこれからレコード店も単にレコードを売るといふことではなくて、音楽文明についてのその地域のセンターのような役割を果たしていくな、いろいろな媒体を自分のところで集中的に管理し、コントロールし、センターをつくつていくんだという、そんなくらしい意気込みを持たなければならぬ。そして、音楽著作権者あるいは著作権隣接権者の皆さんも、あらゆる媒体を通じて音楽というものを公衆に享受していただいて、その使用料ということになりサイクルを實際に回つていくんだという発想の転換が恐らく必要なんだろうと思つたのです。そうなりますと、今の著作権法上の立て方からすると、許諾権というの著作権法上の立て方からすると、許諾権というの構成で仕方がないかと思ひますが、やはりこの許諾というものは、公正な使用料の徴収によつて満足させられるべき権利なんだというふうに割り切るべきじゃないのか、こう思ふのですが、いかがですか。

○加戸政府委員 この貸しレコード問題のそもそもの発端は、先生も御指摘なさいましたように、レコード小売店側からの問題提起がかねて強かつたわけでございまして、また私も数字として聞いております限りでも、既に七百軒のレコード小売店が倒産をしたということ、これは貸しレコードが直接の原因であるかどうかはともかくとして、そういう実態を踏まえた議論があつたことも事実でございます。

ただ、文化庁の立場といたしますれば、先ほど森大臣から繰り返しお話がございますように、文化を守るんだ、そういう意味で著作権者あるいは著作権隣接権者の権利というの大切にしてほしい。その観点に立つて見ましたときに、レコード製作者の立場というものは、やはり音楽文化というのをこの世の中に送り出している音源の提供者である。しかも、その中にありましては、例えばレコード協会の主張にもうなすけるものがあるわけでございます、で、き合ひの作詞、作曲を使つて、で、き合ひのタレントに頼んで録音するといふケースではなくて、ある企画を立て、そのために作詞をし

てもらひ、その作詞に曲をつけてもらひ、かつそれに適合した歌を歌う歌手を選び、バンドを選び、かつ良好な条件の中でヒットすることをねらつて、多額の投資をかけたタレントを使うとか、そういうような諸般の多額の投資の中でつくり上げていったものが貸しレコードで使われて、投下資本が回収できないということになることは、ある意味では、レコード製作者を保護しようとした著作権隣接権の制度の趣旨からいえますれば、レコード製作者側の立場に立てばつらい思いがするだろうと思ひ、音盤製作への意欲も失はせるといふ面もあるのではないかと、そういう感じはするわけでございます。

その意味におきまして、そういう人たちに、許諾が前提である、だから使用料で言った場合に、じゃあ使用料が幾らもの担保できるのか、果たして取つた使用料によつてその投下資本が回収できるのかということもある程度は考えてあげていかなければならぬ。それでも、それは見合ひの問題でございまして、それから、そういうのはケース・バイ・ケースで決まり得るだろうし、私も率直に申し上げて、このようない問題の解決というのは、これが絶対というのはいふ得ないと思ひます。

例えばのケースでございまして、それはレンタル側の御主張なさいますように、使用料を取ることによつてオール許諾をしてみた。ところが、やっぱりこれでは全然採算が立たない、もたないといふ分野も出てくるでしょう。逆に、それでは、ある限定されたものについての限定した禁止をしたといった場合に、禁止はしてみたが、そのわずかの期間に消費者の方はぐつと我慢をした、禁止期間が切れれば、それでまた借り出して録音をする、その間におきましては投下資本の回収をするほど売れなかつたなどということがあると、そういうのはやはり試行錯誤をやつてみないと、どの姿がいいのかということも確定的に申し上げられないだろうと私は思ひます。その意味では、話し合ひもあるし、あるいは試行錯誤をしばらくは繰り返してみることがあり得るのかな。ただ

基本は、あくまでも、音楽文化を生み出す権利者側もあるいはこれを伝えるレンタル側も、まさに共存共栄、何が一番音楽文化のためにいいのかということ、理想的な秩序を目指していく、そのための意味の試行錯誤はまだ途中プロセスとしてあり得るんじゃないか、そういう感じは私は気持ちとしてするわけでございます。

もちろんこの問題は、レコード協会とレコードレンタル商業組合との間の十分な話し合いの中で一つのあるべき姿を見出していただきたいという気持ちにはございませうけれども、ただ文化庁の立場で申し上げますと、本来文化庁というのは、著作権あるいは著作権隣接権といったサイド、つまり権利を保護する立場であるわけでございませう。ただ、この貸しレコード問題に関しては、先ほどからもいろいろな話が出ておりますけれども、我が文化庁著作権課の諸氏も、レコードレンタルに従事される若い人の意欲、純粋な気持ちというのに打たれまして、どちらかと申すと、著作権者あるいは著作権隣接権者側よりも貸しレコードの皆さんの方に心情的には傾いてきていて、そういうような状況もあるわけでございまして、ある意味では私も、レコード協会あるいはレコード関係者の方からは、文化庁は一体どっちの味方だ、権利を守るべきではないかというおしかりも受けるような状況でございませう。ただ、あるべき姿、本来の理想の姿を見出す途中のプロセスというのはいろいろあるんだな、そういう意味でのある程度の御理解も賜れば幸いだと思っております。

○江田委員 よくわかります。権利を守る守り方の問題があるんだろうと思えますがね。

採算割れというようなお話があったのですけれども、しかし、考えてみると、このレコードについては禁止してもらわないと採算割れを起こしてしまうんだというように果たして本当に判断できるのかどうかですね。あるいは、レコード会社側から言うと、第三者をしてそういう判断に導くような資料を出すことが本当にあり得るかどうか。

か。そうなるをやつぱり、例えば一つの会社につき年に何点とかいうことになってしまふのじゃないだろうか。禁止ということになりますと、もう微調整なしです。それから、それでも万々休す、一切終わりです。そうじゃなくて、許諾は許諾だ、あとは使用料の問題で、どれほどが実際に購入される枚数、どれほどがレンタルに回る枚数ということになるかを、使用料の額で調整するということとは十分可能なわけですね。使用料というのはその意味では変数で、結果をいろいろ変えることができる、いわば世の中を動かす材料になるわけですね。許諾禁止になりましたら今度はどうしようもないのです。したがって、基本は、使用料というところでいろいろ調整をとっていく。これ、許諾するかどうかなりますと、規定が働かない。使用料というところに入ると、文化庁の方の規定が働くわけですから、それこそ五十円もあるし、一枚千円なんというの、それがいいか悪いかわかりませんよ。よければそうだっていいだろうし、そういうことがいろいろ可能なわけですから、よほどのことがあればそれは別ですけども、つまり使用料ということにすると余りにも妥当を欠く。権利の乱用の気味があるというような場合ですと別ですが、やはり使用料による許諾ということになればならぬと思うのです。

著作権法の中にも強制許諾という制度があります。これは、貸しレコード、レコードレンタルの場合には、本来、性質上なじまないものなんです。か。どうですか。

○加戸政府委員 著作権法の中にも強制許諾制度として三つの制度を取り入れておまして、一つが著作権者不明の場合、だれにライセンスをもたないのかわからないときには文化庁長官の裁定を受けて利用する。それから二つ目のケースが放送に際しての裁定でございまして、正当な理由がなく放送に際して許諾を拒否した場合に文化庁長官が裁定をする。それから三番目のケースとしましては、レコードの専属性というものを打破するためのものでございませうが、一たんレコード

を録音させて三年間たつた場合、ある特定の会社と専属契約を結んで、ある会社から三年間出した場合には、三年経過後はよその会社でも出せるように、それを拒否した場合には文化庁長官が裁定をする。この三つの制度がございませう。それぞれ歴史的な沿革あるいは公益上の理由その他合理的な理由のつくものでございませうが、貸しレコードの場合に、同じような制度が導入できるかどうかという御質問だと思います。

問題は、著作権につきましては、音楽著作権協会は、先ほどからも御議論ございませうに、仲介業務団体として原則的に許諾をしますので、このことについてレンタルを禁止ということが起こり得ないから強制許諾ということはあるまいわけでございます。とありますと、残りは著作権隣接権の分野の問題で、ただ、著作権隣接権での強制許諾という制度は現在ございませうし、また、政令で定める短い期間の権利でございませうので、裁定の手続をそこまで手間暇かけるといふことよりも、むしろそういった乱用のケースが起こり得るとするならば、実は、御提案申し上げております法律案の中にも、許諾権の期間は一月以上十二カ月以内の範囲内において政令で定めるとしております趣旨も、もし乱用のケースがあり得るとするならば、許諾権の期間を政令によって短縮し得るのだよという抑止力の効果を含めていふことではございませう。

○江田委員 もう一つは、私はその一部禁止で心配をするのは、一部禁止になりますと、こういう生き馬の目を抜く世の中ですから、どこでまたこの法をくぐる者が出てこないとも限らないのです。一部禁止にはなつた、しかし、やみの貸しレコードがあれこれ出てきた。商業組合だつていろいろな人がおるわけで、それは商業組合の皆さんが自分の組合員を一生懸命統制するように努力をするでしょうが、その中でどういう秩序を乱す者が出てくるかわからない。あるいはその外がほとんど膨れていくかわからない。一部禁止ということがほんの一部ならまだいいのですが、それが

かなり大きくなつてくると、せっかくでき上がったある新しい制度、新しい秩序が、そういう妙な不心得者によって壊れてしまふおそれがあるような気がするので、すなわち、一部禁止というものが著作権、著作権隣接権を保護するというように動かすに、逆に、せっかくできつつある新しい秩序が壊れて、貸しレコードの出現してきたような当初のあいまいな状態に戻つてしまふというおそれ。しかも、警察力で取り締まると言つたつて、これはなかなか簡単じゃないですからね。ですから、新しい秩序の中にみんなを包摂していくというために最大限の努力をしていただきたと思うのですが、そういうおそれの点はいかがですか。

○加戸政府委員 確かに先生御指摘のような事態は、起こり得ないということとは保証できないわけでございます。しかし、基本的には、ルールを守る、お互いの合意したルールを守るという信頼の上にそれぞれ成り立つものだという感じがするわけでございます。

一面におきまして、今のレンタルを、仮に、限られた種類の数、短い期間での禁止ということが、これは多分レコード協会側の提案は出るだろうと思ひます。その場合の話し合いの前提になるわけでございますが、そういうケースにつきまして、先ほど申し上げたように、一つは試行錯誤のステップもあり得るのかな、あるいは使えるようになるまでユーザーの方が待つという事態もあり得るだろうし、やってみなければ投資が回収できないから、それじゃもう初めからレンタルでいいやということもあり得るでしょうし、私も一番恐れておりますのは、今レコード協会が必死になつて、いろいろな突き上げの中で高官会長を中心として、レンタル側へレンタル側へという形の移行を物すごく努力されていまして、御承知のように、この暫定措置法がスタートした時点では、一年間オール禁止からスタートした議論でございませうから、ここまで持つてくるにはレコード協会自体としても、幹部にも並み並みならぬ努力があつ

たと思ひますし、高官会長も自分の首を覚悟の上で今お取り組みだと私は理解しております。しかし、レコード製作者全員を抑え得るかというところの問題はあり得ますし、義務じやございませんから、うちはそんなことだつたら嫌だ、自分がこれだけ投資をしてつくつたレコードなら未来永劫にレンタル禁止だ、そういうような主張をされる者が出てくる危険性なしともしない。

そういったような諸般の情勢を考えたときに、私は繰り返して申し上げますが、これが最終的な、ファイナルな理想的な姿を見つめるには時間もかかるだろうし、そのステップとしていろいろな道もあるだろうし、それは両当事者の間でよく話し合ひをしていただいて、十分煮詰めていただきたいなと考えている次第でございます。

○江田委員 確かに、これからいろいろな試行錯誤を繰り返していきながら、いい秩序をつくるためにいろいろな努力をしていかなければならぬと思うのです。

そういう努力の中で、例えば先ほどの強制許諾ですが、文化庁が指定する団体相互の間では、この六十八条とかあるいは六十九条、そういうようなものを工夫として取り込んでいくというようになこともあり得るんじゃないだろうか。文化庁が指定する団体の間には、許諾について話し合ひがまとまらないときには、許諾について裁定をし、さらに進んで使用料について裁定をするというふうにしておけば、今度は逆に文化庁、ひょっとしたら通産省なかもしれませんが、そういう団体に対する一つのコントロールの力にもなっていくわけです。そういうものは、これから先の動きの中で、頭の中に置いておかれる考えはありませんか。

○加戸政府委員 先生御承知のように、作詞、作曲家関係の著作権につきましては、音楽著作権は仲介業務法によりまして仲介業務団体が権利を行使する建前になっておるわけでございます。同じようなシステムを実演家、レコード製作者の権利についても措置することは立法論としては可能で

ございますけれども、御承知のように、行政改革で許認可はなるべく減らしていくように、行政の関与を減らすというのが今の方向でございます。本来的には当事者間の話し合ひによって円満な解決を図ることが理想でございます。行政が余り関与すべきではない分野だという感じはいたします。

ただ、従来、ありがたいことに、著作権の問題に關しましては文化庁を信頼いただきまして、いろいろな御相談もちょうだいいたします。そして、文化庁が申し上げた考え方をなるべく尊重した方向でやっていただいているという従来の実績もあるわけでございまして、私も、法律による規制という形ではなくて、なるべくならば両当事者間の話し合ひで文化庁のヒントなりサセションでうまくいくことを期待しておるわけでござい

ます。

○江田委員 政令ですが、これは政令ですから、「法何条の政令で定める期間は何月とする」というような規定の仕方ですね、恐らく。しかし、この期間というのは、先ほどお答えの中にありましたとおり、文化庁としての切り札、カードですね。ですから、このカードをうまく使うためには、手を縛ってしまうわけに恐らくいけません。一遍ある期間を政令で定めて、事態の推移を見ながらまたこれを変えていくとか、あるいは政令で画一的に期間を定めるのではなくて、これはちょっとどうだかわかりませんけれども、ケース、ケースでこの場合のケースには幾ら、こちらでは幾ら、こういうんな政令の期間を決めるとか、政令については例えば三月と六月と九月と十二月、イ、ロ、ハ、ニとする。あとはレコード会社ごとに、あるいは団体ごとにイのケース、ロのケース、どれであるかは省令で指定するとか、そんなようなこととか、何か期間というカードを本当にフルにうまく使えるような方法はありませんか。

○加戸政府委員 私どもの御提案申し上げた気持ちといたしますれば、暫定措置法に基づきます政令の期間が一年でございまして、その継続性と

いう観点から申し上げますれば、同様に著作権法一部改正案に基づきます政令も十二月と定めさせていただきます。円滑な利用関係の継続を図りたいというのが今の考え方でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、一月以上十二月以内というのは、権利利用があれば抑止力として一カ月というようにないものもあり得るという意味の考え方でございます。なぜ抑止力かと申し上げますと、実は仮に政令で定める期間を一カ月といたしますれば、ライセンスを得られないから一カ月は待つけれども、一カ月たつたら全部のレコードは無断で使用できる、言わなければ、言葉は悪いでございますけれども悪徳業者、金を払う意思のない人がそこから使つて、報酬請求権というのは単なる債権だから、著作権じやないから幾らやってもそれは抑えられない。ただ金よこせ、金よこせだけであるというふうな、そういう逆みずからの首を絞める結果を招来することになるわけでございますから、そういうふうなことは権利者側としてもなならないであらう、そういう期待のもとに一月以上十二月以内とさせていた

いでいるわけでござい

なお、この場合の定め方は、ある種類のものについてとは、これは一カ月、これは三カ月、これは六カ月というふうな定め方ではなくて、画一的に十二月月というふうな感じで一律に定めさせていたかつもりでございます。

○江田委員 画一的にであらうと思ひますけれども、しかし画一的ですと、そこらの微調整がなかなか難しいですね。

例えば、同じレコード製作者の中に、比較的文化庁の御指導よろしきを得てきちんとした秩序の中に入ってくる皆さんもおられる。だけれども、どうもなかなか難しいなという人もいます。そういうときに抑止力は、大部分の秩序をちゃんとつくつていく皆さんが存在するために、一部の不心得者のところに働かないというふうなことになる。もつとも、その場合にも短くしてしまえば、あの皆さんはどつちみち使用料が報酬請求権にか

わるだけで、金額の問題ですからいいと言えはいいわけですが、いずれにしても、そういう政令というものを文化庁のカードとして有効に使つていただきたい。

それから、裁定で使用料、報酬請求権の額を定めていくわけですが、裁定の際の基準、どういう基準でこの金額についての裁定をされるか、これは何かもうお考えはありますか。あるいは、これからこういうふうな手続で基準を決めていくとしていくと、そういうふうなお考えでも結構ですが、あります。

○加戸政府委員 裁定と申しますのは、報酬あるいは使用料、それらに基づきまして額の相談をしたときに、権利者サイドは高値を言い、使用者サイドは安値を言つて折り合ひがつかないといったときに、文化庁長官に申請があるわけでございまして、機械的にはその上限と下限の間をとるという形になりますので、ある意味では双方の主張の食い違い、両者のいづれかのところで接点を見出すというのが裁定でございます。

その場合の裁定の基準というのは、使用料は先ほど申し上げましたように、いろいろの分野でいろいろな考え方があつてございまして、この分野で妥当な金額というのは実は決められない。そういう意味でいろいろ各般の――もちろん、裁定いたします場合には著作権審議会に諮問いたしますので、著作権審議会の委員のいろいろな御判断を仰ぎながら、その答申を受けて文化庁長官が裁定するわけでございまして、ある意味では人間の英知によって、これこそ、えい、やつというふうなニュアンスはあり得るわけでござい

ます。

ただ、現実の問題として、既に九十五条あるいは九十七条に基づきまして、現在、商業用レコードの放送に伴います二次使用料等についても裁定は行いますが、これも裁定があるという制度のおかげで、裁定前の段階で両当事者の話し合ひがつかないときに文化庁の言い値でおよそ折り合つていただく。そういう意味では、裁定は多分

伝家の宝刀で、裁定があるのだよということでは文化庁が事実上物申すことで、中間点を通常はとっていただいているというのが実態でございます。

○江田委員 先ほどいろいろ話が出ておりましたけれども、権利者間の権利の強弱の問題です。著作権者が仮に一とするならば、著作権隣接権、実演家の場合とレコード製作者の場合、それはどういうことになりますか。どうも大もととは著作権者なんだから、著作権者より強いはずがなろうという気もしてみたり、しかし当事者の主張はどうもそうでもないように伺ったりするのですが……。

○加戸政府委員 権利の強弱と使用料の価格との相関関係は必ずしもないと私も思います。その文化にどの程度の創造性があり、値打ちがあり、利用度があるのかということで、個々の取引でございます。それぞれ個別に許諾をとれば、あるいは作家は、私はこれでいいと言えども、これはビッグタレントだから私はその十倍ぐらいの金が要するというところで、個々の契約でいく限りにおいては物すごい違いがそれぞれ、力によっても、作品の得意等によってもあり得ると思います。ただ、今のシステム自体が、著作権については仲介業務法に基づいて文化庁長官の認可した使用料規程でいきますから、同じ一律の料金が著作権者から著作権で決まっております。

では、著作権と隣接権の相関関係はとなりますと、実は今までにもいろいろな分野があり得るのですが、その間におきます著作権者側と著作権隣接権者の金額の比率というのは、それぞれみんなばらつきがございまして、その問題、あるいはその業種によって、利用されるときは著作権者と著作権隣接権者におきますウェイトの問題、あるいは別の分野ではまた別の力が、インパクトが働くというように諸般の状況の中で一律には言えない。そういう点ではおもしろいものですが、著作物の使用料というのは何となく決まっていって、定着するとそんなものかなというのが過去の歴史で積

み重ねられてきておると理解しております。

○江田委員 どうも榎問答のような話で、何かよくわかったようなわからぬような、しかし今の段階ではしようがないのかもしれない。

ただ、先ほどもお答えの中に出てまいりましたが、放送の場合と有線放送の場合に一定の実例があるわけですね。これは恐らく一つの基準といえますか参考といえますか、こういうものになるのでしょうか。

○加戸政府委員 それも一つの考え方になり得るでございます。あるいは外国の例におきましても、著作権者と著作権隣接権者がどの程度のウェイトの配分になっているかという問題もございましょう。ただ、今回の問題につきましては、私も、問題の発端が、つまり音源の製作者の被害が一番大きいということからスタートした点から、レコード協会はかなりの額を主張されるだろうなという感じはいたしておりますけれども、それはやはりケース・バイ・ケースでございまして、今回の貸しレコードに伴ってそれが経済的利益を相当失っているのか、あるいは経済的利益を受けるべきなのか、そういった点もファクターとなり得るでございましょう。あるいは交渉上手な場合もございましょう。あるいは交渉下手な場合もございましょうし、いろいろな要素が絡み合っています。言うなれば一律にはいかない問題だと思

○江田委員 もう時間が参りましたが、いろいろな問題があると思うのです。大臣は、文化庁というのには商いは関係ないんだ、文化の薫り高いところを相手にしておるんだ、こうおっしゃった。著作権を保護するということでは、確かにレコードレンタルはどういうふうな規制をするかという、そういう対象になってくるかと思ひます。しかし、文化といいますが、冒頭にも言いましたとおり商いは関係ないのです。文化というのはいろいろな文化があるわけで、正直言つて、僕らも若者文化がわかつていくわけじゃないです。それはディスコなんかに行つて体を動かした

らくたびれるだけで、よくこんなうるさいところというふうな感じもするけれども、しかし、やはり今の若者文化を理解しようと思つと、ディスコの耳の鼓膜が破れそうなんに行つて、体も動きもしないのに一生懸命ゴーゴーなんかやったりするのですね。そういう連う文化が若者の中にあるかもしれない。そういう一種の「テフテフ」を笑つて怒られて僕も反省したのですが、若者のある種の文化というのが何かあるんじゃないかというふうな気持ちで、商いの世界というふうな突き放さずに、こういう新しい文化がもたらされてるんだとすればこれを大切に大きく育てあげるといふ、そういう目を持っていたきたい、そういう気持ちで接していただきたいと最後に要望してお答えをいただいて質問を終わります。

○森岡務大臣 商ひに關係ないということをお申し上げたわけですが、それは、この暫定法を最初にお取りまとめをさせていただいた当時の気持ちから言ひまして、レンタルレコードをけしからぬのだ、業界の秩序を乱しているんだ、だから追放すべきなんだ、あるいはレコード製作者やレコード業者の皆さんの今日まで得た収入というものを守つてあげなければならぬのだ、こういう考え方でこの法律をまとめたのでは、これは全く議論にはならないわけです。

ですから私は、今度の法律は、たびたび先ほどから申し上げてまいりましたし、前に皆さんで御議論をいただいております。いろいろな暫定法もあわせて、これに関連する皆さんの秩序づくりをしたということと、そして、いろいろな考え方があつたように、科学技術の進歩と文化の進展によつて文化に対する価値観も変わつてくるわけですから、レコード製作者側もレコード業界も、すべて時代に対応していく考え方を今度のこの二つの縁をもつて前向きに考えていただきたいなと、こう思つております。

もう一つは、レンタルレコードの場合の、特に需要者といひますか、必要とする人たちは極めて

若い層であるということから考えても、例えばソフットのプログラムの問題が出ておりますように、これからの日本の産業の進展に伴つて著作権という問題がいかに大切なものかということ、若い人たちにも産業界の皆さんにも、このことを通じて十分理解してもらへる一助にもなつたのではないかと。そういう意味で、今度の問題は、国民の中に大きく著作権という問題を考へてくださる、そして、この偉大さというものも知ってもらいたい人たちの偉大さというものが、音楽文化を創造する立場の皆さんが将来ともに音楽を大切にしていふ、文化を大切にしていふ、芸術に親しむ、そういう人たちの層がどんどんふえていって、その人たちがまた大きくなって、引き続き日本の文化や芸術というものを大事にする、そういうことになつてくだされば大変ありがたい。

こういう意味で文化庁は、御議論いただきまして暫定法を一つの引き金として今度の法改正をお願いいたしましたわけでございまして、これからまだまだ我々が予想もしないようなことがどんどん起きてくると思ひますので、商ひということでも申し上げたように、事務当局も十分そのことを踏まえて、今後ともいろいろな新しい事態に備えて縦横に、また柔軟に、潤達に、著作権を大事にして、日本の文化や音楽、芸術を大事に守つていく文化庁でありたい、こういうふうには思つておる次第であります。

○江田委員 どうもありがとうございます。

○愛野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○愛野委員長 これより討論に入るものであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。著作権法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○愛野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○愛野委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、船田元君外五名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。馬場昇君。

○馬場委員 私は、提出者を代表いたしまして、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 著作者等の貸与権の行使に当つては、公正な使用料によつて許諾し関係者の間の円満な利用秩序の形成を図るよう指導すること。

なお、実演家等の貸与権の期間の政令を定めるに当つては、関係者の意見を十分聴取し、適正な期間とすること。

二 著作隣接権保護の徹底を図るため、「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約」への加入を早急に検討すること。

三 コンピュータープログラムをはじめとするコンピュータソフトウェアの保護については、ソフトウェアの特性に見合い、条約を前提とした国際的整合性に留意し、また関係省庁の意見の調整を行い、適切な法的整備を行うこと。

四 録音、録画機器の急激な発達普及の実態と今後の動向にかんがみ、これらの機器に對して、諸外国の制度も参考にし、著作物の私的

使用等のための複製について賦課金制度の導入など、抜本的解決を図るための対応をすめること。

五 ニュースメディア、データベース等新たな著作物利用手段の開発普及から生ずる課題並びに文献複写に関する問題の処理について、時宜を失することなく、制度改正を含め必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○愛野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく本案に対し附帯決議を付するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○愛野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。森文部大臣。

○森国務大臣 ただいまの御決議につきまして、御趣旨を体しまして、今後努力をいたしたいと考えております。

○愛野委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○愛野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○愛野委員長 次回は、来る五月九日午前十時理事會、午前十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時四分散會

昭和五十九年五月十八日印刷

昭和五十九年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局